

第5次宝塚市総合計画

後期基本計画

2016 ▶ 2020

市民の力が輝く 共生のまち 宝塚

～住み続けたい、関わり続けたい、訪れてみたいまちをめざして～





将来都市像の実現に向けて

第5次総合計画は平成23年度（2011年度）にスタートしましたが、平成27年度（2015年度）末に前期基本計画が終了するにあたり、平成32年度（2020年度）をゴールとする後期基本計画を策定しました。

この5年間、基本構想で定めた将来都市像「市民の力が輝く 共生のまち 宝塚 ～住み続けたい、関わり続けたい、訪れてみたいまちをめざして～」の実現をめざして、計画を推進してきましたが、少子高齢化の進行、人口減少への転換期の到来、東日本大震災の発生を契機とした安全・安心に対する意識の高まり、高度情報化社会の進展など、本市を取り巻く状況は大きく変化しています。

本計画は、このような状況の変化を踏まえながら、現状と課題を精査した上で、策定したものです。課題の中でも、高齢化の進行については、現在、4人に1人が高齢者となっている現状などから、「超高齢社会に対応したまちづくり」を、分野や施策の枠を超えて横断的に取り組む重点目標として加え、対応していくこととしています。

本計画の策定にあたっては、市民アンケートを実施し、総合計画検討市民会議、総合計画審議会において議論を重ね、パブリック・コメントで意見を募るなど、多くの市民の皆様参加を得て、協働により策定したものです。平成25年（2013年）3月に、「協働の指針」を策定し、指針に基づく協働の取組を広げてきましたが、後期基本計画においては、さらに協働のまちづくりが進むよう、各施策における市民の取組を充実して記しています。

一方、行政の取組としては、ICT（情報通信技術）の活用による市民との情報共有、地域と連携するための組織体制の見直し、市民参加の裾野の拡大などを記し、協働型の行財政運営を、さらに進めることとしています。将来都市像の実現に向けて、あらゆる分野において協働の取組を進め、総合計画を推進していきます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました、総合計画審議会委員の皆様を始め、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様、市議会ならびに関係各位に心から感謝申し上げますとともに、今後とも一層のお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

平成28年（2016年）3月

宝塚市長 中川 智子

目次

第1部 序論

第1章 後期基本計画策定にあたって

第1節	計画策定の背景と目的	2
第2節	計画の役割と位置付け	2
第3節	計画の構成と期間	2
第4節	計画策定の経過	3

第2章 現状と課題

第1節	社会経済情勢	4
第2節	宝塚市の人口推計	8
第3節	財政状況	10
第4節	市民の評価と意向～市民アンケートの結果～	13
第5節	前期基本計画の達成・進捗状況	21

第2部 総論

第1章 計画の実現に向けて

第1節	計画推進の基本的な考え方	30
第2節	財政フレーム	31
第3節	施策展開における基本的な考え方	31

第3部 各論

第1節	これからの都市経営	37
1	市民自治	38
2	市民と行政との協働	40
3	開かれた市政	42
4	情報化	44
5	危機管理	46
6	行財政運営	48

第2節	安全・都市基盤	51
1	防災・消防	52
2	防犯・交通安全	54
3	土地利用	56
4	市街地・北部整備	58
5	住宅・住環境	60
6	道路・交通	62
7	河川・水辺空間	64
8	上下水道	66
第3節	健康・福祉	69
1	地域福祉	70
2	健康	72
3	保健・医療	74
4	高齢者福祉	76
5	障がい者福祉	78
6	社会保障	80
第4節	教育・子ども・人権	83
1	人権・同和	84
2	男女共同参画	86
3	児童福祉	88
4	青少年育成	90
5	学校教育	92
6	社会教育	96
7	スポーツ	98

第5節	環境	101
1	都市景観	102
2	緑化・公園	104
3	環境保全	106
4	循環型社会	108
5	都市美化・環境衛生	110
第6節	観光・文化・産業	113
1	観光	114
2	商業・サービス業・工業	116
3	農業	118
4	雇用・勤労者福祉	120
5	消費生活	122
6	文化・国際交流	124

附 属 資 料

1	基本構想	128
2	現状と課題	150
3	後期基本計画を補完する分野別計画	152
4	前期基本計画の成果を示す指標についての達成・進捗状況	156
5	計画策定の経過	162
6	執行機関の附属機関設置に関する条例	163
7	宝塚市総合計画審議会規則	164
8	諮問書	165
9	答申書	166
10	宝塚市総合計画審議会の経過	167
11	宝塚市総合計画審議会委員名簿	168

第1部 序論

第1章 後期基本計画策定にあたって

- 第1節 計画策定の背景と目的 P 2
- 第2節 計画の役割と位置付け P 2
- 第3節 計画の構成と期間 P 2
- 第4節 計画策定の経過 P 3

第2章 現状と課題

- 第1節 社会経済情勢 P 4
- 第2節 宝塚市の人口推計 P 8
- 第3節 財政状況 P 10
- 第4節 市民の評価と意向
～市民アンケートの結果～ P 13
- 第5節 前期基本計画の達成・進捗状況 P 21

第1章 後期基本計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景と目的

本市においては、平成23年度(2011年度)から「市民の力が輝く 共生のまち 宝塚 ～住み続けたい、関わり続けたい、訪れてみたいまちをめざして～」を将来都市像とする第5次宝塚市総合計画(以下「第5次総合計画」という。)がスタートし、以降、計画を推進してきました。

計画策定以降、地方分権改革※の推進により、基礎自治体の役割が一層高まる中、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、自然災害の激甚化、地球環境問題の深刻化、情報化の急速な進展など、本市を取り巻く状況は大きく変化しています。

今後、税収の大きな伸びが見込める状況ではない中、社会の変化や市民の価値観の多様化に適切に対応しながら、変革期に対応したまちづくりを計画的に進めることが求められています。

そのためには、市民のニーズを的確に把握しながら、効率的・効果的な行財政運営を進めるとともに、市民と行政がまちづくりの課題をともに認識し、協働のまちづくりをさらに進める必要があります。

第5次総合計画の前期基本計画は、平成27年度(2015年度)末をもって期間終了となるため、このような本市の現状を踏まえ、その対応を図るため、前期基本計画に続く5年間の基本計画である第5次総合計画後期基本計画(以下「後期基本計画」という。)を策定します。

第2節 計画の役割と位置付け

総合計画は、本市がめざす将来都市像と基本目標を示し、それをいかに実現していくかを明らかにするもので、本市が定める計画の最上位に位置し、本市の各種の分野別計画は、原則として、この計画に則するものとします。

総合計画は、まちづくり基本条例及び市民参加条例に基づき、市民の参画の下に策定し、市民と行政がその内容を共有し、連携・協力して取り組むことで推進していきます。

なお、平成23年(2011年)5月に地方自治法が改正され、基本構想を策定する義務がなくなり、その判断は各自治体に委ねられることとなりました。本市においては、平成23年(2011年)3月に第5次総合計画基本構想及び前期基本計画を策定しており、後期基本計画も策定することとします。

第3節 計画の構成と期間

総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成します。

(1) 基本構想

本市がめざす将来都市像と基本目標を定め、これらを実現するための基本的な施策を示します。計画期間は、平成23年度(2011年度)から平成32年度(2020年度)までの10年間としています。

※地方分権改革

住民に身近な行政が、その自主性を発揮しながら住民のニーズに沿った行政サービスを行い、住民はその地方行政に参画し、協働していくことをめざす改革。

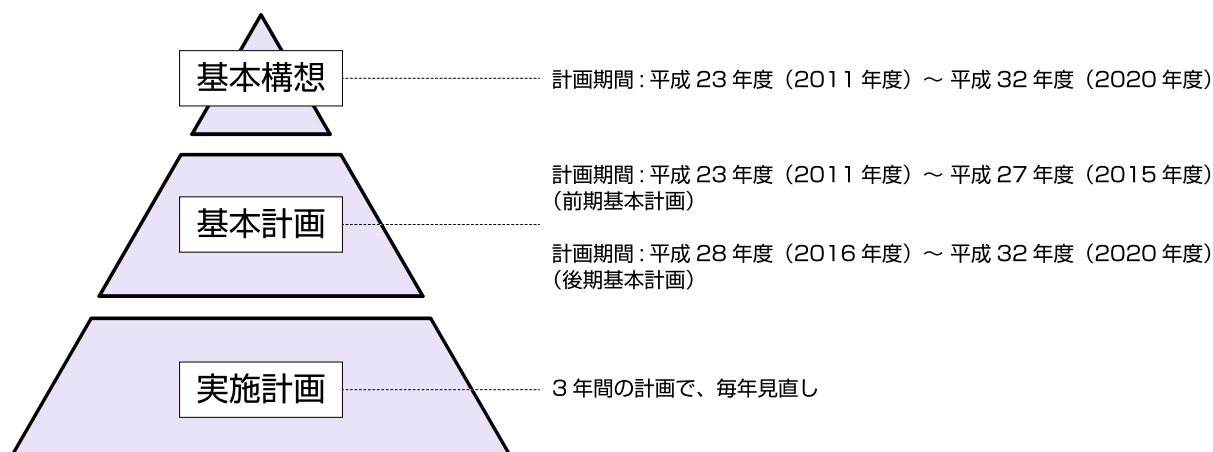
(2) 基本計画

基本構想に掲げる将来都市像や基本目標を実現するための計画です。施策ごとに今後の展開の方針や主な取組などを明示し、計画を着実に推進します。

計画期間は、基本構想の期間を5年ごとに分け、前期基本計画と後期基本計画を策定します。後期基本計画は、平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までを期間とし、前期基本計画の進捗状況や社会経済情勢の動向などを踏まえて策定します。

(3) 実施計画

基本計画に基づき、事業の具体的な内容を決めます。社会経済情勢の変化などに柔軟に対応するため、計画期間は3年間とし、毎年ローリング方式※により見直し、機動的に運用します。



第4節 計画策定の経過

後期基本計画の策定においては、市民アンケートの結果、パブリック・コメント※による意見など市民の声を積極的に取り入れました。また、平成25年（2013年）3月に策定した「協働の指針※」に基づき、協働の取組をさらに推進するため、総合計画検討市民会議、総合計画審議会において原案作成の段階から市民が参加するとともに、その議論において、各施策の推進における市民の役割を明記することとなりました。

なお、平成23年（2011年）の議会基本条例の制定により、議員は原則として法定外の執行機関の諮問機関及び審議会などの委員に就任しないとなったことにより、総合計画審議会は、地域や公共団体の代表者、公募市民、知識経験者などによる構成で審議を行いました。

※ローリング方式

官公庁や企業における中長期計画について、一定期間ごとに見直しをかける計画の立て方。

※パブリック・コメント

基本的な事項を定める計画や条例などを制定する前に、市民に計画案や条例案を示し、意見などを募集する制度。

※協働の指針 P152 参照

第2章 現状と課題

第1節 社会経済情勢

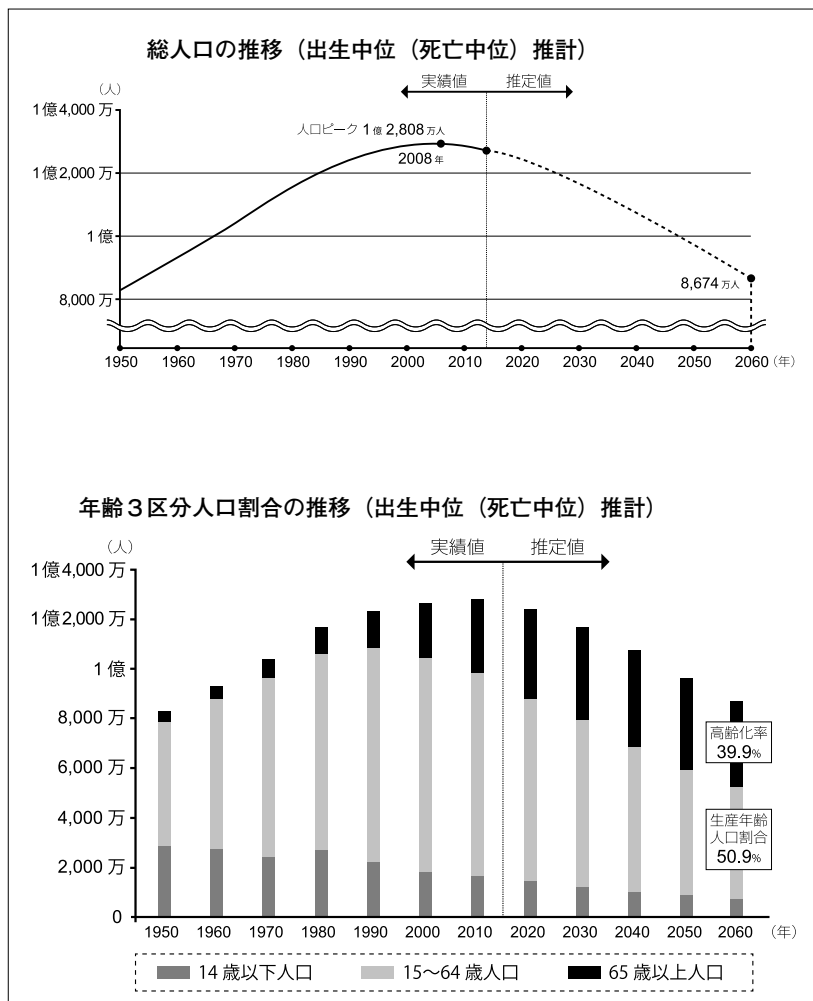
地方自治体を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。本市がめざす将来都市像を実現するためには、こうした動きを的確に把握しながら対応していく必要があります。

(1) 少子高齢化の進行

わが国の総人口は、平成20年(2008年)の1億2,808万人をピークに減少する傾向にあり、また、人口構造をみると少子高齢化が進行しています。こうしたことは、地域の活力を低下させるとともに、年金、医療、福祉など社会保障費の増大、税収の減少など地方自治体の財政状況の悪化を招くなど、大きな影響が考えられます。

本市においては、現在、人口減少の転換期を迎えており、平成27年(2015年)に22.8万人である人口が、平成32年(2020年)には22.6万人と微減傾向を示し、その後さらに減少が進むと予測されています。人口構造については、着実に少子高齢化が進んでいます。

このような状況の中、国においては、まち・ひと・しごと創生法が制定され、地方自治体においても、人口減少への対応、地方創生に向けた取組が進められています。本市においても人口減少、少子高齢化の進展に的確に対応し、将来にわたって活力を維持していく必要があります。



資料：国立社会保障・人口問題研究所
「日本の将来推計人口 (平成24年1月推計)」

(2) 経済状況の変化

過去約20年間において、経済は停滞した状況にありましたが、長期にわたるデフレと景気低迷からの脱却を最優先課題とした金融政策や財政政策、民間投資を喚起する成長戦略が推進されています。しかし、海外景気の下振れや今後予定される消費税率引上げに伴う需要への影響、高齢化の加速による社会保障費の増加など、将来における経済情勢は、依然として不透明となっています。

本市において、工業については、過去、大規模な工場閉鎖が相次ぎ、製造品出荷額、従業者数が減少し、近年は横ばいの状況となっています。商業についても、商店数、従業者数、年間商品販売額は伸びが見られず、厳しい状況となっています。観光について、観光客数は、近年、大きな変動はありませんが、宝塚ガーデンフィールズが平成25年(2013年)12月に閉園となりました。そのため、本市の観光文化の中心地域にあるこの跡地については、緑をはじめとする現在の良好な環境を活用し、新たな宝塚文化の創造につながるような土地活用を図る検討を進めています。

また、平成26年度(2014年度)は、宝塚歌劇100周年、宝塚市制60周年、手塚治虫記念館20周年を迎えたトリプル周年として、多くのイベントなどを開催しました。これを機に、今後さらに、市内外に本市の魅力を発信していくことが重要です。

(3) 安全・安心に対する意識の高まり

平成23年(2011年)3月に発生した東日本大震災は、未曾有の災害となり、広域にわたり甚大な被害をもたらしました。これを教訓として、近い将来に発生が予想されている南海トラフ巨大地震や直下型の大規模地震への十分な備えが急務となっています。また、近年、集中豪雨などを起因とする自然災害が多発するとともに、新たな感染症の発生、悪質な犯罪に対する不安感の増加などにより、国民生活の安全・安心を確保するための取組がますます重要となっています。

本市においても、「地域防災計画※」をはじめ災害に備えるための諸計画の更新や、「危機管理指針※」・「危機管理対応マニュアル」の策定などに合わせ、新たな危機事案に備えるための態勢を整備してきました。また、市内の各地域においても、市民が中心となり、安全で安心できる生活に向けた活動が広がっています。

危機発生時には自助(市民個人)、共助(地域の相互協力)、公助(公共機関など)を適切に機能させ連携させる仕組みを充実させることで、よりいっそうの安全・安心なまちづくりを進めていく必要があります。

※地域防災計画 P152 参照

※危機管理指針 P152 参照

(4) 環境保全意識の高まり

地球温暖化、資源の枯渇、生物多様性※の低下など地球環境の悪化が危惧されることから、環境への関心が高まっています。特に地球温暖化は、気温や海面の上昇、降水分布の変化を引き起こし、生態系や生活環境への影響が懸念されています。また、東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故の発生もあり、再生可能エネルギーへの転換などによる、環境負荷の少ない持続可能な社会※づくりが求められています。

本市においては、循環型社会の構築に向けたごみの減量や再使用、再資源化などに引き続き取り組むとともに、環境保全のため、従来の省エネルギーの取組に加え、再生可能エネルギーの利用を積極的に推進しています。今後、「再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本条例※」や「宝塚エネルギー2050ビジョン※」に基づき、さらに再生可能エネルギーの利用推進を計画的に進めていく必要があります。

(5) 高度情報化社会※の進展

スマートフォンやインターネット、SNS※（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の普及など、近年のICT※（情報通信技術）の進歩は、産業を活性化させ、行政の効率化を進め、生活の利便性を向上させるとともに、人と人とのコミュニケーション方法に大きな変化を与えるなど、社会全体に大きな影響をもたらしています。また、社会的課題の解決が期待されるICTとしては、公共データの活用を促進するオープンデータ※や、大量データを収集・分析し、新たな知見を発見するためのビッグデータ※があり、特にオープンデータについては、市民参画や協働を促進するオープンガバメント※の流れを受け、その取組が広がっています。

さらに、情報化社会の基盤として、平成28年（2016年）1月から社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）※の利用が開始されることになっています。

一方で、ICTが進展する中、情報セキュリティ※の確保がますます重要となっています。また、情報通信機器を使える人と使えない人との格差や、使える人においても、情報の取扱いに関する様々な知識と能力である情報リテラシーの差が広がっています。

※生物多様性

地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さのこと。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定しているといえる。

※環境負荷の少ない持続可能な社会

資源やエネルギー（とくに化石燃料）の使用や廃棄物を減らし、環境負荷の低減による環境再生を最優先し、持続可能性を持った社会。

※再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本条例

再生可能エネルギーを導入推進するための理念を定め、地球温暖化の防止やエネルギーの自立性や安全性の向上により、持続可能なまちづくりに寄与することをめざした条例。平成26年（2014年）6月制定。

※宝塚エネルギー2050ビジョン P155 参照

※高度情報化社会

情報通信技術の進展により、情報が諸資源と同等の価値を有し、それらを中心として機能する社会。

※SNS

インターネット上の交流を通じて新たな人間関係を構築する場を提供するサービス。

※ICT

Information and Communication Technology(情報通信技術)の略。

※オープンデータ

行政が保有する情報をインターネットを通じて誰もが自由に入手し、加工、利用及び再配布できるように公開されたデータのこと。

※ビッグデータ

事業に役立つ知見を導くための巨大なデータであり、社会・経済の問題解決や、業務の付加価値向上を行う、あるいは支援する目的などに利用されるデータ。

※オープンガバメント

インターネットを活用し、政府や地方公共団体を国民に開かれたものにしていく取組。

※社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するために、複数の行政機関に存在する個人の情報を同一人物の情報であるということの確認を行うための基盤。

※情報セキュリティ

個人や企業が持つ情報を、不当に取得・改変されることなく、正当な権利を持つ個人や組織が、情報や情報システムを意図通りに制御できるよう、人的・組織的・技術的な対策を講じること。

本市においては、こうした情報化社会の進展を受けて、それに伴う課題への対応を図りながら、引き続き情報化を進める必要があります。また、地域課題の解決に向けても、ICTの活用を図って、オープンデータ化、ビッグデータの活用を進め、情報共有などによる市民との協働のまちづくりを推進していくことが求められています。

（6）協働の取組の広がり

市民ニーズはますます多様化し、行政だけでは多様なニーズに応えることは困難となっていますが、その一方で、市民活動が進展し、公共的な課題への解決に向けた取組が広がっています。市民活動の主体としては、個人、自治会、まちづくり協議会※、地域団体、市民活動団体、事業者、中間支援団体※などがあり、その活動形態も多様化しています。

本市においては、第5次総合計画の基本構想に、「市民と行政の協働による『新しい公共※』の領域の拡充」を掲げ、協働が可能な分野における多様な主体との取組を一歩一歩積み重ねています。平成25年（2013年）3月には「協働の指針※」を市民とともに策定し、同指針のマニュアルの策定に取り組んでいます。

このように、今後、協働が可能なあらゆる分野における取組をさらに積み重ねていく必要があることから、行政においても、それに対応できる体制への見直しを含めた仕組みづくりが必要となっています。



※まちづくり協議会

本市において、平成3年（1991年）から順次発足し、平成11年（1999年）に市内全域で組織化が完了。概ね小学校区をエリアとして、自治会を中核に、地域内の各種団体やグループなど、あらゆる人たちとの連携を図りながらまちづくり活動を推進する組織。

※中間支援団体

市民、NPO、企業、行政などの間に立ち、様々な活動を支援する組織。社会の変化やニーズを把握し、地域におけるさまざまな団体の活動や団体間の連携を支援する。

※新しい公共

「行政が担う領域」と「市民が担う領域」との間にある、公共あるいは公共的な課題群の領域のこと。市民活動の熟成や社会貢献の意欲を持つ事業者の増加に伴い、市民の力で公共的な課題の解決に取り組む事例が増えている。

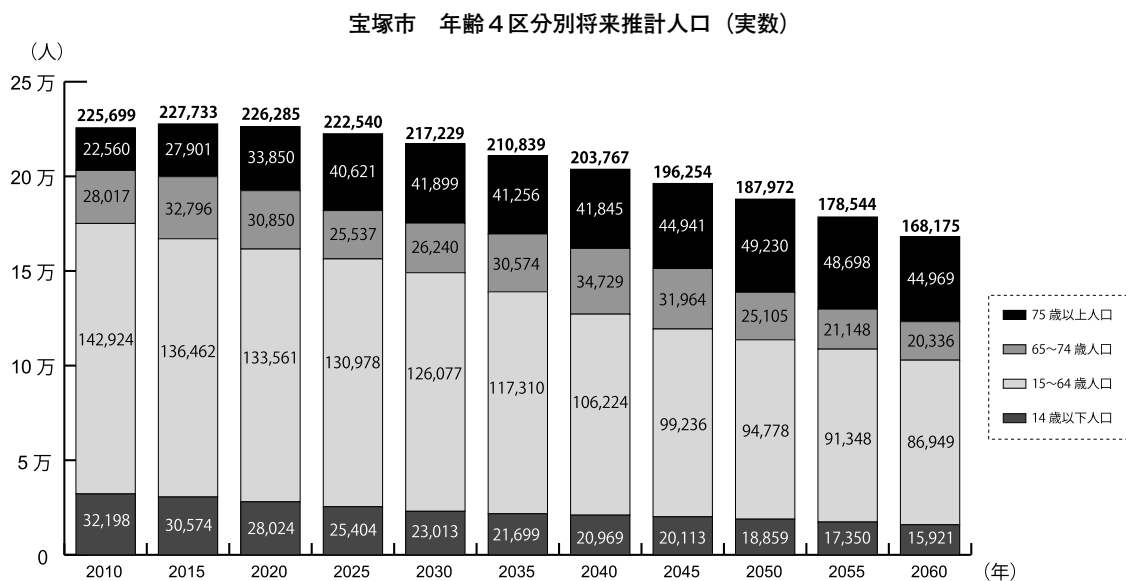
※協働の指針 P152 参照

第2節 宝塚市の人口推計

(1) 人口減少への対応

国立社会保障・人口問題研究所が公表している地域別将来推計人口によると、平成27年（2015年）に22.8万人である本市の人口は、平成32年（2020年）には22.6万人（0.6%減）、平成37年（2025年）には22.3万人（2.3%減）と微減傾向を示し、その後、明確な人口減少局面を迎え、平成42年（2030年）には21.7万人（4.6%減）、平成52年（2040年）には20.4万人（10.5%減）、平成72年（2060年）には16.8万人（26.2%減）になると予測されています。

本市においては、まち・ひと・しごと創生法に基づき、平成27年度（2015年度）に「人口ビジョン※」、「夢・未来 たからづか創生総合戦略※」を策定し、人口減少の抑制に向けて取り組んでいるところですが、その取組の方向性は、第5次総合計画の基本構想において記された、人口減少の抑制に向けた方針に基づくものです。基本構想では、都市の活力を維持し、さらに高めていくためには、人口減少をできるだけ抑制することが重要であると、子育てしやすく誰もが安心を実感できるまちづくりの推進、住宅施策の充実と雇用確保のための、農業を含めた産業活性化、文化・観光施策の充実強化などに取り組むことが記されています。



資料：「日本の地域別将来推計人口」宝塚市 / 平成25年（2013年）3月推計

※人口ビジョン、夢・未来 たからづか創生総合戦略 P152 参照

(2) 超高齢社会への対応

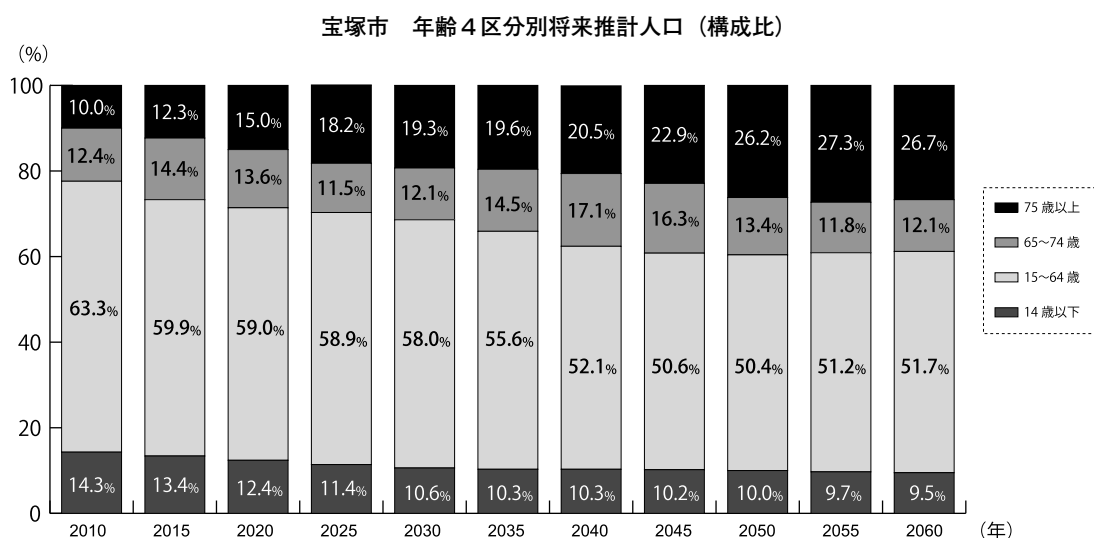
本市の将来推計人口を年齢別の構成比で見ると、年少人口（14歳以下）は、平成27年（2015年）から5年後の平成32年（2020年）にかけて13.4%から12.4%に減少し、10年後の平成37年（2025年）には11.4%、平成42年（2030年）には10.6%に減少すると予測されています。生産年齢人口※（15～64歳）は、平成27年（2015年）から5年後の平成32年（2020年）にかけて59.9%から59.0%に減少し、10年後の平成37年（2025年）には58.9%、平成42年（2030年）には58.0%に減少すると予測されています。

一方、65歳以上の高齢者人口は、平成27年（2015年）から5年後の平成32年（2020年）にかけて26.7%から28.6%に増加し、10年後の平成37年（2025年）には29.7%、平成42年（2030年）には31.4%、さらに平成52年（2040年）には37.6%、平成72年（2060年）には38.8%まで増加すると予測されています。

このように、少子化と比べて、高齢化がより進行していくと見込まれます。総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合を高齢化率といい、高齢化率が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」といいます。本市においては、平成21年（2009年）に高齢化率が21%を超え、超高齢社会に移行しており、現在では、4人に1人が高齢者となっています。

高齢化への対策については、基本構想において、その進行を念頭に置き、様々な施策をソフト・ハードの両面から展開することを定めていますが、今後、本格的な超高齢社会を迎えることから、後期基本計画においてその対応を定める必要があります。

超高齢社会の進行による影響は、社会保障費の増加、介護負担の増大など、医療と福祉の分野にとどまらず、社会参加と雇用、産業、防災・防犯、住居、交通、情報化など社会システム全体に関わるため、分野や施策の枠を超えた取組が求められています。



資料：「日本の地域別将来推計人口」宝塚市 / 平成25年（2013年）3月推計

※生産年齢人口

年齢別人口のうち労働力の中核をなす15歳以上65歳未満の人口層。

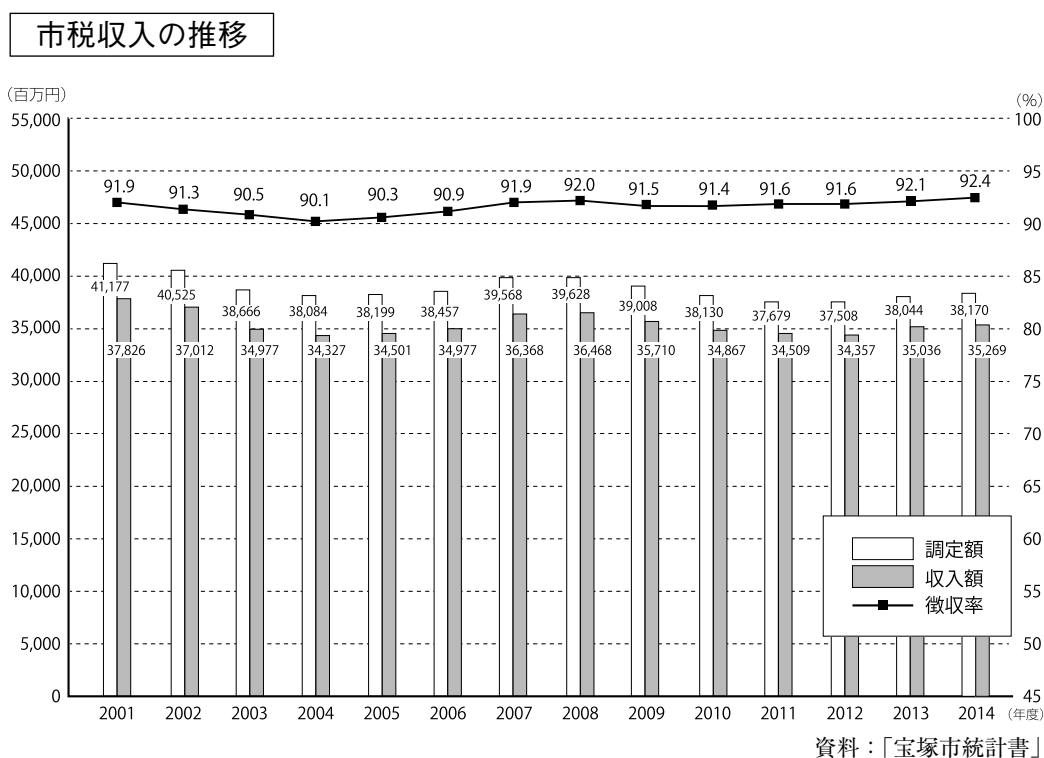
第3節 財政状況

本市では、阪神・淡路大震災からの復興のための地方債（市の借金に当たるもの）の返済や、その後の景気後退による市税収入の減少、扶助費（高齢者、児童、障がい者、生活困窮者※などへの支援に要する経費）などの社会保障関連経費の増加、学校などの公共施設の耐震化や老朽化への対応に伴う整備保全経費の増加により、厳しい財政状況となっています。

今後も引き続き、厳しい財政状況が予想されますが、第5次総合計画を推進し、将来都市像を実現するためには、限られた経営資源を適正に配分し、健全で持続可能な財政基盤の確立に向けて取り組む必要があります。

（1）市税収入の状況

本市の収入の中心となる市税は、平成21年度（2009年度）以降減少していましたが、平成25年度（2013年度）から増加に転じ、平成26年度（2014年度）は353億円となりました。



※生活困窮者

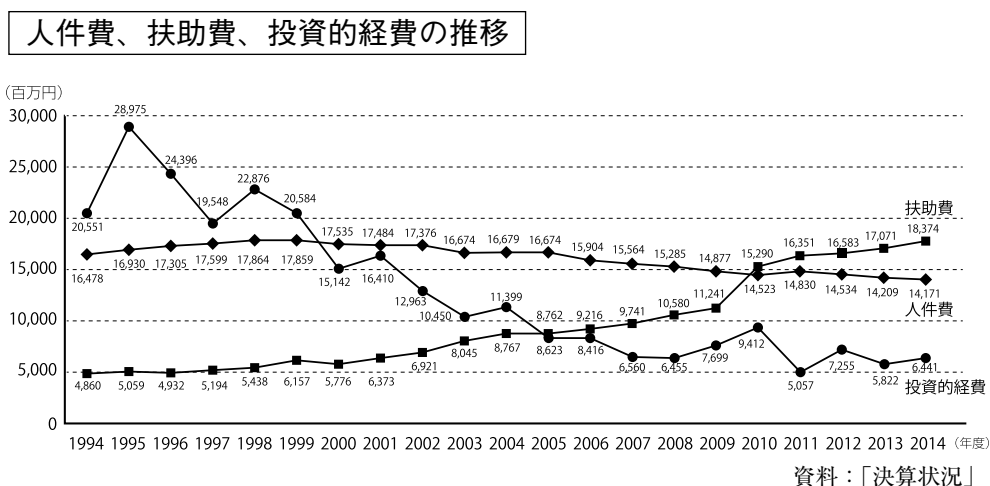
さまざまな事情により、働きたくても働けない、住む所がないなど市民生活をおくるうえでの問題を抱えている人。

(2) 人件費、扶助費、投資的経費の推移

人件費は、平成10年度(1998年度)をピークに減少傾向であり、平成21年度(2009年度)の149億円に対し、平成26年度(2014年度)は142億円となっています。

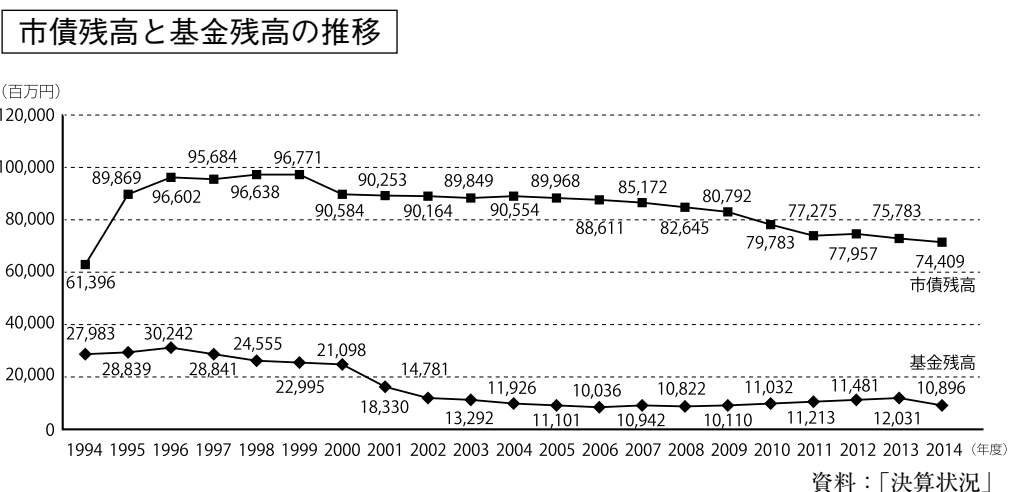
扶助費は、年々増加し、平成21年度(2009年度)の112億円に対し、平成26年度(2014年度)は184億円となっています。

投資的経費(道路や学校などの公共施設の整備や災害復旧の経費など)は、平成21年度(2009年度)の77億円に対し、平成26年度(2014年度)は64億円となっています。経費の圧縮を行っていますが、老朽化する公共施設の耐震化や整備保全などの取組が、今後さらに必要になると考えられます。



(3) 市債残高と基金残高の推移

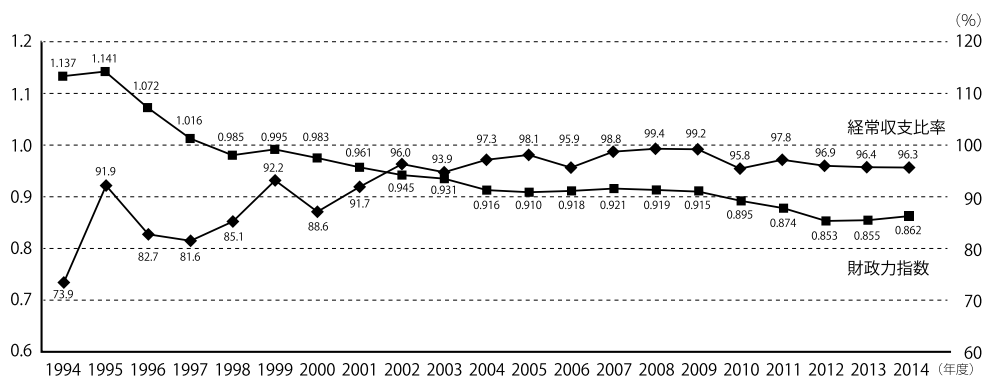
市債残高(市の借金に当たるもの)は、平成21年度(2009年度)の808億円が、平成26年度(2014年度)には744億円で減少しているものの、高止まりの状況です。一方、基金残高(市の貯金に当たるもの)は、近年緩やかな増加傾向を示していましたが、平成26年度(2014年度)は減少に転じ、109億円となっています。



(4) 財政力指数と経常収支比率

平成17年度(2005年度)以降、横ばい状態であった財政力指数※は、平成21年度(2009年度)から低下傾向となっており、平成26年度(2014年度)には0.86となっています。また、経常収支比率※は、平成20年度(2008年度)の99.4%をピークに減少傾向を示し、平成26年度(2014年度)には96.3%となっています。

財政力指数と経常収支比率の推移



資料：「決算状況」



※財政力指数

地方交付税法の規定に基づき、一定の方式により算定した収入額(基準財政収入額)を支出額(基準財政需要額)で割って得た数値の過去3年の平均値のことで、地方公共団体の財政に力があるかどうかを表す指標。財政力指数が高いほど財源に余裕があるとされ、1を超える地方公共団体は普通交付税の不交付団体となる。

※経常収支比率

財政構造の弾力性(ゆとり)を判断するための指標。市税・普通交付税など、使い道を制限されない毎年収入される性質の収入(経常的な収入)に対する人件費、公債費、扶助費など毎年支出される性質の支出(経常的な支出)の割合。この割合が低いほど、財政にゆとりがあり、さまざまな状況の変化に柔軟に対応できることを示す。また、公営企業法が適用される地方公営企業の場合は、経常収益を経常費用で除して算出するため、100%以上が健全であるとされる。

第4節 市民の評価と意向～市民アンケートの結果～

地域の生活環境やまちづくりに関する市民のニーズ、活動状況などを把握し、後期基本計画の基礎資料とするため、市民アンケートを実施しました。その一部を紹介します。

調査の概要

(1) 調査の目的

【調査票Ⅰ】

目的：第5次総合計画に掲げる施策について、市民満足度と今後の重要度を把握するため。協働のまちづくりや市民活動への参加、行政サービスと市民負担のバランス、将来の都市イメージなどについても回答を得た。

【調査票Ⅱ】

目的：市民の意識や活動状況、市の取組への評価について、平成23年度（2011年度）に実施した調査との定点比較を行い、指標として活用する。

(2) 調査対象

宝塚市に居住する16歳以上の市民6,000人（調査Ⅰ：3,000人、調査Ⅱ：3,000人）

(3) 調査方法

郵送による調査票の発送・回収

(4) 調査期間

平成26年（2014年）1月～2月

(5) 回収状況

【調査票Ⅰ】	50.9%
【調査票Ⅱ】	54.3%
【調査票Ⅰ + Ⅱ合計】	52.6%

回答者の傾向

住民基本台帳人口（平成26年1月）の男女構成比率約47：53に比べ、回答者の同割合は42.8：54.7となっており、女性の回答者の割合が多くなっています。

また、5歳階級別では、「35～39歳」と「40～44歳」が同率9.4%と最も高く、次いで「45～49歳」が8.8%、合わせて27.6%となっています。

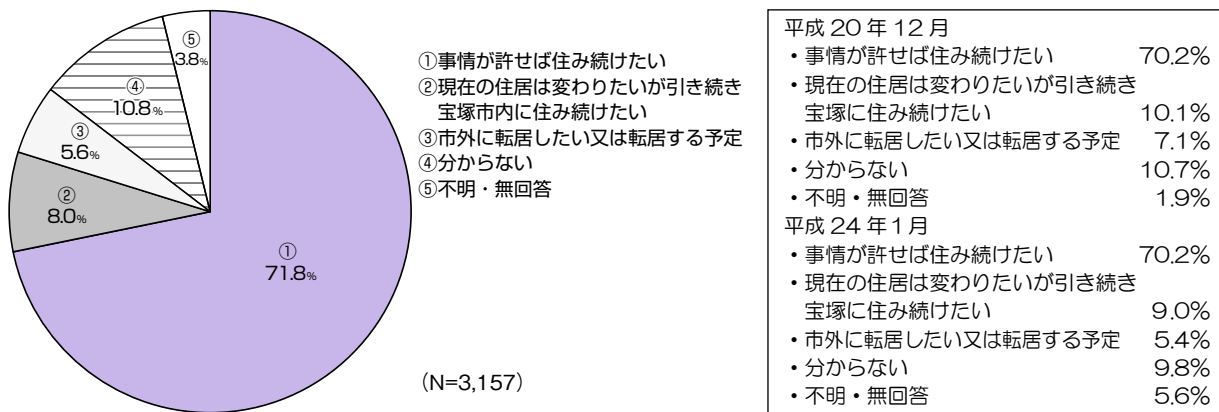
<表、グラフの注意点>

1. 集計結果はすべて小数点第2位を四捨五入しており、比率の合計が100.0%にならないことがあります。
2. 回答比率（%）は、その質問の回答者数を基数（N = Number of case）として算出しています。
3. 表やグラフに次にあげるような表示がある場合、複数回答を依頼した質問です。
 - ・MA%（Multiple Answer）：回答選択肢の中から、あてはまるものをすべて選択する場合
 - ・3LA%（3 Limited Answer）：回答選択肢の中から、あてはまるものを3つまで選択する場合
 - ・5LA%（5 Limited Answer）：回答選択肢の中から、あてはまるものを5つまで選択する場合

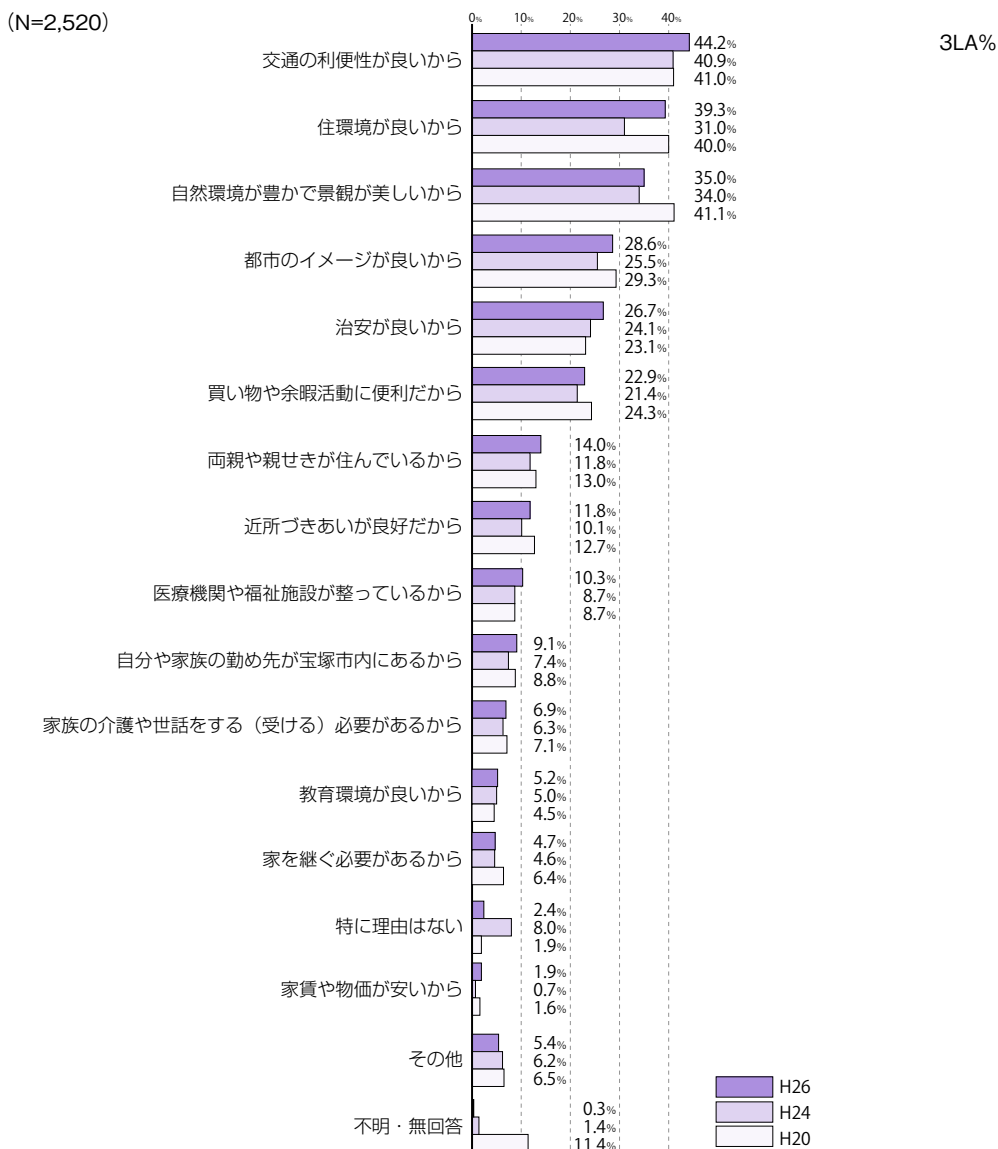
(1) 居住意向

将来の居住意向について、約80%の人が「住み続けたい」と回答しています。その理由としては「交通の利便性が良いから」や「住環境が良いから」「自然環境が豊かで景観が美しいから」「都市のイメージが良いから」などが上位にあげられています。人口減少への転換期を迎えた今、このようなまちの魅力や個性を維持・向上することで、市内での定住化や市外からの人口流入を促進する必要があります。

【今後の宝塚市での定住意向】



【市に住み続けたい理由】



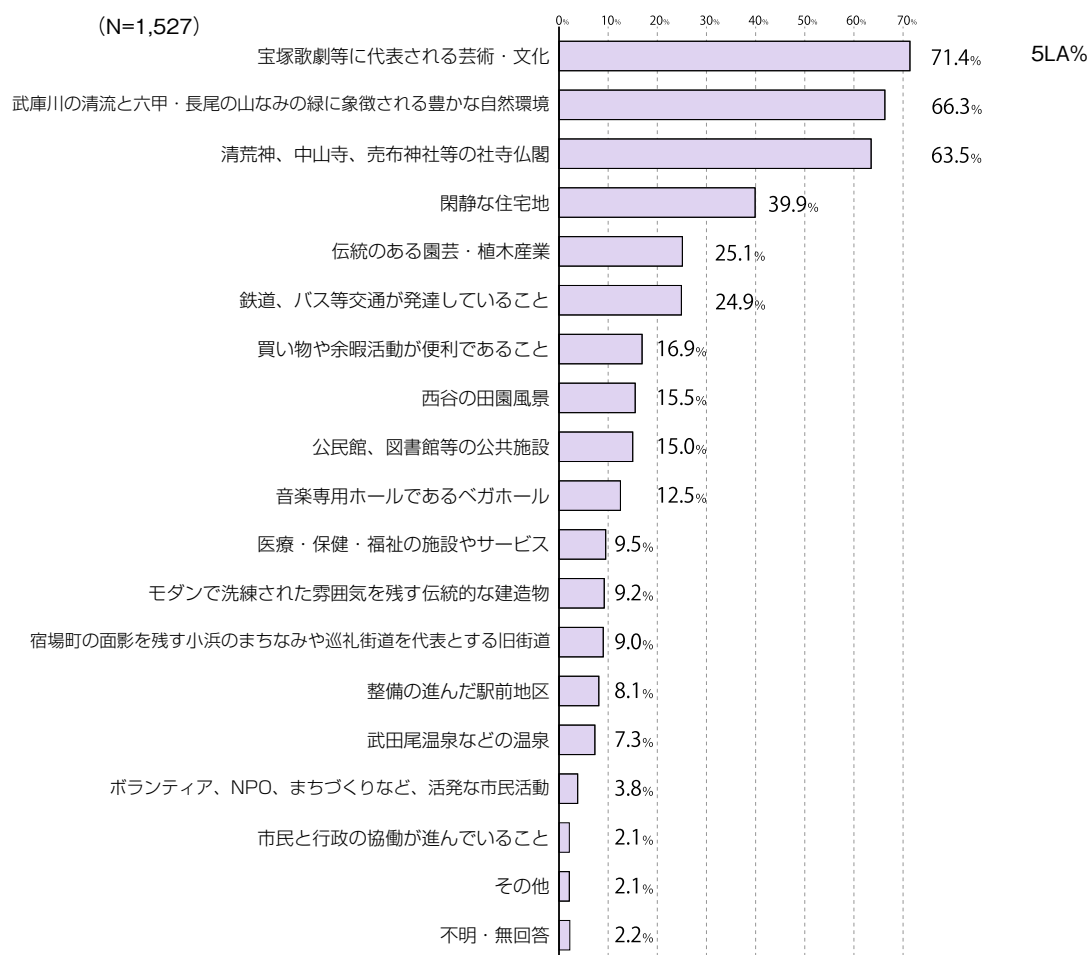
(2) 本市が優れている点や良さ

他都市と比べて宝塚市が優れている点や良さについては、前回の平成20年（2008年）12月調査で68.2%と2番目に高かった「宝塚歌劇等に代表される芸術・文化」が、今回71.4%と最も高くなっています。次いで「武庫川の清流と六甲・長尾の山なみの緑に象徴される豊かな自然環境」「清荒神、中山寺、売布神社等の社寺仏閣」などの順となっています。

このように、観光資源に関する項目が上位を占めていることから、観光資源の活性化や連携により、まちの魅力を向上させ、「訪れてみたいまち」という評価を高めていく必要があります。

他には、「閑静な住宅地」「鉄道、バス等交通が発達していること」「買い物や余暇活動が便利であること」など、住環境や生活の便利さが上位にあがっています。「住み続けたいまち」をめざして、今後さらに、住環境の整備や公共交通の利便性向上、商業の活性化などに取り組んでいくことが必要です。

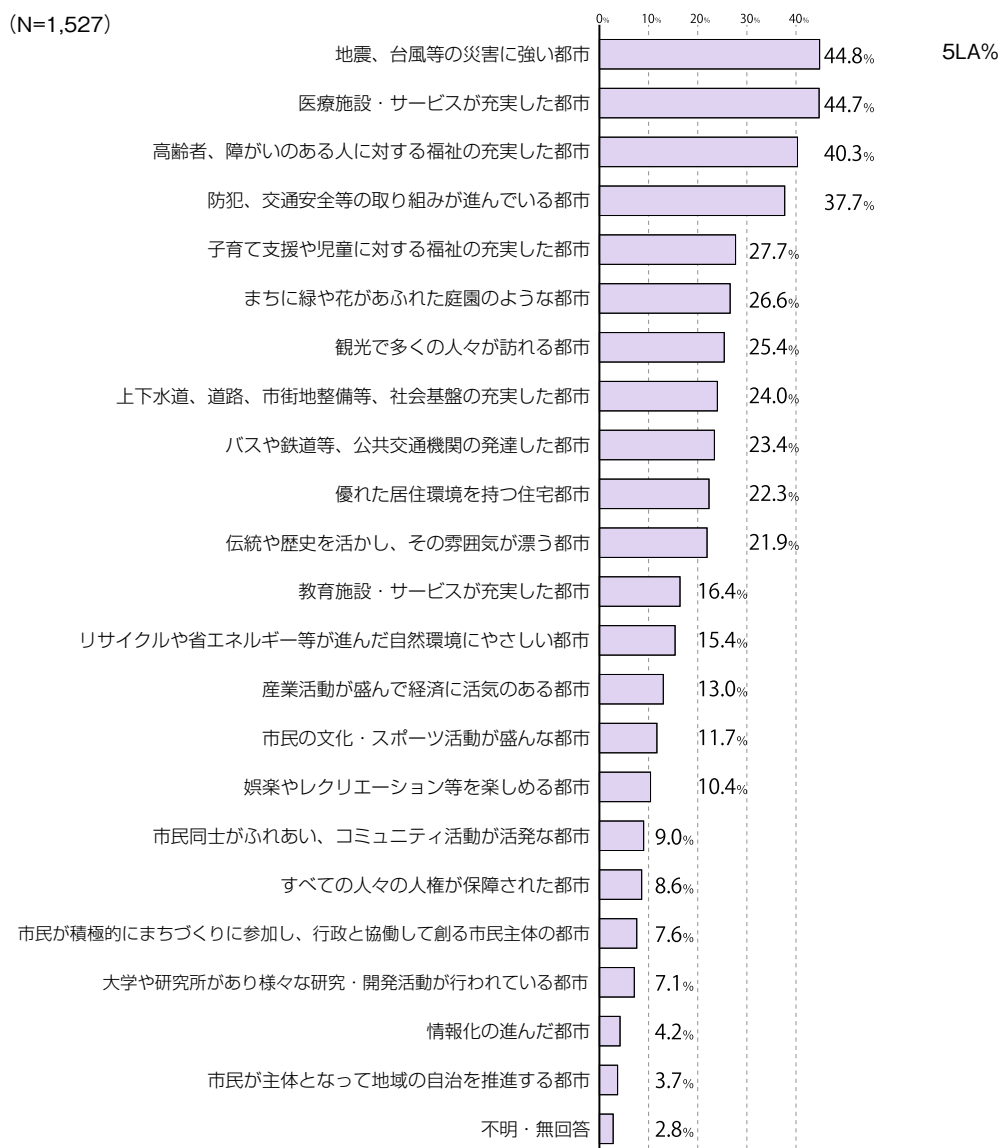
【他市と比べて宝塚市が優れている点や良さ】



(3) 理想とする宝塚のイメージ

理想とする宝塚の将来イメージについては、「地震、台風等の災害に強い都市」が前回の平成20年(2008年)12月調査(4位、31.0%)から大きく伸び、44.8%と最も高く、次いで「医療施設・サービスが充実した都市」「高齢者、障がいのある人に対する福祉の充実した都市」「防犯、交通安全等の取り組みが進んでいる都市」などの順となっており、安全・安心へのニーズの高さが示されています。社会経済情勢からも、安全・安心への関心はますます高くなると予測され、引き続き、市民ニーズを把握し、取組を充実させていく必要があります。

【理想とする宝塚の将来イメージ】



(4) 施策に対する重要度、満足度

施策に関して、「今後の重要度」と「現在の満足度」について質問し、下表のとおり結果をまとめました。重点的に取り組むことが特に必要と考えられる施策（重要度が高く、満足度が低い）は、「危機管理」「行財政運営」「道路・交通」「商業・サービス業・工業」となっています。各施策の結果について、現状と課題を踏まえて検証し、市民の関心が高まり、また、ニーズに対応するよう施策を進めていく必要があります。

基本目標項目	施策項目	重要度	満足度	総括
これからの都市経営 ～「新しい公共※」の領域 が広がり、地域活動が活発 なまちづくり～	市民自治	3.30	2.99	E
	市民と行政との協働	3.39	2.88	C
	開かれた市政	3.61	2.84	C
	情報化	3.61	2.85	C
	危機管理	4.20	2.77	A
	行財政運営	3.95	2.63	A
	安全・都市基盤 ～災害に強く、安全でいつ までも快適に住み続けるこ とができるまちづくり～	防災・消防	4.05	3.10
防犯・交通安全		3.98	2.95	B
土地利用		3.54	2.67	B
市街地・北部整備		3.49	2.79	C
住宅・住環境		3.79	3.13	C
道路・交通		3.88	2.66	A
河川・水辺空間		3.50	3.06	C
上下水道		3.62	3.13	D
健康・福祉 ～すべての市民が健康で安 心して暮らせる、人にやさ しいまちづくり～	地域福祉	3.63	3.00	C
	健康	3.67	3.05	C
	保健・医療	3.99	2.95	B
	高齢者福祉	3.99	2.93	B
	障がい者福祉	3.78	2.90	C
	社会保障	3.97	2.87	B
教育・子ども・人権 ～子どもたちが健やかに成 長し、そして、すべての人々 の人権が尊重される心豊か なまちづくり～	人権・同和	3.26	3.06	E
	男女共同参画	3.28	3.06	E
	児童福祉	3.73	3.01	C
	青少年育成	3.73	2.93	C
	学校教育	3.92	2.89	B
	社会教育	3.61	2.94	C
	スポーツ	3.42	2.99	D
	環境 ～都市の景観が美しく調和 し、花や緑に包まれた、環 境にやさしいまちづくり～	都市景観	3.75	3.16
緑化・公園		3.76	3.14	C
環境保全		3.61	3.02	C
循環型社会		3.81	3.03	C
都市美化・環境衛生		3.74	3.09	C
観光・文化・産業 ～個性と魅力にあふれ、文 化の薫り高く、にぎわいと 活力に満ちたまちづくり～	観光	3.76	2.79	B
	商業・サービス業・工業	3.74	2.66	A
	農業	3.50	2.93	C
	雇用・勤労者福祉	3.73	2.74	B
	消費生活	3.46	2.85	C
	文化・国際交流	3.42	2.92	C
	重点施策 (6つの重点目標)	市民と行政の協働による「新しい公共」の領域の拡充	3.41	2.87
行政マネジメントシステム※の機能強化と効果的運用		3.57	2.76	C
まちの個性を生かし、高めていくまちづくり（宝塚ブランドの強化）		3.79	2.93	C
子どもたちの成長を地域全体で支えるまちづくり		3.93	2.86	B
すべての市民が、安心を実感できるまちづくり		4.06	2.97	C
環境の保全と、循環型社会の構築に向けたまちづくり		3.80	2.97	C

※新しい公共 P7 参照

※行政マネジメントシステム

「計画(plan)、実施(do)、評価(check)、改善(action)」を継続的に行うことにより、事業を評価し、次の改善に結びつけ、計画的で効率的、効果的な行政経営を行うことをいう。

注1：「重要度」は、「重点を置く」5点、「やや重点を置く」4点、「普通」3点、「あまり重点を置かない」2点、「重点を置かない」1点とし、「満足度」は、「満足」5点、「やや満足」4点、「普通」3点、「やや不満」2点、「不満」1点として配点した。前ページの表では、評定尺度法により、それぞれの項目の平均点を回答数などによる違いを生まないようウェイト（重み）をつけた集計を行い、加重平均による値を算出し記載した。

※評定尺度法

あらかじめ設定された幾つかの評価段階に従って、対象がどの段階に当てはまるかを判断させる方法。5～9段階の等級が用いられることが多い。

※加重平均

値を単純に平均するのではなく、平均する各項の条件の違いを考慮に入れ、対応する重みをつけてから平均する手法。

注2：「総括」は、「重要度」「満足度」の値を1～6の6段階に分類し、その高低差をもとにA～Eの5段階で示した。

＜重要度＞

6 = 3.82 以上
 5 = 3.81 ~ 3.65
 4 = 3.64 ~ 3.48
 3 = 3.47 ~ 3.31
 2 = 3.30 ~ 3.14
 1 = 3.13 以下

＜満足度＞

6 = 3.07 以上
 5 = 3.06 ~ 2.96
 4 = 2.95 ~ 2.85
 3 = 2.84 ~ 2.74
 2 = 2.73 ~ 2.63
 1 = 2.62 以下

＜総括＞

A = 重要度（高）と満足度（低）の差が大きい（3段階以上の差）
 B = 重要度（高）と満足度（低）の差がやや大きい（2段階の差）
 C = 重要度と満足度が同程度（0～1段階の差）
 D = 満足度（高）と重要度（低）の差がやや大きい（2段階の差）
 E = 満足度（高）と重要度（低）の差が大きい（3段階以上の差）

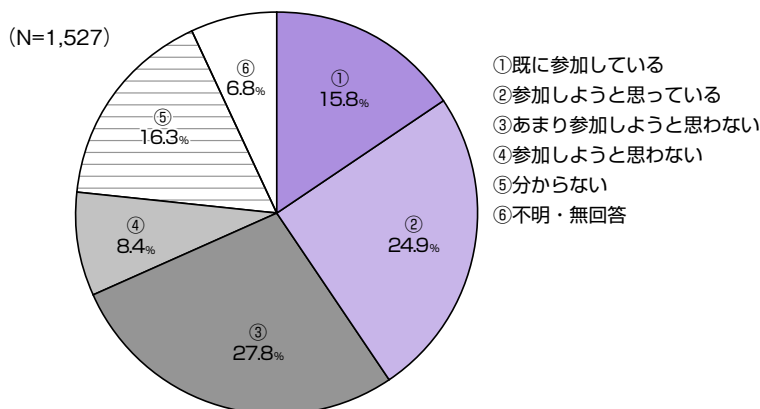
(5) 市民活動などの参加状況、協働のまちづくりを進めるために必要なこと

市民活動や地域活動などの参加状況については、参加している・参加しようと思っている人は40.7%と、前回の平成20年(2008年)12月調査の結果47.4%より低下しています。今後のまちづくりには市民の参加が不可欠なため、さらなる参加の促進が必要です。

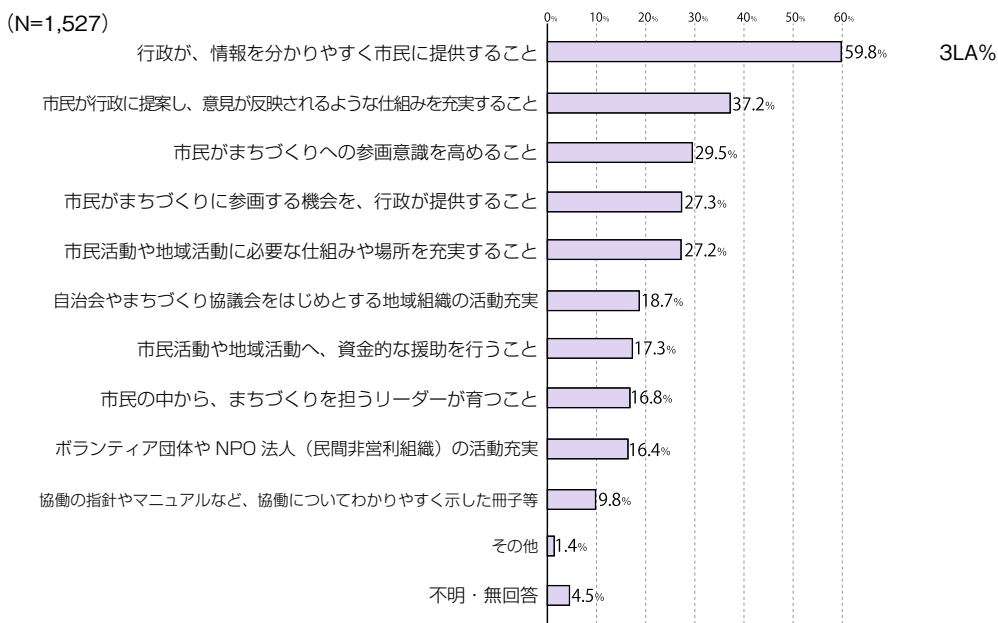
また、協働でまちづくりを進めていくために必要なことについての質問では、「行政が、情報を分かりやすく市民に提供すること」が最も高く、次いで「市民が行政に提案し、意見が反映されるような仕組みを充実すること」「市民がまちづくりへの参画意識を高めること」などの順となっており、市からの効果的な情報発信や市民参画の仕組みの充実が課題となっています。

なお、平成25年(2013年)3月に策定した協働の指針※については、70%の人が「知らない」と回答していることから、周知と活用を促進する取組が必要です。

【市民活動や地域活動などの参加状況】



【協働でまちづくりを進めていくために必要なこと】

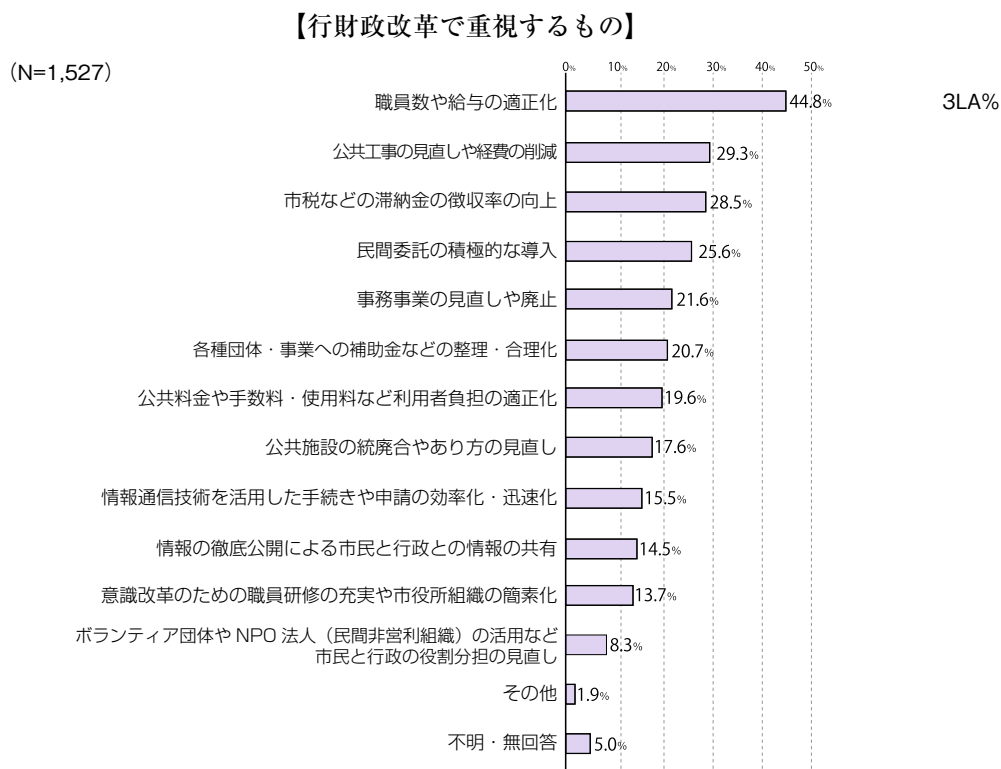


※協働の指針 P152 参照

(6) 行財政改革の取組

効果的・効率的な行財政サービスのために、どのような行財政改革が必要かを問う設問では、「職員数や給与の適正化」が最も高く、次いで「公共工事の見直しや経費の削減」「市税などの滞納金の徴収率の向上」「民間委託の積極的な導入」などの順となっています。

効果的・効率的な行財政運営に向けては、平成27年度（2015年度）に改定する「行財政運営に関する指針※」に基づいて、引き続き取組を進める必要があります。



※行財政運営に関する指針 P152 参照

第5節 前期基本計画の達成・進捗状況

(1) 成果を示す指標について

成果を示す指標については、後期基本計画策定時において把握した数値を「現状値（H27）」とし、前期基本計画に記した「目標値（H27）」や「現状値（H22）」と比較しました。成果を示す指標のうち、目標値を設定している指標の6分野全体の達成状況は、「目標値に達した」が28.8%、「（目標値に達していないが）改善した」が46.9%であり、これらを合わせた割合は75.7%となっています。一方、「これからの都市経営」を除く5分野には「悪化した」となった指標があり、その割合は22.5%となっています。

また、成果を示す指標のうち、目標値を設定していない指標の6分野の進捗状況は、「改善した」が34.5%となったことに対して、「悪化した」は65.5%となっており、厳しい結果になっています。

これらの結果を踏まえ、後期基本計画を推進していく必要があります。

なお、分野別の達成・進捗状況の詳細や施策別の成果指標の項目、数値、評価は、附属資料に掲載しています。

成果を示す指標についての評価

分野	目標値の設定あり					目標値の設定なし			
	項目数	◎	○	△	×	項目数	○	△	×
1 これからの都市経営	10	6	4	0	0	8	4	0	4
2 安全・都市基盤	29	6	21	0	2	3	1	0	2
3 健康・福祉	19	6	8	0	5	6	0	0	6
4 教育・子ども・人権	24	7	11	0	6	5	3	0	2
5 環境	15	4	6	0	5	5	1	0	4
6 観光・文化・産業	14	3	2	2	7	2	1	0	1
計	111	32	52	2	25	29	10	0	19
割合（%）	100	28.8	46.9	1.8	22.5	100	34.5	0.0	65.5

※前期基本計画において現状値（H22）の記載がない指標、終了した事業についての指標などは、評価の対象外としています。

※評価区分 「◎」目標値に達した、「○」目標値に達していないものの、現状値（H22）より改善した、「△」変化なし、「×」現状値（H22）より悪化した。

(2) 施策ごとの評価・検証

1 これからの都市経営

① 市民自治

地域自治に関わる様々な主体がまちづくりに関して意見交換や協議をする場について、具体的な検討を進めているところです。まちづくりを担う人材の育成については、さらなる取組が必要です。

② 市民と行政との協働

平成25年(2013年)3月に協働の指針※を市民とともに策定しました。現在、協働の具体的な事例を示した同指針のマニュアルの策定を進めており、効果的な協働の仕組みを検討し、さらに協働を推進します。そのためには、行政の組織体制を含めた仕組みづくりが必要となっています。

③ 開かれた市政

広報誌やホームページなどによる情報発信について充実を図っていますが、今後、SNS※などのICT※を活用することにより、市民との情報共有をさらに推進する必要があります。

④ 情報化

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)※導入に向けて取り組んでいます。目覚ましく進歩しているICTの活用については課題があり、情報共有などにより協働をさらに推進するために、SNSやオープンデータ※、ビッグデータ※の活用について検討する必要があります。

⑤ 危機管理

平成24年(2012年)7月に危機管理指針※を策定の上、この方針に基づく危機事案ごとの危機管理対応マニュアルを作成しました。今後は、職員の対応能力の向上、市民への多様な情報伝達方法の確保に取り組む必要があります。

⑥ 行財政運営

平成24年度(2012年度)に行政評価に外部評価を導入し、行政マネジメント機能※の強化を図りました。また、公共施設の長寿命化・最適化に向けては、「公共施設マネジメント基本方針※」を策定しました。今後、持続可能な財政基盤を確立し、協働型の行財政運営を推進していくためには、情報化への対応、協働の推進に対応する組織体制を含む仕組みづくり、職員の能力向上が特に重要となっています。

2 安全・都市基盤

① 防災・消防

防災については、平成25年(2013年)10月に「災害時要援護者支援指針※」を策定し、その後、その具体的な取組を示したマニュアルを作成しました。災害に備えた市民への多様な情報伝達方法の確保、公共施設の耐震化の推進については、今後、取組を強化する必要があります。消防については、平成23年度(2011年度)から、川西市及び猪名川町と消防指令業務共同運用事業を開始し、広域連携の強化を図っています。

※協働の指針 P152 参照

※SNS P6 参照

※ICT P6 参照

※社会保障・税番号制度(マイナンバー制度) P6 参照

※オープンデータ P6 参照

※ビッグデータ P6 参照

※危機管理指針 P152 参照

※行政マネジメント機能 P17 行政マネジメントシステム参照

※公共施設マネジメント基本方針 P152 参照

※災害時要援護者支援指針 P152 参照

② 防犯・交通安全

近年、交通事故における自転車に関する事故の割合が高くなっており、「自転車の安全利用に関する条例※」を制定し、平成25年（2013年）10月に施行しました。今後、さらに周知を図り、交通事故防止に向けた啓発に取り組む必要があります。

③ 土地利用

平成24年（2012年）3月に「都市計画マスタープラン-2012-※」を策定し、生活拠点、都市機能を集約したコンパクトシティ※の実現に向けて、まちづくりを進めています。NTN(株)宝塚製作所など大規模工場の転出、宝塚ガーデンフィールズの閉園などによる大規模跡地の有効活用が課題となっています。

④ 市街地・北部整備

中筋JR北土地区画整理事業は、平成27年度（2015年度）末に概ね完了する見込みです。北部地域においては、平成28年度（2016年度）末に新名神高速道路の供用が予定されていることから、スマートインターチェンジ※やサービスエリアの活用、他地域との連携による地域活性化に向けて、地域との協議を進め、具体的な取組の検討を重ねていく必要があります。

⑤ 住宅・住環境

耐震化改修に対する支援に取り組んでいますが、啓発を強化するとともに、相談や支援を充実することが必要です。空き家対策については、その有効な活用のためにニーズの把握や情報発信の方法を検討し、良質な住宅ストックを活用することが重要です。

⑥ 道路・交通

道路網の総合的な検証に取り組んでいますが、早期にこの検証を終え、主要道路網整備に関する基本構想を取りまとめる必要があります。歩道端部の段差解消が完了し、今後は、連続した歩道の段差解消が課題となっています。また、地域の特性に応じた公共交通の確保をさらに推進していく必要があります。

⑦ 河川・水辺空間

河川改修や雨水排水施設の整備に取り組んでいますが、近年、集中豪雨が多発していることから、総合治水の観点から、浸水被害が発生しやすい地域への早期の対策が求められています。河川・水辺空間の利活用、美化活動については、活動団体との連携、支援にさらに取り組む必要があります。

⑧ 上下水道

良好で安定的な水源確保のため、阪神水道企業団からの受水に向けて取り組んでおり、今後、受入施設の整備を図る必要があります。また、水道については施設（管路・配水池）の更新及び耐震化に、下水道については汚水管路の長寿命化計画を策定し、機能向上と耐震化に取り組んでいます。災害に備えるため、今後さらに、取組を進めていく必要があります。

※自転車の安全利用に関する条例

自転車の利用に関わるあらゆる人々が力を合わせて安全利用の意識を高め、不幸な事故の発生を防ぐため、自転車利用者・保護者・市の責務について、また自転車小売業者・関係団体の役割や自転車の安全利用に関する教育について定めた条例。

※都市計画マスタープラン-2012- P153 参照

※コンパクトシティ

都市の郊外への拡大を抑制し、市街地を活性化することで、住みやすく、歩いて暮らせる集約型まちづくりの実現をめざす考え方。

※スマートインターチェンジ

高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バス停から乗り降りができるように設置されるETC専用のインターチェンジ。

3 健康・福祉

① 地域福祉

すべての人が住み慣れた地域で孤立することなく、安心して暮らすことができるよう、宝塚市社会福祉協議会とともに、地域におけるネットワークづくりに取り組んでいます。引き続き、全市的・重層的なネットワークを構築するため、身近なエリアにおける会議から全市的な宝塚市セーフティネットワーク※会議までの各階層ごとの会議を開催し、取組を進めていく必要があります。

② 健康

健康意識の啓発、健康づくりの推進、介護予防活動の支援、母子保健事業の充実などに取り組んでいます。平成26年（2014年）3月には「健康たからづか21（第2次）※」を策定し、地域と連携して、一人ひとりの健康づくりを支援できるよう取り組んでいます。

③ 保健・医療

定期接種化された予防接種について、円滑な導入を図りました。市立病院においては市立病院改革プランを実行し、経営改善を図るとともに、平成25年（2013年）には地域医療支援病院※の承認を受けました。今後は、平成26年（2014年）3月に策定した「市立病院中期事業計画2014※」に基づく取組をさらに進めていく必要があります。

④ 高齢者福祉

超高齢社会の進展に対応するため、エイジフレンドリーシティ※（高齢者にやさしい都市）による施策を組織を超えて進める必要があります。また、地域包括ケアシステム※の構築については、市内7地区ごとに完結する仕組みづくりを検討している段階です。引き続き、認知症対策などに取り組みながら、医療と介護の関係機関・団体と協議を行う必要があります。

⑤ 障がい者福祉

障がい者が自立し、安心して生活できるよう、地域支援体制や福祉サービスの充実、就労支援、権利擁護※などに取り組みました。また、増加している障がいのある児童やその家族に対する相談、支援などの取組を、さらに進めていく必要があります。

※セーフティネット

網の目のように救済策を張り、様々なリスクから、個人を救済するシステム。憲法第25条に規定された「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障する仕組みであり、年金、医療、介護、生活保護などの社会保障を指す。平成27年度（2015年度）に新たに生活困窮者自立支援制度が創設された。

※健康たからづか21(第2次) P153 参照

※地域医療支援病院

身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、紹介患者に対する医療提供、医療機器などの共同利用の実施などを通じて、第一線の地域医療を担うかかりつけ医・かかりつけ歯科医などを支援する能力を備え、地域医療の確保を図るに相応しい構造設備などを有する病院。

※市立病院中期事業計画2014 P154 参照

※エイジフレンドリーシティ

世界的な高齢化と都市化に対応するため、平成19年（2007年）、WHO（世界保健機関）が提唱した考え方であり、ソフト・ハードの両面で、高齢者にやさしい都市を推進しようとするもの。

※地域包括ケアシステム

重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される支援体制。厚生労働省が提唱し、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）を目途に、全国の市町村で構築に取り組んでいる。

※権利擁護

自分の権利や意思をうまく表現できない・不利益に気付かない人に代わって、本人の権利を護ること。福祉分野においては、サービスの利用援助や苦情・不服の代行を行い、自己決定のもとで自分らしく暮らし続けることを支援することを意味する。

⑥ 社会保障

生活保護を受ける世帯が増える中、個々の状況に応じて相談や就労支援などに取り組んでいます。今後は、さらに体制の充実を図る必要があります。また、経済的、社会的な課題を抱える生活困窮者※に対しては、関係機関と連携しながら包括的な支援を行いつつ、地域の見守り体制の充実についても、さらに進めていく必要があります。

国民健康保険事業の運営については、累積赤字額が増加するなど厳しい状況です。引き続き、増え続ける医療費の適正化のため、特定健診の受診率向上やレセプト※点検、後発医薬品※差額通知などに取り組むとともに、保険税の賦課の見直しや一般会計からの支援についても、検討していく必要があります。

4 教育・子ども・人権

① 人権・同和

同和問題をはじめとする様々な人権問題に対して、宝塚市人権・同和教育協議会などの団体と連携して、啓発に取り組みました。また、平和施策については、平和の大切さや意義について関心が高まるよう各種事業を実施しています。今後も継続的に、啓発と各種事業の実施に取り組む必要があります。

② 男女共同参画

フォーラムや各種講座などを開催し、啓発に取り組みましたが、市民アンケートの結果などから、今後、事業実施の手法の検討を行い、継続的に取り組んでいく必要があります。

DV※被害者への支援については、相談室を設置し、効果を上げています。

③ 児童福祉

待機児童解消に向けて、保育所の整備、地域児童育成会※の拡充・多様な運営主体の検討に取り組みました。平成27年(2015年)4月から本格的に実施されている子ども・子育て支援新制度※に基づき、教育・保育の場の拡充、子育て支援の充実などについて、計画的に取り組む必要があります。

④ 青少年育成

放課後子ども教室※の拡充など、青少年の育成、支援に取り組みました。また、「子どもの権利サポート委員会※」を平成26年(2014年)11月に開設したことにより、子どもの権利を不断に擁護し、子どもの最善の利益を具体的に実現していくよう取り組んでいます。

※生活困窮者 P10 参照

※レセプト

病院や診療所が医療費の支払いを公的機関に請求するため発行する診療報酬明細書。薬局における調剤の場合は、調剤報酬明細書。

※ジェネリック医薬品(後発医薬品)

有効性や安全性が実証されてきた医薬品の中で、その有効成分に対する物質特許が切れたものを他の製薬会社が製造・供給する、先発医薬品と同等と認められた低価格な医薬品。

※DV

ドメスティック・バイオレンスの略。配偶者のみならず、恋人など親密な関係にある、またはあった者から振られる暴力のこと。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、子どもを利用した暴力が含まれる。

※地域児童育成会

下校後、保護者が家庭にいない児童を対象に、家庭機能の補充を兼ねた生活指導を行い、児童の健全育成を図ることを目的として、市内24の市立全小学校に地域児童育成会を設置。

※子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て関連3法に基づき、幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための制度。

※放課後子ども教室

保護者や地域住民が中心となって、放課後の小学校の校庭などを利用し、子どもの主体性を大切に遊びの場をつくることにより子どもの居場所を提供する取組。

※子どもの権利サポート委員会

子どもの人権を守るために相談に応じ、助言や支援をしながら、必要に応じて学校などへの調整・調査をする。

⑤ 学校教育

スクールソーシャルワーカー※、スクールサポーター※、子ども支援サポーター※、学校図書館司書の配置を拡充し、教育環境の向上を図りました。また、いじめ防止対策については、「いじめ防止等に関する条例※」の制定及び「いじめ防止基本方針※」の策定を行い、その取組を強化しています。

⑥ 社会教育

宝塚市民カレッジ※や各種講座・セミナーなどを実施し、学べる場と機会を整えています。また、地域の主体的な学習活動についても支援しています。今後は、さらに、地域課題の解決につながる学習の場を提供するとともに、学びの成果を地域に生かす仕組みづくりを検討します。

図書館については、平成25年（2013年）4月から、金曜日の利用時間の延長を実施するなど、サービス向上に取り組みました。

⑦ スポーツ

旧企業グラウンドを取得し、売布北グラウンド及び花屋敷グラウンドを整備しました。地域におけるスポーツ振興については、スポーツクラブ21※などの運営・活動支援を行いました。さらにその活動の周知を行い、身近にスポーツができる機会を確保していく必要があります。

5 環境

① 都市景観

平成24年（2012年）10月、景観法に基づく「景観計画※」を策定しました。今後、同計画に基づく制度の設計やガイドラインの検討・作成に取り組んでいく必要があります。また、宝塚らしい景観の維持・形成に向けては、市民や事業者の理解や協力を得て、取り組んでいく必要があります。

② 緑化・公園

公園管理については、地域団体との協働による公園アドプト※制度の推進に取り組みました。今後は、公園が地域のコミュニティの場としても活用されるよう、アドプト制度を引き続き推進するとともに、地域の公園づくりを支援していく必要があります。

※スクールソーシャルワーカー

児童・生徒が学校や日常生活で直面する課題について、学校・地域・家庭に働きかけ、福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職。

※スクールサポーター

宝塚市立の小・中学校において、児童生徒の基礎学力の向上を目的として活動する、教職員経験者や教員志望の学生などのボランティア。

※子ども支援サポーター

通常の学級に在籍する、一斉指導になじみにくく不適応を起しがちな子どもに対する支援や、教室に入りづらい不登校傾向の子どもへのサポートを行う支援員。

※いじめ防止等に関する条例

子どもが互いに認め合い、支え合いながら、安心して生活し、学ぶことができる環境を社会全体でつくり上げることをめざして定められた条例。

※いじめ防止基本方針 P154 参照

※宝塚市民カレッジ

本市の歴史や文化を紹介するコースなど、市立公民館が、市民の生涯学習のために開講している講座。

※スポーツクラブ 21

豊かなスポーツライフを実現し、スポーツを通じた地域コミュニティづくりを進めるため、小学校区を基本単位として設置された、地域のだれもが参加できる地域スポーツクラブ。

※景観計画 P155 参照

※アドプト

行政と市民が協働して進める清掃美化活動。現在、六甲山系グリーンベルト整備、河川美化活動、公園の運営管理などに取り組んでいる。

③ 環境保全

環境負荷の少ない持続可能な社会※づくりをめざし、省エネルギーの取組に加え、再生可能エネルギーの利用を積極的に推進しています。再生可能エネルギーの利用推進を計画的に進めるため、再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本条例※を制定し、平成26年（2014年）10月に施行しました。また、平成27年（2015年）3月には宝塚エネルギー2050ビジョン※を策定しました。

④ 循環型社会

計画的なごみ処理を推進するための基本方針となる「一般廃棄物処理基本計画※」を、平成25年（2013年）3月に改定しました。ごみの減量化、資源化に向けて、市民へ啓発を行うとともに、事業系ごみの把握のためのアンケートを実施しました。今後、事業者への分別徹底の呼びかけ、搬入指導などを行っていく必要があります。

⑤ 都市美化・環境衛生

宝塚を美しくする市民運動※など、市民との協働による都市の美化を推進しています。今後は、企業や事業所などの活動参加を促進する必要があります。また、ぼい捨ての禁止だけでなく、たばこの火の危険の防止を含めた「ぼい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例※」を平成27年（2015年）3月に制定しました。今後、啓発に取り組む必要があります。

6 観光・文化・産業

① 観光

トリプル周年（宝塚歌劇100周年、宝塚市制60周年、手塚治虫記念館20周年）に合わせて、宝塚歌劇と連携した観光キャンペーン、イベントなどを行い、市内外に宝塚市の魅力を伝える情報発信を行いました。また、手塚アニメをはじめとするアニメのまちとして、イベントや情報発信を行いました。今後は、平成26年（2014年）5月に策定した「観光集客戦略※」も踏まえながら、宝塚ガーデンフィールズの跡地を含む武庫川周辺の回遊性を高め、まちの魅力を高めるとともに、神社仏閣や宝塚温泉、自然などの観光資源を有効に活用する必要があります。

② 商業・サービス業・工業

融資あっせんをはじめ、商店街空き店舗活用事業補助金、商店街などイベント開催支援、工場などの事業拡張に対する補助支援などにより商工業の活性化を図りました。起業支援については、融資あっせん、補助金などによる支援を実施しましたが、さらなる創業促進に向け相談・指導体制の充実が必要です。地域資源の活用としては、市内の地域資源を宝塚ブランドとして選定し、情報発信を行うモノ・コト・パ宝塚※事業に取り組んでいます。今後はブランドの価値を高め、都市価値の向上につなげることが課題です。

※環境負荷の少ない持続可能な社会 P6 参照

※再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本条例 P6 参照

※宝塚エネルギー2050ビジョン P155 参照

※一般廃棄物処理基本計画 P155 参照

※宝塚を美しくする市民運動

春と秋の年2回、各11日間実施する市民運動。市民が道路や公園などの公共の場所のごみを回収し、側溝の泥上げなどを行う市民一斉清掃のほか、不法看板や放置自転車などの撤去や啓発活動も実施する。本計画では、主に市民一斉清掃のことをさす。

※ぼい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例

「空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例」を全部改正し、平成27年（2015年）3月に制定。路上喫煙禁止区域の指定や、禁止区域内での違反者に対する過料の徴収、喫煙者の責務として歩行中の路上喫煙（歩きたばこ）をしないようにする努力義務規定を追加し、空き缶などの再資源化の推進等に関する部分について削除した。

※観光集客戦略 P155 参照

※モノ・コト・パ宝塚

本市の良好な都市ブランドイメージを構成する地域資源に改めて着目し、宝塚らしい価値ある「モノ(物)」「コト(事)」「バ(場)」を掘り起こし、ブランドとして選定し、情報発信により、「まち」の魅力を高め、活性化を図る事業。

③ 農業

北部地域の農業振興については、安全・安心な農作物の安定的な供給や地産地消※の取組に努めたほか、遊休農地などの解消を図るための集落営農※やほ場整備※を推進しました。生産量の増加、消費拡大に向けては、今後さらに、安定的に農産物を供給できる生産体制づくりや宝塚ブランドの育成、地産地消、食育※の推進、担い手への支援などに取り組む必要があります。花き・植木産業については、宝塚オープンガーデン※フェスタや宝塚植木まつりなどの開催、あいあいパークを拠点とした事業の実施により、振興を図っています。

④ 雇用・勤労者福祉

若者の就労支援については、若者自立支援ネットワーク会議※を開催するとともに、若者就労支援事業の実施や地域若者サポートステーション※の運営支援などを行いました。今後は就労体験機会をさらに拡充する必要があります。障がいのある人や女性をはじめ働く意欲を持つ人の就労環境づくりについては、市内事業所などで構成される雇用促進連絡協議会※を通じて、啓発活動などを展開しました。また、兵庫労働局との協働により、女性、若者などを対象とした就労支援セミナーの開催や相談体制の充実を図りました。

⑤ 消費生活

暮らしの安全・安心については、関係団体と連携し、消費者被害防止の啓発などを実施しました。消費生活相談については、内容が複雑化かつ専門的になっており、相談員の対応力向上に取り組んでいますが、研修などの充実によりさらなる向上が求められています。

⑥ 文化・国際交流

平成25年(2013年)9月に「宝塚市民の文化芸術に関する基本条例※」を施行し、文化芸術に関する基本理念や基本姿勢を定めました。文化事業については、宝塚市文化財団が中心となり、各文化施設の特色を生かした事業を実施するとともに、市民の自主的な文化活動についても広報周知などの支援を行いました。今後は、各種文化団体の横断的な連携を推進するとともに、次世代の担い手を育む取組が必要です。国際交流事業については、宝塚市国際交流協会と連携し、国際理解講演会や外国人市民のための異文化間生活相談などを実施しています。

※地産地消

地域で生産された農産物や水産物を地域で消費すること。

※集落営農

集落や地域をまとまりとして共同で農機具を所有したり、農作業を行ったりすること、あるいはそのための組織。任意団体のほか一元的経理を行う「特定農業団体」、さらに進んだ経営体として「農業生産法人」など様々な形態がある。

※ほ場整備

不規則に存在する農地を整形し、農業用道路、農業用排水施設など、農用地を改良することで効率的な農作業と生産性の向上を図り、農村の環境条件を整備すること。

※食育

生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保などが図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する知識、食を選択する判断力を身に付ける学習などの取組。

※オープンガーデン

ガーデニング愛好家の庭を一般公開すること。毎年4月に、あいあいパークと共催でオープンガーデンフェスタを開催。

※若者自立支援ネットワーク会議

教育、福祉、医療など広範な分野の各関係機関が、それぞれの専門分野における情報を共有し、連携することで、若者の就労に向けた自立支援を効果的に行うことを目的とした会議。

※地域若者サポートステーション

厚生労働省が認定した団体が運営する。働くことに悩みを抱える15歳～39歳までの若者に対し、キャリア・コンサルティングなど、就労に向けた支援を行う機関。

※雇用促進連絡協議会


地域住民、障がい者、高齢者、女性などの雇用の場の確保、職業能力の開発及び、企業内における啓発活動の推進により住民の就労の促進を図ることを目的としている。

※宝塚市民の文化芸術に関する基本条例

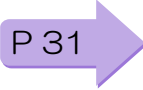
本市の文化芸術の振興に関する基本理念を定め、市民及び市の役割を明らかにし、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めたもの。平成25年(2013年)7月制定。

第2部 総論

第1章 計画の実現に向けて

第1節 計画推進の基本的な考え方 P 30 

第2節 財政フレーム P 31 

第3節 施策展開における基本的な考え方 P 31 

第1章 計画の実現に向けて

第1節 計画推進の基本的な考え方

地方分権改革※の推進により、国や都道府県の事務を、より市民に身近な自治体である市町村が行えるよう権限移譲が進んでいます。同時に、市町村は基礎自治体として、自らの権限と責任のもとで、効果的・効率的に公共サービスを提供するとともに、地域の実情や市民ニーズに応じた政策を展開していくことが求められています。

厳しい財政状況が続く中、持続可能な行財政運営を実現し、地域課題や多様化する市民ニーズに対応する市民と行政との協働のまちづくりをさらに推進していくためには、行財政運営の仕組みや組織体制の見直しを図り、より機能的なものとする必要が生じています。

総合計画を推進していくため、これらの見直しを図るとともに、基本構想で掲げた、市民と行政の協働による「新しい公共※」の領域の拡充、行政マネジメントシステム※の機能強化と効果的運用に引き続き取り組みます。

(1) 行財政運営

総合計画の進捗状況を管理し、その実現を図っていくためには、PDCAサイクル※を基本とする行政マネジメントシステムの機能を強化し、効果的に運用する必要があります。そのツールとして行政評価があり、行政外部からの視点として、平成24年度（2012年度）に外部評価制度を取り入れ、行政マネジメントシステムの機能強化を図りました。今後さらに、行政評価を核として、戦略計画や実施計画の策定、予算の編成、行財政改革、組織体制などを有機的に連動させるとともに、施策や事業の優先度の決定、事業の選択と集中、サービス提供の方法や事業の実施手法の検討、財源や人材の適正な配分など、行政マネジメントシステムの効果的運用により、戦略的な取組を展開します。

また、さらに協働型の行財政運営を進めるために、ICT※の活用による市民との情報共有、地域と緊密に連携するための組織体制の見直し、市民参画の裾野を広げる取組などにより、協働が可能なあらゆる分野において、実践を積み重ねていきます。

これらの取組を効率的、効果的に進めるためには、機能的な執行体制を整える必要があります。行政内部においてもICTの活用による効率化と効果的連携を図り、権限と責任の見直しを行うなど、適切かつ迅速な意思決定が可能な仕組みづくりを進めます。

(2) 重点目標

前期基本計画では、総合計画を推進し、将来都市像の実現をめざすための方策として基本構想に掲げている、次の2つの項目を、重点目標として早急に取り組むこととしました。また、その具体的な取組は、38の施策の中に定めました。この2つの項目に関しては、協働の指針※の策定やPDCAサイクルにおける外部評価制度の導入などにより取り組んできましたが、さらに推進する必要があり、後期基本計画においても、引き続き重点目標とします。

重点目標1 市民と行政の協働による「新しい公共」の領域の拡充

重点目標2 行政マネジメントシステムの機能強化と効果的運用

※地方分権改革 P2 参照

※新しい公共 P7 参照

※行政マネジメントシステム P17 参照

※PDCAサイクル

マネジメントサイクルともいわれる。計画(plan)、実施(do)、評価(check)、反映(action)の頭文字から名付けられたもの。これを順

に実施することにより計画を着実に実現させるとともに次の計画に生かし、品質の維持・向上及び継続的な業務改善活動を推進する管理手法。

※ICT P6 参照

※協働の指針 P152 参照

第2節 財政フレーム

(1) 財政見直しへの対応

今後の財政見直しについては、景気や国の政策動向などに左右されるため、先行きが不透明ですが、生産年齢人口※の減少などに伴って市税収入が減少する中、扶助費などの社会保障関連経費は、少子高齢化の進展などにより増加する見込みです。また、老朽化する公共施設の整備保全や耐震化、さらに新たな大型の公共施設の整備など、財政需要を押し上げる諸要因が山積しており、引き続き厳しい財政運営となることが予想されます。このため、後期基本計画の期間においては、引き続き、健全で持続可能な財政基盤の確立をめざして、必要以上に基金や地方債に頼らず、歳入の範囲内での財政支出にとどめることを基本とした、収支均衡型の財政運営を推進します。

(2) 財政の健全化

本市では、阪神・淡路大震災に伴い、財政需要が急増した平成8年度（1996年度）以降、取組期間を5年とする基本方針を定め、行財政運営の改革に取り組んできました。平成27年度（2015年度）には、「行財政運営に関する指針※」及び「行財政運営アクションプラン」を改定し、第5次総合計画の実現に向け、効果的で効率的な公共サービスの提供、公共施設マネジメントの推進、財政の健全化などに引き続き取り組めます。

第3節 施策展開における基本的な考え方

前期基本計画では、社会経済情勢や市民アンケートの結果、第4次総合計画の評価、人口減少に向けての対応の視点などを踏まえ、次に掲げる4つの項目を重点目標と定め、その実現に向け、6つの分野や38の施策の枠を超えて、横断的に取組を展開してきました。

重点目標1 まちの個性を生かし、高めていくまちづくり（宝塚ブランドの強化）

重点目標2 子どもたちの成長を地域全体で支えるまちづくり

重点目標3 すべての市民が、安心を実感できるまちづくり

重点目標4 環境の保全と、循環型社会の構築に向けたまちづくり

後期基本計画においても、社会経済情勢や市民アンケートの結果、前期基本計画の評価、人口減少への対応などに、進行する超高齢社会への対応の視点を加えて検証した結果、引き続き、前期基本計画の4つの重点目標を後期基本計画の重点目標とするとともに、次の項目を追加することとします。

重点目標5 超高齢社会に対応したまちづくり

後期基本計画では、5つの重点目標の実現に向け、市民との協働のもと、6分野38の施策を推進していくこととし、38の施策の中で具体的な取組を定め、展開していきます。

これらの重点目標については、6つの分野と38の施策の枠を超えて横断的に取り組むこととし、いわゆる「縦割りの弊害」にも対応するものとします。

なお、具体的な取組については、本市を取り巻く社会経済情勢の変化や、毎年度行う行政評価の結果などを踏まえ、必要に応じて適切な見直しを行います。

※生産年齢人口 P9 参照

※行財政運営に関する指針 P152 参照

【継続】

① まちの個性を生かし、高めていくまちづくり（宝塚ブランドの強化）

文化芸術、都市景観、自然環境、住環境など、本市が有する魅力は良好な都市イメージを形成しており、これらの地域資源を活用し、まちの魅力、都市価値の向上につなげます。

また、その魅力を戦略的・効果的に内外に情報発信し、観光客や定住人口の増、産業の振興、我がまちに対する市民の愛着度の向上につなげ、選ばれるまちをめざします。

宝塚らしい都市景観づくり、観光振興、価値ある資源の選定などに取り組んできましたが、宝塚ブランドの強化はまだ十分ではなく、継続して取り組むべきものと言えます。

個々のブランドを結び付けながら効果的に発信するブランド戦略を持って、観光資源の有効活用、地域資源のブランド化及び内容の充実、文化芸術施設の整備、北部の地域資源の活用などに取り組みます。

〔主な施策〕 土地利用、市街地・北部整備、住宅・住環境、社会教育、都市景観、緑化・公園、観光、商業・サービス業・工業、農業、文化・国際交流

② 子どもたちの成長を地域全体で支えるまちづくり

次代を担う子どもたちが健やかに育つよう、子育て支援や環境づくりを推進し、安心して子育てできるまちをめざします。

共働き世帯の増加などにより、保育や放課後児童クラブ※のニーズの増大が予想されますが、多様な保育施設や放課後児童クラブの充実を図ることなどにより、それぞれの待機児童の解消に取り組みます。

また、子ども・子育て支援新制度※に対応するため、乳幼児期の教育・保育の総合的な提供や、地域での子育て支援の充実を図ります。さらに、いじめや不登校、学力定着などの学校課題の解決への取組を強化し、子どもたちの成長を地域全体で支えるまちをめざします。少子化が進む中、これらに取り組むことによって、安心して子育てできるまちを推進していきます。

〔主な施策〕 健康、児童福祉、青少年育成、学校教育、社会教育、文化・国際交流

③ すべての市民が、安心を実感できるまちづくり

東日本大震災や近年の集中豪雨の多発化などを受け、安全・安心に対する意識が高まっており、市民アンケートの結果などからも、災害に強いまちづくりが求められていることがうかがえます。このニーズに対応するため、危機管理施設の整備や職員の対応能力の向上など防災体制の充実を図るとともに、災害・防災の情報の共有化、災害時要援護者の支援体制の整備などについて、地域との連携を強化します。また、施設や道路、橋りょう、上下水道などの都市基盤についても、長寿命化の視点から計画的な更新を行います。

市民アンケートから、医療、福祉、防犯・交通安全についてもニーズが高いと言え、医療と福祉の連携、地域のセーフティネット※づくりなどの取組が求められています。なお、安心へのニーズは暮らし全般に関することであり、その他の分野に関することについても、引き続き取組を強化していきます。

〔主な施策〕 危機管理、防災・消防、防犯・交通安全、住宅・住環境、道路・交通、河川・水辺空間、上下水道、地域福祉、健康、保健・医療、障がい者福祉、社会保障、人権・同和、男女共同参画、スポーツ、雇用・勤労者福祉、消費生活

※放課後児童クラブ

下校後、保護者が家庭にいない児童を対象に、家庭機能の補充を兼ねた生活指導を行い、児童の健全育成を図ることを目的とした事業を行うところ。市が運営する地域児童育成会の他、社会福祉法人などが運営する放課後児童クラブがある。

※子ども・子育て支援新制度 P25 参照

※セーフティネット P24 参照

④ 環境の保全と、循環型社会の構築に向けたまちづくり

地球温暖化への懸念、福島第一原子力発電所の事故の発生などを受け、再生可能エネルギーへの転換や、節電など省エネルギーの取組による、環境負荷の少ない持続可能な社会※づくりが求められています。

このような背景のもと、本市においては再生可能エネルギー導入の推進を、市民・事業者との協働により進めており、先進的な取組の一つとなっています。

今後、さらに再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進を図るため、再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本条例※や宝塚エネルギー 2050ビジョン※に基づき、公共施設における率先した取組を含め、ネットワークの輪を広げながら施策を進めます。

自然環境の保全・再生をはじめ、環境保全の推進においては、環境活動に取り組むことが重要であり、学校や地域における環境学習・教育の成果が実践につながるよう支援していきます。

循環型社会の構築に向けては、引き続き、ごみの減量・資源化を、市民・事業者・行政が一体となって推進します。また、今後整備を予定している新ごみ処理施設の検討においても協働で取り組みます。

[主な施策] 環境保全、循環型社会、都市美化・環境衛生

【新規】

⑤ 超高齢社会に対応したまちづくり

超高齢社会への対応においては、医療・福祉分野だけでなく、住居、交通、防災・防犯、雇用、情報化などの分野でも、従来の年齢構成を前提とした都市政策を見直すとともに、平均寿命の延伸に伴い、高齢者がコミュニティの中で居場所を見つけ、生きがいを持って、健康に暮らす仕組みづくりが必要です。

WHO（世界保健機関）は、世界的な高齢化と都市化に対応するため、「社会システムを高齢化に対応させる」「高齢者が社会に参加する」というエイジフレンドリーシティ※（高齢者にやさしい都市）のプロジェクトを提唱しています。本市においては、全庁的なエイジフレンドリーシティの取組を進めることにより、活力のある、明るい希望に満ちた超高齢社会づくりをめざします。

あわせて、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステム※を構築します。

[主な施策] 道路・交通、地域福祉、健康、高齢者福祉、障がい者福祉、雇用・勤労者福祉、消費生活

※環境負荷の少ない持続可能な社会 P6 参照

※再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本条例 P6 参照

※宝塚エネルギー 2050 ビジョン P155 参照

※エイジフレンドリーシティ P24 参照

※地域包括ケアシステム P24 参照

7つの重点目標

【計画の推進に向けて】

- ① 市民と行政の協働による「新しい公共※」の領域の拡充
- ② 行政マネジメントシステム※の機能強化と効果的運用

【施策展開において】

- ① まちの個性を生かし、高めていくまちづくり（宝塚ブランドの強化）
- ② 子どもたちの成長を地域全体で支えるまちづくり
- ③ すべての市民が、安心を実感できるまちづくり
- ④ 環境の保全と、循環型社会の構築に向けたまちづくり

追加 ⑤ 超高齢社会に対応したまちづくり

※新しい公共 P7 参照

※行政マネジメントシステム P17 参照

第3部 各論

第1節	これからの都市経営	P 37
第2節	安全・都市基盤	P 51
第3節	健康・福祉	P 69
第4節	教育・子ども・人権	P 83
第5節	環境	P 101
第6節	観光・文化・産業	P 113

第1節 これからの都市経営

～「新しい公共」の領域が広がり、地域活動が活発なまちづくり～

1 市民自治

－地域自治を確立し、協働による市民主体のまちづくりを実現します－

P 38

2 市民と行政との協働

－協働が必要なあらゆる分野において、取組を進めます－

P 40

3 開かれた市政

－対話と交流により、開かれた市政を推進します－

P 42

4 情報化

－ICTの利活用により、誰もが行政情報へ容易にアクセスでき、便利で豊かな生活を実感できるまちをめざします－

P 44

5 危機管理

－あらゆる危機に適切に対応できる体制の構築をめざします－

P 46

6 行財政運営

－戦略的な都市経営と協働型の行財政運営により、総合計画を推進します－

P 48

1 市民自治

— 地域自治を確立し、協働による市民主体のまちづくりを実現します —

現状と課題



- 豊かな地域社会の実現に向けては、市民自らが自分たちのまちの課題について考え、決めて、行動する「市民自治※」を、これまで以上に推進していく必要があります。
- 本市では、自治会を中核に小学校区を基本とした20のまちづくり協議会※が、補完性の原則に基づいて、地域課題の解決に取り組んでいます。しかし、まちづくり協議会ごとに議決の仕方をはじめ運営形態は様々であり、今後はそれぞれのまちづくり協議会において、より良い運営の仕組みを構築し活動内容の充実を図っていく必要があります。
- 地縁型コミュニティ※の基盤である自治会は地域共同体としての機能を果たしていますが、加入率は低下傾向にあり、自治会への加入を促進し共同体としての基盤を強化することが求められています。
- 市内には多くのNPOやボランティア団体などが活動されていますが、他の団体との連携強化が課題であり、自治会やまちづくり協議会、事業者などとの連携が、これまで以上に求められています。
- 平成25年(2013年)に策定した「協働の指針※」により、協働の取組を促進するために設置した「協働のまちづくり促進委員会※」において、市民活動の連携のあり方などを点検し、効果的な仕組みづくりを進めています。同委員会から提出される意見・提案をもとに、具体的な施策を展開していく必要があります。

成果を示す指標



指標名	単位	前期基本計画		現状値 (H27)	評価	目標値 (H32)	指標 方向
		現状値 (H22)	目標値 (H27)				
議決機関のあるまちづくり協議会数	協議会	8	20	9	○	20	↗
自治会の加入率	%	68.6	—	65.8	×	—	↗
市内のNPO法人の数	団体	78	100	105	◎	—	↗

※評価 「◎」目標値に達した、「○」目標値に達していないものの、現状値（H22）より改善した、「△」変化なし、「×」現状値（H22）より悪化した、「*」後期基本計画から掲げた指標で、評価の対象外。

※市民自治

市民が自分たちのまちの課題について考え、決めて行動すること。地方自治の本旨である「住民自治」の概念に加えて、市民力の強化をめざす。

※まちづくり協議会 P7 参照

※地縁型コミュニティ

市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成される組織。自治会、まちづくり協議会などがこれに当たる。

※協働の指針 P152 参照

※協働のまちづくり促進委員会

協働の指針に基づき、本市の協働のまちづくりをさらに進めていくために設置された附属機関。

施策展開の方針と主な取組（◎は重点的な取組）



※市民とは、個人としての市民、自治会、まちづくり協議会、地域団体、市民活動団体、中間支援団体、事業者を表します

1 市民自治の基盤となる地域自治の確立をめざします

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域自治に関わる様々な主体がまちづくりについて協議する仕組みを構築します ◎ 自治会とまちづくり協議会の連携を促進します ○ 自治会の加入率向上、結成及び運営に関する支援を行います ◎ 地域ごとのまちづくり計画の見直しを支援し、その計画を促進します ○ 市民自治を進める上で最適なエリアや活動内容についての整理及び体系化を検討します
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で活動する市民が、地域の課題を解決する仕組みとして「協働のテーブル」を構築します ・ 一人ひとりがまちづくりの主体であることを認識し、地域活動に参画します ・ 自らが自治会に加入し、また加入を呼び掛けるなど地域活動の活性化に努めます ・ 地域ごとのまちづくり計画を見直し、その計画を推進します ・ 市民自治を進める上で最適なエリアや活動内容について検討します

2 市民活動団体、事業者、中間支援団体などによる地域を越えた活動の充実を図ります

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民や市民活動団体などと、まちづくりに関して意見交換する場の確保に努めます ◎ 宝塚NPOセンター、社会福祉協議会をはじめとする中間支援団体※、事業者、事業者団体などと連携した、市民活動やコミュニティビジネス※の育成及び支援を行います
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な主体が連携に努め、まちづくりのためのネットワークを構築します ・ 中間支援団体、事業者、事業者団体などが行政と連携し、市民ニーズに corres ponding する活動やコミュニティビジネスを展開します

3 市民自治の継続的な活動の推進に向けて、多くの担い手が育つよう、啓発や地域活動への参画の機会を創出します

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民自治に関する理解を深めるための啓発事業を実施するとともに、地域活動への参画に向けて情報を発信します ○ 地域のまちづくりを担う人材を育成するための事業を実施します
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民自治について理解を深めるための啓発事業に参加します ・ 地域のまちづくりを担う人材の育成に努めます

※中間支援団体 P7 参照

※コミュニティビジネス

地域の労働力、原材料、技術力などの資源を活用した事業により、地域課題の解決をめざす地域密着型ビジネス。

2 市民と行政との協働

— 協働が必要なあらゆる分野において、取組を進めます —

現状と課題



- より具体的に協働のまちづくりを推進する仕組みをつくるため、平成 25 年（2013 年）に策定した「協働の指針※」により設置した「協働のまちづくり促進委員会※」において、検討を進めています。「協働の指針」の周知にも取り組んでいますが、まだまだ十分とは言えません。
- 地方分権下においては、市の施策の企画から評価に至るあらゆる段階において、市民の参画や協働の取組が必要です。
- これまで、市民の市政への参画を保障するために、審議会への公募委員※の参画やパブリック・コメント※の実施、テーブルトーク※、ふれあいトーク※（出前講座）など、地域に出向き、市政への関心を持ってもらう取組などを進めてきましたが、今後も継続的な取組を展開していくとともに、それぞれの取組が有効に機能しているか確認することも必要です。

成果を示す指標



指標名	単位	前期基本計画		現状値 (H27)	評価	目標値 (H32)	指標 方向
		現状値 (H22)	目標値 (H27)				
地域やNPOと行政との協働事業数	件	13	20	624	◎	750	↗
きずなづくり推進事業提案件数	件	***	***	22	*	30	↗

※評価 「◎」目標値に達した、「○」目標値に達していないものの、現状値（H22）より改善した、「△」変化なし、「×」現状値（H22）より悪化した、「*」後期基本計画から掲げた指標で、評価の対象外。

※協働の指針 P152 参照

※協働のまちづくり促進委員会 P38 参照

※公募委員

設置された審議機関・諮問機関において一般から公募され、委嘱された委員をいう。近年では市民の行政参加やパブリック・コメントの進展により、広く一般市民から委員が公募される例が多くなっている。

※パブリック・コメント P3 参照

※テーブルトーク

市政やまちづくりについて情報共有を図り、協働のまちづくりを推進するため、テーマを定めて市民と市長・市担当部職員が集まり、意見交換する場。

※ふれあいトーク

市民に対する積極的な情報提供と市政へのニーズ把握を目的として、市職員が市民の希望する日時、場所に出向き、市民が知りたいテーマについて出前講座をする制度。

施策展開の方針と主な取組（◎は重点的な取組）



※市民とは、個人としての市民、自治会、まちづくり協議会、地域団体、市民活動団体、中間支援団体、事業者を表します

1 「協働の指針」の周知及び活用を図るとともに、協働をさらに推進します

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎「協働の指針」の市民説明会や職員研修の実施及び指針の活用、市民と職員の協働についての意識醸成に努めます ◎「協働の指針」に基づく取組を実践していきます ◎ 協働のさらなる推進に向けて、組織体制及び地域担当制の見直しを行います
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・「協働の指針」の周知と活用に努め、協働についての市民の意識醸成を図ります ・「協働の指針」に基づき、それぞれの特性を理解し、互いの役割を分担して協働の取組を実践します

2 様々な施策や事業について、協働型の事業を推進します

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 協働が必要なあらゆる分野における協働型の事業の推進と検証に努めます ○ 協働型の事業の拡大をめざす新たな仕組みを検討します ◎ まちづくり協議会※との連携について検証し、協働の取組を推進します ◎ 自治会との連携について検証し、協働の取組を推進します ○ 指定管理者制度※によるコミュニティ施設の地域主体の管理や、地域との協議による効果的な施設運営を推進します
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協働が必要なあらゆる分野で、協働型の事業を推進します ・ 協働型の事業の拡大をめざす新たな仕組みの検討に参画します ・ 地域課題に関心を持ち、地域の課題やニーズを発掘し、効率的な方法を構築しながら、協働による課題などの解決を図ります ・ 指定管理者制度によりコミュニティ施設を地域主体で管理するとともに、効果的な施設運営に努めます

3 協働の取組が進むよう、市民活動の基盤強化を進めます

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 協働の推進に向けて、自治会やまちづくり協議会、地域団体、市民活動団体、中間支援団体※などの基盤強化を支援します ◎ 協働に関する市民説明会や職員研修を実施します ◎ きずなづくり推進事業などを展開し、公益的活動を支援します ○ 「市民と市民の協働」の活発化に向けて、市民が話し合い交流する場づくりを促進します
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政との情報共有に努め、互いの理解を深める機会に積極的に参加し、交流します ・ 多くの課題やニーズに応えるため、様々な分野で「市民と市民の協働」を実践するなど、市民主体の公益的活動に取り組みます

※まちづくり協議会 P7 参照

※中間支援団体 P7 参照

※指定管理者制度

住民サービスの向上、経費の削減を図りながら多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応していくことを目的として、広く民間事業者や市民団体などに公の施設の管理運営を委ねる制度。

3 開かれた市政

－ 対話と交流により、開かれた市政を推進します －

現状と課題



- 積極的な情報発信については、広報たからづかや市ホームページ、SNS※など様々な媒体を活用して情報の量と内容の充実に努めていますが、市民が知りたい情報は多様化している状況にあり、引き続き情報の量や内容、見やすさなどを工夫する必要があります。
- 様々な方法で市政に対する意見を聴き、市政に生かすことについては、パブリック・コメント※や広聴カード※、市民意識調査、審議会への市民の参画などにより、取組を進めていますが、情報を分かりやすく発信し、市民から幅広く、多くの意見が提出されるよう取り組むことが求められています。
- 市政の説明責任を果たし、市民理解を深めるために、ふれあいトーク※（出前講座）をはじめとする対話の機会を活用し、市民と行政の密接な関係を築いていく必要があります。

成果を示す指標



指標名	単位	前期基本計画		現状値 (H27)	評価	目標値 (H32)	指標 方向
		現状値 (H22)	目標値 (H27)				
市民アンケートの「市役所が行う行政施策に関心がある」市民の割合	%	52.3	—	51.6	×	—	↗
市民アンケートの「広報たからづかを読む」市民の割合	%	55.5	—	38.6	×	—	↗
市民アンケートの「市ホームページを見る」市民の割合	%	19.8	—	21.3	○	—	↗
市ホームページへのアクセス件数	千件	***	***	7,383	*	15,000	↗
無作為抽出による審議会などの公募委員※募集に対する応募率	%	***	***	—	*	5	↗
ふれあいトーク（出前講座）の開催回数	回	***	***	55	*	60	↗

※評価 「◎」目標値に達した、「○」目標値に達していないものの、現状値（H22）より改善した、「△」変化なし、「×」現状値（H22）より悪化した、「*」後期基本計画から掲げた指標で、評価の対象外。

※SNS P6 参照

※パブリック・コメント P3 参照

※広聴カード

はがきや文書などで市政に関するご意見やご要望、ご提案をお寄せいただく仕組み。

※ふれあいトーク P40 参照

※公募委員 P40 参照

施策展開の方針と主な取組（◎は重点的な取組）



※市民とは、個人としての市民、自治会、まちづくり協議会、地域団体、市民活動団体、中間支援団体、事業者を表します

1 市が発信する情報を充実させて、市民との情報共有を推進します

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 広報たからづか、ホームページ、メールマガジン、エフエム宝塚、広報板などを活用し、発信する情報の量と内容の充実に努めます ○ 各種広報媒体の特性を生かし、情報弱者※を含むすべての市民への効果的な情報発信に取り組みます ○ SNSなどICT※を活用し、市民との情報共有を推進します ○ 市民参画やまちづくりにとって有用な行政情報の積極的な公開と、ビッグデータ※・オープンデータ※の利活用を推進します ○ 市民との情報共有に向けたより効果的な情報公開・情報発信の仕組みの構築に努めます
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政が発信する情報がより分かりやすいものとなるよう、行政とともに検討します ・ 情報弱者に配慮した情報発信について提案するとともに、点訳や朗読、多言語への翻訳などの活動に取り組みます

2 市民から幅広く、多くの意見を聴き、市政運営に生かします

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ SNSなどICTを活用し、より意見を聴取しやすい仕組みを検討します ◎ パブリック・コメントや広聴カードなど意見聴取に関する業務の推進と検証に取り組みます ○ 定期的な市民アンケートの実施などにより、市民意識の把握に努めます ◎ 各種審議会への市民参画を促進するとともに、無作為抽出による公募委員の選出などの市政参画の新たな仕組みを構築します
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリック・コメントや広聴カードなどを活用し、市民の意見を行政に伝えます ・ 行政と一緒にまちづくりをするという意識を持って、市民アンケートや公募委員の募集などに応じます

3 対話と交流によって、市政への市民の理解を深めます

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ SNSなどICTの活用による市民との対話や交流を検討します ◎ 「市民と市長のテーブルトーク※」やふれあいトーク（出前講座）などを開催し、市民との対話や交流を推進します ○ 市政の透明性の向上に向けて、情報公開制度を積極的に運用します
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「市民と市長のテーブルトーク」やふれあいトーク（出前講座）などを活用し、行政との対話や交流に努めます ・ 行政との対話や交流に生かすため、積極的に情報公開制度を活用します

※情報弱者

パソコンやインターネットをはじめとする情報・通信技術の利用に困難を抱える人。

※ICT P6 参照

※ビッグデータ P6 参照

※オープンデータ P6 参照

※テーブルトーク P40 参照

4 情報化

ー ICTの利活用により、誰もが行政情報へ容易にアクセスでき、便利で豊かな生活を実感できるまちをめざします ー

現状と課題



- ICT※の進展により、スマートフォンやタブレット型端末など新たな情報通信機器が普及し、誰もが、時間や場所にとらわれず、インターネット上に提供されるサービス※を利用し、SNS※で世界中の人々と交流できるようになっています。今や、ICTの利用は人々の日常生活の中に浸透し、便利で豊かな生活を支えるためになくてはならないものとなっています。
- 市民のICTの利用状況を踏まえ、市は、公共施設のネット予約、ホームページのスマートフォン対応、各部局でのSNSの利用を進めています。
- 今後も、医療、福祉、教育、防災など、多くの市民生活に関わる分野で、市民のICTの利用状況に対応した行政サービスの質の向上や、高度化・多様化する市民ニーズへの対応、行財政運営のさらなる健全化や地域の課題解決のためにICTの活用を進め、より豊かな市民生活を実現していく必要があります。また、すべての市民が行政情報へ容易にアクセスできることが重要であることを市は認識し、情報化に取り組む必要があります。
- 一方で、東日本大震災のような大災害やサイバー攻撃※など、情報セキュリティ※を脅かす事件や事故が起こると、インターネットの利用停止、あるいは個人情報の漏えいなど、市民生活に深刻な影響を及ぼすことになります。このため、市は、災害発生時のICT利用の確保のための措置や情報セキュリティ対策の実施、個人情報の保護、市民のプライバシーを守る対策に努める必要があります。また利用者である市民も、ICTの利用に対するリスクを理解することに努める必要があります。

成果を示す指標



指標名	単位	前期基本計画		現状値 (H27)	評価	目標値 (H32)	指標 方向
		現状値 (H22)	目標値 (H27)				
公共施設の予約などの申請に占めるオンライン率	%	69	80	76.2	○	80	↗
市ホームページへのアクセス件数	千件	***	***	7,383	*	15,000	↗
市ホームページの活用度(市ホームページを情報源とした行事参加者の割合)	%	***	***	7.4	*	15.0	↗

※評価 「○」目標値に達した、「○」目標値に達していないものの、現状値(H22)より改善した、「△」変化なし、「×」現状値(H22)より悪化した、「*」後期基本計画から掲げた指標で、評価の対象外。

※ICT P6 参照

※インターネット上に提供されるサービス

店舗や窓口に直接行かなくても、インターネットを経由し、商品の購入や手続きなどが行えるサービス。ネット通販、電子書籍、店舗予約、動画視聴やネットバンキングなど。

※SNS P6 参照

※サイバー攻撃

コンピューターシステムやインターネットなどを利用し、個人や組織のコンピューターやネットワークに不正侵入し、情報の詐取、改ざん、破壊などを行う行為。

※情報セキュリティ P6 参照

施策展開の方針と主な取組（◎は重点的な取組）



※市民とは、個人としての市民、自治会、まちづくり協議会、地域団体、市民活動団体、中間支援団体、事業者を表します

1 誰もが利便性、サービス向上を実感できる電子市役所※の実現をめざします

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 個人番号カードを利用したコンビニエンスストアでの諸証明の交付や行政手続のオンライン化を、さらに推進します ○ 利用者の利用環境に配慮した、情報提供の充実を図ります ○ 災害発生時の避難所などにおける通信手段を確保するとともに、観光都市としての来街者の利便性の向上を図るため、公共施設などへの公衆無線 LAN※環境を拡充します
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積極的に ICT サービスを利用し、行政とともに電子市役所の実現に取り組みます

2 効果的な情報発信・情報交流のために ICT の活用を推進します

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 行政情報をオープンデータ※化するとともに、ビッグデータ※の利活用を推進します ○ 市民活動団体の SNS の活用などによる、情報発信・情報交流を促進します ○ 市民活動団体などとの協働により、スマートフォンの活用など、市民の情報機器活用能力の向上を支援します
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ SNS などを利活用し積極的に情報を発信・収集することで、市民活動を活性化させます

3 情報セキュリティを強化するとともに、ICT のさらなる利用を推進します

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 社会保障・税制度の効率化を図り、透明性を高めるため、番号制度を導入します ○ ICT のさらなる活用により、行政事務の効率化を推進するとともに、マイナポータル※を活用した民間サービスとの連携を検討します ○ 市民の財産、プライバシーなどを保護するとともに、適切に行政事務を運営するため、情報セキュリティ対策を強化します ○ 市民の情報機器の適切な利用に係る講習会などを開催します
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICT の利用に際しては、便利である反面、リスクがあることを理解し、適切な利用を心がけることに努めます

※電子市役所

市役所の実際の窓口とは別に、インターネット上にオンライン窓口を設置し、各種申請・届出を受け付ける体制を築くもの。電子市役所が確立することにより、市民・事業者などは 24 時間、場所を選ばず各種行政サービスを受けることができるようになる。

※公衆無線 LAN

無線 LAN（通信網）を利用して、インターネットへの接続を企業や自治体が提供するサービス。

※オープンデータ P6 参照

※ビッグデータ P6 参照

※マイナポータル

行政機関がマイナンバー（個人番号）の付いた自分の情報をいつ、どこでやりとりしたのか確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や行政機関から自分に対しての必要なお知らせ情報などを自宅のパソコンなどから確認できるウェブサイト。

5 危機管理

— あらゆる危機に適切に対応できる体制の構築をめざします —

現状と課題



- 地震、風水害などの災害、他国からの武力攻撃や大規模テロ、感染症や食品などによる健康被害、情報漏えいや法令違反などの不祥事、その他の重大な事件や事故など、本市においても様々な危機が発生する可能性があります。
- 危機への対策については、法令などで個別に対処計画を策定することが義務付けられている危機事案に対して、地域防災計画※・国民保護計画※・情報セキュリティ※ポリシー※など個別計画を策定し、対処していますが、その他の想定される様々な危機に対して、個別に対応マニュアルを定める必要があったため、平成24年（2012年）7月に「危機管理指針※」を策定しました。
- 同指針の策定を受け、個々の危機事案に対しては、具体的な対応を定めた危機管理対応マニュアルを定めています。
- 大規模な災害に対しては、自治体間での相互応援協力が必要となる場合があることから、これまで、近隣や県内を始め、多くの自治体と協定を締結してきました。しかし、近い将来、南海トラフ巨大地震が発生する恐れがあることなどから、遠隔地にある自治体とも応援協定を締結していく必要があります。
- 事業所や関係機関に対しては、より緊密な応援協定を締結する必要があります。
- 多様化する危機事案に対し、迅速かつ的確に統括指導するために、拠点施設の整備が必要となっています。

成果を示す指標



指標名	単位	前期基本計画		現状値 (H27)	評価	目標値 (H32)	指標 方向
		現状値 (H22)	目標値 (H27)				
安心メール※登録者数	人	***	***	16,581	*	20,000	↗
災害時における施設管理者（市以外）との緊急避難場所、避難所に関する協力の取り決め数	件	***	***	17	*	—	↗
遠隔地にある他自治体との災害に関する協力の取り決め数	件	***	***	4	*	—	↗
事業者、関係機関との災害に関する協力の取り決め数	件	***	***	15	*	—	↗

※評価 「◎」目標値に達した、「○」目標値に達していないものの、現状値（H22）より改善した、「△」変化なし、「×」現状値（H22）より悪化した、「*」後期基本計画から掲げた指標で、評価の対象外。

※地域防災計画 P152 参照

※国民保護計画 P152 参照

※情報セキュリティ P6 参照

※情報セキュリティポリシー P152 参照

※危機管理指針 P152 参照

※安心メール

市内の災害、犯罪（不審者情報など）に関する緊急情報や、防災防犯に関するお知らせ情報を登録者にメールで通知するもの。市・警察署・県などからの緊急情報をメール受信、さらにウェブサイト上で確認ができる。

施策展開の方針と主な取組（◎は重点的な取組）



※市民とは、個人としての市民、自治会、まちづくり協議会、地域団体、市民活動団体、中間支援団体、事業者を表します

1 危機の発生を防ぎ、発生した場合は被害や影響を最小限に抑えられるよう危機管理施設の充実を図ります

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 緊急情報の伝達手段として、防災行政無線設備※の整備を推進します ◎ あらゆる危機事案に対して、迅速な初動体制を確立するとともに、情報共有の徹底を図るため、危機管理施設を早期に整備します
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線設備の設置などに協力します ・ 地域の多様な団体が連携・協力し、地区防災計画※などの作成に取り組みます

2 危機の発生を防ぎ、発生した場合は被害や影響を最小限に抑えられるよう危機管理体制を整えます

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害・防災情報伝達手段として、安心メールやSNS※など多様な情報媒体の活用を促進します ◎ 職員の意識と対応能力の向上を図るため、危機に対する初動対応研修や実践的な訓練を実施します ○ 市民の危機対応力の向上を図るため、危機管理に関する講習会を実施します ○ 事業者、研究機関などとの連携や、自治体などとの相互協力を推進します
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実状を踏まえ、様々な危機に関する情報を行政に伝えます ・ 危機事案に関する正確な情報を市と共有し、安全を確保するために安心メールに登録します ・ 講習会などに積極的に参加し、危機事態への対応力の向上に努めます



※防災行政無線設備

自然災害や国民保護に関する事案などに対して、住民に避難勧告などを迅速かつ的確に伝達するため、無線により送信した信号を受信し、拡声器により伝達するための一連の設備。

※地区防災計画

災害対策基本法に基づいて、市内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者など）が、主体となり行う地域の自発的な防災活動に関する計画のこと。

※SNS P6 参照

6 行財政運営

－ 戦略的な都市経営と協働型の行財政運営により、総合計画を推進します －

現状と課題



- 今後の財政見通しについては、生産年齢人口※の減少などに伴い市税収入が減少する一方、社会保障関連経費の急増や公共施設の整備保全などの財政需要を押し上げる諸要因が山積しており、厳しい財政運営となることが予想されます。健全な財政運営をめざし、引き続き、財政構造改革に取り組んでいく必要があります。
- PDCAサイクル※に基づく行政マネジメントの機能を強化し、効果的な運用をしていくとともに、簡素で効率的な組織運営や、職員定数の適正化について、継続的に取り組んでいます。
- 公共施設については、「公共施設マネジメント基本方針※」に基づき、長寿命化や施設保有量の最適化など、資産として最適に維持管理し、有効活用を図る取組を進めていますが、こうした取組を着実に進めていくためには、施設の更新などに対する財源措置も検討した上で、市民と課題を共有しながら、解決を図っていく必要があります。
- 職員の能力向上に向けては、人材育成基本方針※に基づき、計画的な人材育成を進めています。また、人事評価制度を導入し、評価結果を給与や人材育成など幅広く人事管理に活用する取組を進めています。
- 地方分権一括法※による権限移譲が進められ、基礎自治体である市が自らの責任と判断で地域の課題解決や市民ニーズに対応しなければならない範囲が拡大しています。市民参画を推進し、市民自治※に根ざした市民との協働による行財政運営をさらに進める必要があります。また、社会経済の変化や課題を把握・分析し、積極的な歳入確保など戦略的な都市経営を行う必要があります。
- 平成27年（2015年）4月の地方自治法の改正により、中核市の要件が人口20万人以上に緩和されるとともに、特例市制度が廃止されました。本市においても、中核市への移行について、その是非も含めて検討を進めていく必要があります。

成果を示す指標



指標名	単位	前期基本計画		現状値 (H27)	評価	目標値 (H32)	指標 方向
		現状値 (H22)	目標値 (H27)				
市民1人当たりの地方債残高	千円	355	—	318	○	—	↘
地域やNPOと行政との協働事業数	件	13	20	624	◎	750	↗
ふるさと納税 納税額	千円	***	***	9,340	*	30,000	↗
ふるさと納税 納税件数	件	***	***	336	*	1,000	↗

※評価 「◎」目標値に達した、「○」目標値に達していないものの、現状値（H22）より改善した、「△」変化なし、「×」現状値（H22）より悪化した、「*」後期基本計画から掲げた指標で、評価の対象外。

※生産年齢人口 P9 参照

※PDCAサイクル P30 参照

※公共施設マネジメント基本方針 P152 参照

※人材育成基本方針 P152 参照

※地方分権一括法

国の管理を減らし、地方の自主裁量を高めることで、地方の力を強くし、地方分権を進めることを目的とした、475本の関連法案。

※市民自治 P38 参照

施策展開の方針と主な取組（◎は重点的な取組）



※市民とは、個人としての市民、自治会、まちづくり協議会、地域団体、市民活動団体、中間支援団体、事業者を表します

1 持続可能な財政基盤の確立をめざし、健全な財政運営を推進します

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 施策や事業の優先度と重点化の決定、事業の選択と集中、サービス提供や実施手法の検討、財源や人材の適正な配分など、戦略的な取組を実施します ◎ 収支均衡型の財政構造確立に向けて、平成 27 年度（2015 年度）に改定する「行財政運営に関する指針※」に基づく取組を進めます ○ 市が保有する財産の有効活用、公共施設の長寿命化や施設保有量の最適化などをさらに推進します ◎ 歳入の根幹である市税などの収入確保に向けて、自主納付を促進するとともに、滞納整理を強化します ◎ 歳入確保に向けて、戦略的な施策を検討し、推進します
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の財政状況や施策の推進の状況などに関心を持ち、市政への参加の機会を積極的に生かします ・ 公共施設の統廃合や再配置などの検討に参加し、行政とともに考えます

2 協働型の行政運営を推進するため、機能的で連携のとれた組織体制を整備します

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 核となる行政評価を充実し、実施計画策定や予算編成、行財政改革などが有機的に連携する PDCA サイクルによる政策・施策を推進します ○ 定員管理の適正化の推進などにより、簡素で効率的な組織を実現します ○ 組織や職務の権限と責任の見直しなどにより、適切かつ迅速な意思決定が可能な仕組みづくりに取り組みます ○ ICT※のさらなる利活用により、行政事務の効率化を図ります ◎ 協働型の行政運営を推進するため、市の意思形成過程における市民参画、施策実施・評価における協働の取組を充実させるとともに、その仕組みをさらに検討します ○ 協働型の行政運営に向けて、部署間の連携を推進するとともに、組織体制を見直します ○ 行政に対する市民の信頼の向上をめざし、公務員倫理の徹底、公正な職務執行に関する制度の適切な運用、市民ニーズへの的確な対応などに取り組みます ○ 中核市への移行に関して、事務移譲に伴う財源・人的資源の確保・活用、組織体制の在り方、行政サービスの向上の観点などから、移行の是非も含めて、研究・検討を行います
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な社会経験を生かして市政に参加し、行政との協働により、まちづくりを推進します

3 戦略的な都市経営を行うための、意欲と能力、行動力を持った自律的職員を育成します

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 政策法務能力、コミュニケーション能力、コーディネート能力など、職員の能力向上に取り組みます ○ 人事評価制度の拡充など、成果を重視する仕事の進め方への職員の意識改革を推進します ◎ 地域活動への関わりを通して、協働の視点で問題解決を図る職員を育成します
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくりのパートナーとして職員に接し、ともに課題の解決に取り組みます

※行財政運営に関する指針 P152 参照

※ICT P6 参照

第2節 安全・都市基盤

～災害に強く、安全でいつまでも快適に住み続けることができるまちづくり～

1 防災・消防

－防災・消防体制の充実、地域の防災力の向上を図ります－

P 52

2 防犯・交通安全

－地域力を高め、安全で安心なまちづくりをめざします－

P 54

3 土地利用

－歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりと北部地域の環境保全、活力維持・増進をめざします－

P 56

4 市街地・北部整備

－良好な市街地形成と北部地域の活性化を推進します－

P 58

5 住宅・住環境

－良好な住宅・住環境を整備し、住んでみたい、住み続けたいまちをめざします－

P 60

6 道路・交通

－安全で快適なまちづくりのため、幹線道路網の効率的整備と人や環境に配慮した公共交通環境の向上を図ります－

P 62

7 河川・水辺空間

－河川の治水の向上と自然環境との調和を図り、うるおいや安らぎのある水辺空間をつくります－

P 64

8 上下水道

－豊かな生活を支え、災害に強く安全で安心な施設整備を推進します－

P 66

1 防災・消防

— 防災・消防体制の充実、地域の防災力の向上を図ります —

現状と課題



- 近い将来、南海トラフ巨大地震が発生した場合は、広域的な被害が予測されます。また、近年では台風や集中豪雨による災害も多発するなど、災害は多様化しており、行政には多様な災害に対応する体制の充実が求められています。
- 阪神・淡路大震災から20年が経過し、東日本大震災の教訓も踏まえて、公助の対応だけでなく、改めて自助、共助の取組を推進し、地域の防災力を高める必要があります。特に、高齢者、障がいのある人などの避難行動要支援者に対する避難支援を地域で担う体制整備が急務となっています。
- 救急需要は増加しており、市民救護体制の充実、医療機関との連携強化、市内全域での救急体制の充実強化が求められています。
- 災害の大規模化・複雑多様化に対しては、消防における広域連携をより推進する必要があります。

成果を示す指標



指標名	単位	前期基本計画		現状値 (H27)	評価	目標値 (H32)	指標 方向
		現状値 (H22)	目標値 (H27)				
安心メール※登録者数	人	10,029	13,200	16,581	◎	20,000	↗
自主防災組織活動率	%	81.5	100	77.2	×	100	↗
地区防災計画※作成数	地区	***	***	0	*	24	↗
119番受信から現場到着までの平均所要時間	分秒	7:38	7:00	7:09	○	7:00	↘
公共施設の耐震化率	%	68.2	96	89.5	○	100	↗
市民アンケートの「日ごろから災害に対する備えをしている」市民の割合	%	25.7	—	36.7	○	—	↗
出火率※	件	***	***	2.1	*	2.0	↘
救急救命士※数（現場活動隊）	人	***	***	38	*	56	↗

※評価 「◎」目標値に達した、「○」目標値に達していないものの、現状値（H22）より改善した、「△」変化なし、「×」現状値（H22）より悪化した、「*」後期基本計画から掲げた指標で、評価の対象外。

※安心メール P46 参照

※地区防災計画 P47 参照

※出火率

人口1万人当たりの出火件数をいう。
【算出式】出火件数÷人口×10,000

※救急救命士

救急救命士法により、厚生労働大臣の救急救命士免許を得るため、国家試験に合格し、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に救急救命処置（心肺停止患者に対する一部の医療行為など）を行うことを業とする者。

施策展開の方針と主な取組（◎は重点的な取組）



※市民とは、個人としての市民、自治会、まちづくり協議会、地域団体、市民活動団体、中間支援団体、事業者を表します

1 防災体制の充実、地域の防災力向上により、防災、減災対策を図ります

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害・防災情報伝達手段として、安心メールやSNS※など多様な情報媒体の活用を促進します ◎ 地域の防災力の向上を図るため、地区防災計画の作成を支援します ◎ 災害時要援護者に対する支援体制を整備します ○ あらゆる災害に対応するため、総合的な防災体制の充実を図ります
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災情報を自ら積極的に取得します ・ いざという時のために非常用食料や飲料水を備え、避難所の確認など一人ひとりが自主的に防災対策をします ・ 地域において災害時要援護者の把握に努めるとともに、避難行動を支援します ・ 地域の多様な団体が連携・協力し、地区防災計画などの作成に取り組みます

2 救急救助体制、防火体制の充実を図り、消防力を強化します

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 救急救命士、認定救命士※、高度救助隊員※の養成、高度資器材の整備など救急救助体制の高度化を図ります ○ まちかど救急ステーション※を基点とする市民救護体制を充実するとともに、地域における応急手当の普及啓発活動を推進します ○ 予防査察や住宅用火災警報器の設置促進など火災予防啓発活動を推進します ○ 二次救急システム※を活用した円滑な救急搬送を推進します
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な応急手当を身につけ、応急処置や傷病者の保護に努め、地域で助け合います ・ 行政などが開催する講習会に積極的に参加し、火災や地震などの災害に対する正しい知識と理解を深め、普段から工夫や対策に努めます

3 広域連携の推進による消防体制の強化を図ります

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 宝塚市、川西市、猪名川町の2市1町における広域連携を強化します
------	---

4 市民の防災・避難拠点となる公共施設などの耐震化を推進します

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 「耐震改修促進計画※」に基づき、耐震化を進めます
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震診断が必要な建築物については、診断を受け、耐震不足の場合は耐震補強します

※SNS P6 参照

※認定救命士

通常の救急救命士が行うことができる救急救命処置に加えて、気管挿管・薬剤投与などの医療行為ができる救急救命士。認定救命士になるためには、国が認めた追加講習を受講し、病院実習などを経て兵庫県が認定するもので、より高度な医療行為を医師の指示の下に行うことができる。

※高度救助隊員

全国の救助隊レベルは、対応できる災害態様により「救助隊・特別救助隊・高度救助隊・特別高度救助隊」の4つに区分される。高度救助隊員とは高度救助隊に属し、より専門的な知識・技術・高度な資機材を駆使し、震災による倒壊建物での救出作業など、二次被害を誘発する危険な災害現場に対応しうる能力を有する。

※まちかど救急ステーション

通行人などがまちなかで不慮の事故や急病により、呼吸・脈が停止する重篤な状態になった場合、近くにある救急ステーションに設置したAED（自動体外式除細動器）により救命できる体制を推進するもの。

※二次救急システム

入院を必要とする傷病者を救急搬送する際、病院の応需情報及び救急車の搬送状況を救急車に搭載したタブレット端末で確認及び入力できるネットワークシステム。

※耐震改修促進計画 P153 参照

2 防犯・交通安全

－ 地域力を高め、安全で安心なまちづくりをめざします －

現状と課題



- 犯罪の発生件数は警察、防犯協会及び地域の防犯グループなど各種防犯活動により減少傾向にありますが、市民に不安を与える犯罪や身近に発生する街頭犯罪は、「自分の安全は自分で守る」「地域の安全は地域で守る」という基本的な認識に立ち返り、その発生を未然に防ぐために、市民一人ひとりが防犯意識を高め、地域の防犯活動に取り組む必要があります。
- 一方、行政は、啓発や地域活動の支援を推進していく役割があります。
- 交通事故の発生件数は減少傾向ですが、地域で交通事故が多発する危険な箇所を共有するとともに、引き続き、交通弱者である高齢者や園児・児童・生徒への交通安全意識の高揚を図り、交通安全施設などの整備を関係機関などと連携し、より一層進める必要があります。
- 自転車に関する事故については、交通事故に占める割合が近年増えており、その減少などをめざして、平成25年度（2013年度）に「自転車の安全利用に関する条例※」を制定・施行しました。今後、さらにその周知に努め、自転車利用者のマナー向上や自転車事故の発生防止対策を進める必要があります。

成果を示す指標



指標名	単位	前期基本計画		現状値 (H27)	評価	目標値 (H32)	指標 方向
		現状値 (H22)	目標値 (H27)				
アトム防犯グループ※数	グループ	115	150	128	○	150	↗
犯罪発生件数	件	***	***	1,758	*	1,670	↘
年間街頭犯罪及び侵入犯罪の発生件数	件	***	***	1,162	*	1,104	↘
交通事故（人身事故）発生件数	件	***	***	729	*	693	↘
自転車に関する事故発生件数	件	***	***	163	*	155	↘

※評価 「○」目標値に達した、「○」目標値に達していないものの、現状値（H22）より改善した、「△」変化なし、
「×」現状値（H22）より悪化した、「*」後期基本計画から掲げた指標で、評価の対象外。

※自転車の安全利用に関する条例 P23 参照

※アトム防犯グループ

地域で自主的に防犯パトロール活動を行っている市登録グループの名称。防犯パトロールを行う際に、不審者や地域住民からも防犯活動していることが認識できるよう「アトム防犯パトロール」と書かれたたすきを市から配布している。

施策展開の方針と主な取組（◎は重点的な取組）



※市民とは、個人としての市民、自治会、まちづくり協議会、地域団体、市民活動団体、中間支援団体、事業者を表します

1 防犯意識の啓発、市民と行政の連携による防犯活動を推進します

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通学時の安全確保のため、防犯パトロール活動を強化します ◎ 防犯講習会の開催、防犯情報の提供など啓発事業を実施します ○ アトム防犯グループの結成を促進するとともに、活動を支援します ◎ 地域への防犯カメラの設置を推進します
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯について、家庭や地域で話し合うとともに、情報を共有し、様々な団体と連携します ・ 防犯教室への参加や地域での見回りなど積極的に防犯活動を行い、地域の安全に取り組みます ・ アトム防犯グループの結成に取り組みます

2 交通安全意識の啓発、安全施設の整備を推進します

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 生涯にわたる交通安全教育を推進します ○ 街頭啓発など広報活動を推進します ○ 交通危険箇所への安全対策を実施します ○ ガードレール、ミラー、街路灯など交通安全施設を整備します ○ 駅周辺における放置自転車の解消に向けた取組を進めます ◎ 自転車の安全利用に関する条例のさらなる周知を図ります
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全について、家庭や地域で話し合うとともに、情報を共有し、様々な団体と連携します ・ 地域での自転車運転のマナー研修会への参加など積極的に交通安全活動を行い、地域の交通安全に取り組みます ・ 交通ルールとマナーを遵守するとともに、地域で啓発を行います



3 土地利用

－ 歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりと北部地域の環境保全、活力維持・増進をめざします －

現状と課題



- 本市においては、地域の特色を生かした「庭園都市」「居住文化創造都市」「芸術レクリエーション都市」をまちづくりのコンセプトとし、生活拠点、都市機能を集約したコンパクトシティ※の実現をめざした「都市計画マスタープラン-2012-※」を策定しており、この方針に基づくまちづくりを進めています。
- 住宅系の地域においても、地域住民による地域の特性・住環境を守ろうという意識が高まってきており、地区計画などの導入や検討を行っています。
- 南部市街地では、近年、NTN(株)宝塚製作所などの大規模工場の転出、企業グラウンドの転用、宝塚ガーデンフィールズの閉園などがあり、その跡地において、新たな土地利用の検討が進められています。市内においては、住宅と工業、住宅と商業など用途が混在する地域における生活環境の変化や、一部の地域で商業機能の低下が見られる一方、幹線道路沿線での商業施設の立地が進むなど、商工業環境にも変化がみられます。このため、商工業の振興と周辺環境の調和を考慮したまちづくりの推進が重要となっています。
- 北部地域では、今後、高齢化や人口減少に伴う集落の維持・存続が課題となっています。地域全体の活力を維持・増進するためには、地域の実情に応じたまちづくりの方針などの検討が求められています。
- これからは、行政が主体となり、規制・誘導施策を推進するとともに、住民自らが地域の特性に応じた自らのまちづくりをめざす取組が、より一層重要となります。
- 道路、河川などの社会基盤施設については、市全体としては一定の整備がなされていますが、地域によっては防災面や安全面での課題を抱えているところもあり、今後も継続した社会基盤整備が必要です。

成果を示す指標



指標名	単位	前期基本計画		現状値 (H27)	評価	目標値 (H32)	指標方向
		現状値 (H22)	目標値 (H27)				
地区計画の決定地区数	地区	33	46	38	○	46	↗
地区計画の決定地区面積	ha	517.4	600.0	547.1	○	600.0	↗
地区まちづくりルール認定地区数	地区	2	9	8	○	11	↗
地区まちづくりルール認定地区面積	ha	66.5	180.0	134.8	○	170.0	↗
市街化調整区域※の面積	ha	***	***	7,581	*	7,581	→

※評価 「◎」目標値に達した、「○」目標値に達していないものの、現状値（H22）より改善した、「△」変化なし、「×」現状値（H22）より悪化した、「*」後期基本計画から掲げた指標で、評価の対象外。

※コンパクトシティ P23 参照

※都市計画マスタープラン-2012- P153 参照

※市街化調整区域

都市計画法7条によって定められる都市計画区域の一つで、市街化を抑制すべき区域。市街化区域に対するもので、この区域内では原則的に宅地造成などの開発行為が禁じられ、市街化を抑制することとしている。

施策展開の方針と主な取組（◎は重点的な取組）



※市民とは、個人としての市民、自治会、まちづくり協議会、地域団体、市民活動団体、中間支援団体、事業者を表します

1 南部地域においては、多様な都市機能を集約したコンパクトシティの形成をめざします

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ すべての人が歩いて暮らせる都市拠点と、それを補完する交通ネットワークの形成に取り組みます ○ 市街地周辺の自然緑地を保全・育成するとともに、地域住民との連携により、緑地の利活用を推進します ○ 良好な都市環境の維持・形成を図るため、市街化区域内の緑化を推進するとともに、生産緑地制度※の活用などにより、市街地農地の保全に努めます ◎ 地域住民が主体となった地区計画や地区まちづくりルール、景観計画特定地区※の導入に向けて、支援を行います ◎ 行政サービスの機能強化や市民交流の促進を図るため、NTN 跡地を含む市役所周辺において、上下水道局庁舎など公共施設の更新、危機管理施設や市民活動の拠点となる広場など新たな施設の整備に取り組みます ○ 商業系・工業系地域での商工業の振興に配慮した周辺環境との調和を推進するとともに、大規模集客施設の適切な立地規制や誘導についての検討を行います ○ 安全性・利便性の向上のため、道路や公園、河川などの社会基盤の整備に取り組みます
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な住環境やまちなみが形成されるよう地域のまちづくりに関心を持ち、地区計画の策定などを通して、将来の地域のあり方を考えます

2 北部地域においては、緑豊かな農村集落の環境を守り、地域の活力の維持・増進をめざします

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市街化調整区域の位置づけを堅持することにより、農村集落の環境を保全します ◎ 地域の実情に応じたまちづくりの方針などの検討や都市計画制度・開発許可制度の有効活用により、地域全体の活力の維持・増進を図ります
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豊かな自然や田園環境を守り育てる取組を行います ・ まちづくりの方針などを検討する場に積極的に参加します

※生産緑地制度

市街化区域内の農地などで、災害の防止や農業と調和した良好な都市環境の形成に役立ち、将来公共施設などの敷地として適している農地などを都市緑地として保全する都市計画制度。

※景観計画特定地区

従来の都市景観形成地域に代わる制度として、景観法に基づく景観計画において地区のまちづくり活動により、良好な景観の形成に必要なルールを定めたもの。

4 市街地・北部整備

－ 良好な市街地形成と北部地域の活性化を推進します －

現状と課題



- 南部市街地では、農住混在地域で、農地の宅地転用が進展しており、計画的な街路が形成されずに無秩序な宅地化が進行する「市街地のスプロール化現象※」が顕在化しています。そのため、農地と良好な住宅地の調和に向けては、地域の主体的なまちづくりを促進しながら、土地区画整理事業などの面的整備手法を活用していく必要があります。
- 市街地再開発事業施行区域では、消費の低迷や近隣への大型店舗の進出、再開発ビルの老朽化などによって店舗数が減少し、商業機能が低下しています。また、市が取得した公益施設の利用も低迷していることから、活性化や再生に向けた対応が求められています。
- 北部地域では、西谷ふれあい夢プラザ、宝塚自然の家、宝塚西谷の森公園などの多くの施設に加え、新名神高速道路のスマートインターチェンジ※やサービスエリアが整備される予定です。北部地域の活性化を図るためには、これらの施設の活用や連携を推進するとともに、南部市街地など他の地域との交流を促進する必要があります。一方で、自動車交通量の増加に伴う生活環境の変化に対応することも重要です。
- 農地に関しては、ほ場整備※事業などによる基盤整備により、生産性の高い優良な農地を確保することが求められています。
- 県が中心となって進めてきた宝塚新都市計画の動きは、引き続き注視する必要があります。

成果を示す指標



指標名	単位	前期基本計画		現状値 (H27)	評価	目標値 (H32)	指標 方向
		現状値 (H22)	目標値 (H27)				
区画整理事業（農住混在地域）	事業数	***	***	—	*	2	↗
玉瀬地区ほ場整備事業の進捗率	%	1.6	54.7	52.5	○	100	↗

※評価 「◎」目標値に達した、「○」目標値に達していないものの、現状値（H22）より改善した、「△」変化なし、「×」現状値（H22）より悪化した、「*」後期基本計画から掲げた指標で、評価の対象外。

※スプロール化現象

都市が発展拡大する際、無秩序な開発が行われる状態。計画的な街路が形成されず、虫食い状態に宅地化が進む様子を指す。本市でも南部市街地において散見される。

※スマートインターチェンジ P23 参照

※ほ場整備 P28 参照

施策展開の方針と主な取組（◎は重点的な取組）



※市民とは、個人としての市民、自治会、まちづくり協議会、地域団体、市民活動団体、中間支援団体、事業者を表します

1 市街地における都市機能の集約や効率化、中心市街地を核とする地域の活性化を推進します

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農住混在地域において、農地と良好な住宅地が調和した整備に向けて、地元の機運を醸成し、整備を推進します ◎ 駅前市街地再開発事業の施行区域の再生に向けて、公益施設の有効活用を図ります
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲のまちなみなどに関心を持ち、土地区画整理事業など、地域の特性に合った良好な市街地形成の方法について考えます

2 北部地域の活性化に向けた基盤整備、地域資源の活用や他の地域との交流・連携により地域全体の魅力を高めます

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生産性の高い農地の確保に向けて、ほ場整備などの基盤整備を進めます ○ 交通量の増加に対応した通学路対策を含め、道路整備を推進します ◎ 地域の活性化に向けて、新名神高速道路のスマートインターチェンジやサービスエリア、既存施設の活用を図るとともに、南部市街地など他の地域との交流・連携を推進します
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農産物の販売交流や、施設の積極的な利用により、北部地域の魅力を発信し活性化に努めます



5 住宅・住環境

－ 良好な住宅・住環境を整備し、住んでみたい、住み続けたいまちをめざします －

現状と課題



- 住宅・住環境事情を取り巻く情勢は、住宅の量の確保から住環境を含めた質の向上に移りつつあります。
- 本市における住宅の戸数は、量的には充足している状況にありますが、一方、今なお緑地や企業跡地などの広大な土地では大規模マンションや戸建住宅などの開発・建設によって、新たな住環境が次々に形成されています。
- 既存の住宅地においては、建物の老朽化やライフスタイルの変化に伴い、耐震化・バリアフリー※化の対策が必要な建物や空き家が見受けられます。これらは今後、高齢化や人口減少に伴い増加することが予想され、住環境の安全・安心を脅かす一因となることや地域の活力を低下させることも懸念されます。
- 既存住宅の耐震化については、耐震改修工事助成制度や市民啓発に取り組んだ結果、一定の成果が上げられましたが、まだ耐震性の低い住宅が存在しています。今後発生が予想される地震による倒壊及びそれに起因する被害を減少させるためにも、より一層の啓発に努めるとともに、耐震改修をはじめ建築物に対する安全性の確保など様々な対策を検討することが必要です。

成果を示す指標



指標名	単位	前期基本計画		現状値 (H27)	評価	目標値 (H32)	指標 方向
		現状値 (H22)	目標値 (H27)				
住宅の耐震化率	%	77.4	97	85.3	○	97	↗
市民アンケートの「宝塚市内に住み続けたい」市民の割合	%	80.3	—	79.8	×	—	↗
市民アンケートの宝塚市内に住み続けたい理由が「住環境が良いから」の市民の割合	%	40.0	—	39.3	×	—	↗
地区計画の決定地区数	地区	33	46	38	○	46	↗
地区計画の決定地区面積	ha	517.4	600.0	547.1	○	600.0	↗
地区まちづくりルール認定地区数	地区	2	9	8	○	11	↗
地区まちづくりルール認定地区面積	ha	66.5	180.0	134.8	○	170.0	↗

※評価 「○」目標値に達した、「○」目標値に達していないものの、現状値（H22）より改善した、「△」変化なし、「×」現状値（H22）より悪化した、「*」後期基本計画から掲げた指標で、評価の対象外。

※バリアフリー

高齢者や障がい者などが社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的、精神的な障壁（バリア）を取り除くための施策、障壁を取り除いた状態をいう。

施策展開の方針と主な取組（◎は重点的な取組）



※市民とは、個人としての市民、自治会、まちづくり協議会、地域団体、市民活動団体、中間支援団体、事業者を表します

1 安心して快適に住み続けられる住まいづくりを進めます

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 耐震化に関する情報を発信し、知識の普及と意識の啓発に取り組みます ◎ 耐震診断から耐震改修工事に至るまで、相談や支援を行います ○ バリアフリー化の支援、リフォームに関する相談を行います
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフスタイルに応じて、快適に住み続けられるよう、耐震化、バリアフリー化、リフォームなどを行います

2 住まいを適正に維持管理し、良質な住宅ストックを活用したまちづくりを推進します

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 空き家に関する情報を発信し、利活用を支援します ○ 分譲マンションの管理運営手法、大規模改修や建て替えなどに関するセミナーや相談会を開催します ○ 市営住宅を適正に維持管理します ○ 空き家の状況を把握し、適正な管理を推進します
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用しなくなった建築物は放置せず、適切に維持し、管理することに努めます ・ 地域のコミュニティ活動やきずなの家などの活動の場として、空き家の利活用を地域で考えます

3 地域特性を生かした個性ある住環境づくりに努めます

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域の特性に応じた良好な住環境の保全及び都市環境の形成を図るため、地区計画や景観計画特定地区※、地区まちづくりルールに基づき、規制・誘導します ○ 開発まちづくり条例に基づき、開発事業に対して適切に指導します
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の住民が中心となって、良好な住環境やまちなみの形成に向けた活動に取り組みます

※景観計画特定地区 P57 参照

6 道路・交通

－ 安全で快適なまちづくりのため、幹線道路網の効率的整備と人や環境に配慮した公共交通環境の向上を図ります －

現状と課題



- 防災機能や都市環境の向上、地域の活性化を図るため、計画的で効率的な道路交通網の整備が急務となっています。
- 都市計画道路やそれを補完する主要な一般市道を含めて総合的な道路網の検証を行い、効率的に道路整備を推進する必要があります。
- 公共交通に関しては、少子高齢化の進行に伴い通勤通学の利用が減少し、バス路線の廃止やサービス水準の低下が懸念されています。しかし、コンパクトなまちづくりの観点からは、高齢者などの外出手段の確保や地域の活性化など、公共交通の果たす役割は明らかで、そのために公共交通の利用促進や利便性向上の取組を進める必要があります。
- 道路のバリアフリー※化や、ノンステップバス※の導入促進、地域と連携した通学路の安全確保など、すべての人にやさしい安全で快適な交通環境の充実が求められています。
- 道路構造物や橋りょうの老朽化対策として、定期的な点検に基づき修繕を行うための長寿命化修繕計画を策定し、管理費用の平準化、抑制を図る必要があります。

成果を示す指標



指標名	単位	前期基本計画		現状値 (H27)	評価	目標値 (H32)	指標 方向
		現状値 (H22)	目標値 (H27)				
歩道改良バリアフリーの延長整備率	%	***	***	20.0	*	50.0	↗
ノンステップバスの導入率	%	56.9	65.5	63.7	○	74.1	↗
道路改良率（規格改良済）	%	***	***	64.0	*	64.9	↗
都市計画道路整備率	%	70.71	79.18	76.96	○	82.10	↗
長寿命化計画に基づく橋りょうの修繕箇所数	橋	***	***	1	*	68	↗

※評価 「◎」目標値に達した、「○」目標値に達していないものの、現状値（H22）より改善した、「△」変化なし、「×」現状値（H22）より悪化した、「*」後期基本計画から掲げた指標で、評価の対象外。

※バリアフリー P60 参照

※ノンステップバス

出入口の段差を無くし、乗降を容易にしたバス。

施策展開の方針と主な取組（◎は重点的な取組）



※市民とは、個人としての市民、自治会、まちづくり協議会、地域団体、市民活動団体、中間支援団体、事業者を表します

1 道路網の総合的な検証を行い、主要道路網整備に関する基本構想を早急にとりまとめます

市の取組	◎ 主要道路網整備に関する基本構想を早急にとりまとめ、都市計画道路や主要な一般市道に係る基本方針及び整備プログラムを策定します
------	---

2 計画的、効果的な道路整備を進めます

市の取組	◎ 整備プログラムに基づき、効果的・効率的な都市計画道路、主要な市道の整備を推進します ○ 主要な一般市道や狭隘道路の拡幅など、開発や建築行為に合わせた整備を促進します
市民の取組	・ 道路整備などに関する話し合いに積極的に参加し、相互理解のもと整備に協力します

3 公共交通の利便性向上を図ります

市の取組	◎ 地域公共交通総合連携計画※に基づき、地域の特性に応じた公共交通の利便性の確保に努めます ○ 阪急小林駅ほか、駅前広場の整備や改良など、交通結節※機能の充実を図ります
市民の取組	・ 移動手段を確保するために、地域によるバス運行などの検討を進めます

4 すべての人にやさしい、安全で快適な道路環境づくりに取り組みます

市の取組	○ 植栽の適正管理や清掃、美装化により、環境や景観に配慮した道路整備を推進します ◎ 道路のバリアフリー化、交通規制などにより、人にやさしい道路空間の確保に努めます ○ ノンステップバスの導入を促進するとともに、駅前などのエレベータ、エスカレータの整備を促進します ○ 増加する自転車などの需要に対応する道路環境整備について検討します
市民の取組	・ コミュニティ道路※など人にやさしい道路空間の整備に参加します ・ 地域による道路の清掃活動に参加します

5 道路構造物や橋りょうの点検を適切に行い、長寿命化を推進します

市の取組	○ 道路構造物の定期的な点検、修繕計画などの策定により、効率的な修繕に取り組みます ◎ 橋りょうの長寿命化修繕計画に基づく管理費用の平準化・抑制、着実な修繕を推進します
市民の取組	・ 補修工事などに関する話し合いに積極的に参加し、相互理解のもと整備に協力します

※地域公共交通総合連携計画 P153 参照

※交通結節

人や物の輸送において、複数の同種あるいは異種の交通手段の接続のこと。また、接続が行われる場所を、交通結節点といい、鉄道ではターミナル駅・乗換駅、バスではバスターミナル、道路交通ではインターチェンジ・ジャンクションなどをいう。

※コミュニティ道路

自動車の通行を主たる目的とはしない道路のこと。住宅地の道路整備手法の1つで、歩行者の安全性や快適性を考慮した道づくりが目的であり、道路上の空間は歩行者、自転車、低速の自動車などの交通のほか、近隣住民の交流や子どもの遊びなどに用いられる。

7 河川・水辺空間

－ 河川の治水の向上と自然環境との調和を図り、うるおいや安らぎのある水辺空間をつくり
ます －

現状と課題



- 近年、市域における浸水被害のリスクは、市街化の進展による保水・貯水能力低下や局地的な集中豪雨などによって増大しています。
- 市内の河川や雨水排水施設には、未改修や未整備の箇所があり、浸水被害の解消には雨水排水計画に基づく効率的・効果的な整備や、県と市の連携による総合治水対策が求められています。特に浸水被害が多発する地域では、河川の治水の向上のための早期対策が求められています。
- 市域の河川は、市民が親しむ水辺空間として、水辺空間の利活用の推進や、自然環境との調和をめざす河川整備などが求められています。
- 協働による環境保全や美化活動などの推進が重要となる一方、参加者の高齢化や後継者不足などによる活動の低下が懸念されています。住民活動の一層の充実と継続を促進するため、県・市・NP
O団体との連携を強化するとともに、新たな活動団体と連携していくことも必要となっています。

成果を示す指標



指標名	単位	前期基本計画		現状値 (H27)	評価	目標値 (H32)	指標 方向
		現状値 (H22)	目標値 (H27)				
荒神川都市基盤河川改修事業整備率	%	38.9	86.9	57.2	○	86.9	↗
下水道（雨水）施設整備延長比率	%	78.6	82.0	79.1	○	82.0	↗
河川・水辺空間アドプト※活動団体数	団体	6	12	8	○	13	↗
河川・水辺空間アドプト活動人数	人	***	***	287	*	466	↗

※評価 「◎」目標値に達した、「○」目標値に達していないものの、現状値（H22）より改善した、「△」変化なし、
「×」現状値（H22）より悪化した、「*」後期基本計画から掲げた指標で、評価の対象外。

施策展開の方針と主な取組（◎は重点的な取組）



※市民とは、個人としての市民、自治会、まちづくり協議会、地域団体、市民活動団体、中間支援団体、事業者を表します

1 浸水被害が多発する区域の早期解消をめざして、総合治水の観点から、河川の改修や雨水路の整備などを推進します

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 浸水被害の解消と、自然環境との調和を図るため、荒神川都市基盤河川改修事業を推進します ◎ 効率的・効果的な雨水排水施設を整備します ○ 市が管理する河川を適正に維持・改修します ○ 洪水や土砂災害に備えて、情報提供を行うとともに、啓発活動を実施します ○ 学校や公園を活用して、雨水貯留施設を整備するなど、総合治水に取り組みます
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水の流れを阻害する護岸や水路の損傷などに気付いたときは、速やかな情報の提供に努めます ・ 地域での総合治水に関する学習会に参加し、防災意識の向上に努めます

2 河川・水辺空間の利活用や美化活動を推進します

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 武庫川一帯のアメニティ※の向上など河川・水辺空間の利活用を推進します ◎ 地域やボランティア団体による河川・水辺空間の美化活動などを支援します ○ 河川・水辺空間の自然環境や親水性に配慮した整備を行います
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川・水辺空間の利活用や美化活動に参加します ・ 地域での水路や側溝の清掃活動に参加します ・ 不法投棄や不法占用などの情報提供に努めます ・ 荒神川の改修工事などを教材にした環境学習を行います ・ 河川・水辺の生き物に関心を持つなど、自然環境に親しみます



※アメニティ

数量的に捉えにくい歴史的環境や自然景観などにも配慮した総合的な住み心地の良さのことで、都市計画がめざす居住環境の快適性のこと。

8 上下水道

— 豊かな生活を支え、災害に強く安全で安心な施設整備を推進します —

現状と課題



- 水道の水源については、近年の異常気象による川下川ダム貯水量の低下に伴い、渇水対策本部の設置が必要となることもあります。また、地下水についても帯水層の劣化などにより取水量が漸減しており、将来に向け、更に安全で安定した水源の確保が必要となっています。
- 水質については、川下川ダム水を水源とする惣川浄水場において、異臭味対策などへの浄水処理の強化が求められています。
- 上水の安定供給に向けては、水道施設の耐震化や、老朽化した施設の事故を未然に防止するための水道施設の更新が必要です。この老朽施設の改良・更新に当たっては、施設の統廃合とともに、施設の適正配置と機能強化に取り組む必要があります。さらに水道事業では、送配水などにポンプを使用し、電気を多く使用することから、送配水施設などの更新の際は、エネルギー効率の良い機種を導入を図り、また、再生可能エネルギーの導入により自然エネルギーを有効利用することも課題となっています。
- 下水道については、汚水管路約 513 kmの老朽化対策や長寿命化のための維持管理に関するコスト増大が課題となっています。南海トラフ巨大地震などの発生の際に、日常生活や社会生活に重大な影響を及ぼす機能停止を未然に防ぐため、下水道施設の耐震化などの機能向上が求められています。
- 水道、下水道とも、経営環境が厳しさを増す中、中長期的な経営の基本計画を策定し、経営基盤強化などに取り組むとともに、必要な住民サービスを安定的に提供することが必要です。

成果を示す指標



指標名	単位	前期基本計画		現状値 (H27)	評価	目標値 (H32)	指標方向
		現状値 (H22)	目標値 (H27)				
水道基幹管路の耐震化率	%	8.2	13.2	10.5	○	23.0	↗
水道事業の経常収支比率※	%	99.4	101.5	105.4	◎	101.5	→
重要な汚水管路の耐震化率	%	11.5	23.0	20.5	○	47.4	↗
下水道（汚水）人口普及率	%	98.5	98.7	98.7	◎	98.8	↗

※評価 「◎」 目標値に達した、「○」 目標値に達していないものの、現状値（H22）より改善した、「△」 変化なし、「×」 現状値（H22）より悪化した、「*」 後期基本計画から掲げた指標で、評価の対象外。

※経常収支比率 P12 参照

施策展開の方針と主な取組（◎は重点的な取組）



※市民とは、個人としての市民、自治会、まちづくり協議会、地域団体、市民活動団体、中間支援団体、事業者を表します

1 安全でおいしい水の安定供給を図るため、良好な水源確保や施設の耐震化などを進めます

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県営水道の増量受水や、阪神水道企業団からの新規受水に向けて、受け入れ施設の整備を進めます ○ 惣川浄水場において、浄水処理強化施設を整備します ◎ 水道基幹管路の耐震化、老朽化した管路の更新を進めます ○ 太陽光発電や小水力発電、省エネルギー機器の設置など、環境に配慮した機器の水道施設への導入を進めます
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水の大切さを理解し、節水に努めるとともに、雨水を貯留するなど水を有効に利用します ・ 水源の重要性を理解し、武庫川や川下川ダム周辺の水辺環境の保全に努めます

2 下水道施設（汚水）の機能を高めるため、長寿命化や耐震化などを進めます

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 下水道施設の長寿命化や耐震化などを推進し、機能向上を図ります ○ 私道への下水道管路施設の設置を推進します ○ 水洗化工事費助成制度などのPR、水洗化の啓発活動に取り組みます
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境に配慮し、下水道への適切な排水に努めます



第3節 健康・福祉

～すべての市民が健康で安心して暮らせる、人にやさしいまちづくり～

1 地域福祉

－ふれあい、支え合いの地域づくり、人づくりを推進します－

P 70

2 健康

－地域と連携し、市民一人ひとりの健康づくりを支援します－

P 72

3 保健・医療

－保健・医療・福祉の連携による総合的なサービス提供をめざします－

P 74

4 高齢者福祉

－住み慣れた地域で安心して暮らすことができる高齢者施策を推進します－

P 76

5 障がい者福祉

－障がいのある人が、安心して暮らせる社会の実現をめざします－

P 78

6 社会保障

－いのちと健康を守るため、必要な生活支援と医療などが安心して受けられる社会をめざします－

P 80

1 地域福祉

— ふれあい、支え合いの地域づくり、人づくりを推進します —

現状と課題



- 個人の価値観の多様化やライフスタイルの変化に伴い、住民同士のつながり、地域の連帯感が希薄化しています。
- すべての人が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けるためには、普段から地域での顔の見える関係、声を掛け合う関係を築き、地域とのつながりの中でお互いを理解し、助け合い、支え合うことが必要です。このため、市民の地域福祉に関する意識の向上を図るとともに、既存の制度ではカバーできない課題に対応する仕組みとして、高齢者、障がいのある人、子どもなどの当事者、地域住民、自治会・まちづくり協議会※・民生委員・児童委員などの市民活動団体、行政、社会福祉協議会などの関係機関、サービス事業者などが連携・協力し、地域福祉の基盤となるネットワークを構築することが求められています。
- 地域福祉活動を活性化し、持続していくためには、若い世代の担い手や知識や経験を持つ団塊の世代の担い手を発掘し、育成するとともに、気軽に地域福祉活動に参加し、活動することができる環境を整備する必要があります。そのためには、地域住民、自治会などの市民活動団体、社会福祉協議会などの関係機関、福祉事業関係者などが連携し、地域の見守り体制を充実させるとともに、生活課題を抱えている人などを早期に発見し支援する支え合いの仕組みづくりが必要です。
- さらに、認知症高齢者や障がいのある人など、地域で安心して生活ができるよう、本人の権利が守られる体制や環境づくりのほか、ノーマライゼーション※の理念に立った、人にやさしい福祉のまちづくりを引き続き推進していく必要があります。

成果を示す指標



指標名	単位	前期基本計画		現状値 (H27)	評価	目標値 (H32)	指標 方向
		現状値 (H22)	目標値 (H27)				
市民アンケートの「福祉に関する地域のボランティア活動に参加している」市民の割合	%	10.4	—	8.3	×	—	↗
週1回以上開催する「ふれあいいいききサロン※」の箇所数	箇所	42	50	49	○	80	↗

※評価 「◎」目標値に達した、「○」目標値に達していないものの、現状値（H22）より改善した、「△」変化なし、「×」現状値（H22）より悪化した、「*」後期基本計画から掲げた指標で、評価の対象外。

※まちづくり協議会 P7 参照

※ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も、ともに社会の一員として、お互いに尊重し支え合いながら、地域の中で共に生活することが当たり前の社会であるとする考え方をいう。障がいのある人などの少数者に普通の暮らしを保障する視点と、少数者を排除する社会は不毛で貧しい社会とする視点という2つの視点を含んでいる。

※ふれあいいいききサロン

平成6年（1994年）に全国社会福祉協議会が提唱し、高齢者の閉じこもり予防を目的としたつどいの場づくりの住民活動プログラムをいう。現在、市内では100を超えるサロンが、住民の手で自治会館や集会所、民家などで行われており、高齢者だけでなく、子育て家庭や障がい者なども含めた「地域住民によるつながりづくりのきっかけの場」となっている。

施策展開の方針と主な取組（◎は重点的な取組）



※市民とは、個人としての市民、自治会、まちづくり協議会、地域団体、市民活動団体、中間支援団体、事業者を表します

1 地域福祉の基盤となるネットワークづくりと地域社会づくりを推進します

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 災害時要援護者支援を進める基盤となる地域での見守りや支え合いの活動を進め、生活困窮者※への対応についても、地域でのセーフティネット※の構築を進めます ○ ひとり暮らしの高齢者などが安心して暮らし続けることができるよう、自治会、まちづくり協議会、民生委員・児童委員などの市民活動団体、市内事業者、社会福祉協議会、行政の関係者による見守りネットワークの充実を図ります ○ 支援を必要とする人の日常生活において、安心して暮らすことができるための福祉のまちづくりを推進するとともに、「心のバリアフリー※」を推進します ○ 支援を必要とする人の主体性や自己決定に基づく当事者自立支援を推進します
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の福祉は地域で支えるという意識を持って、地域のセーフティネットづくりの取組に参加し、自治会・まちづくり協議会などの市民活動団体が行う、地域の福祉活動を積極的に進めます ・ 支援を必要とする人に関心を持ち、理解を深めるよう地域で活動を進めます ・ 支援を必要とする人への当事者自立支援を促進するために、自己決定や自己選択の重要性の理解を深める活動を進めます

2 認知症高齢者や障がいのある人などの権利擁護体制の充実を図ります

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 権利擁護※に関する普及啓発を行い、制度の利用を促進します ◎ 高齢者・障がい者権利擁護支援センターの体制を充実するとともに、市民後見人の育成及び支援体制の整備に取り組みます ○ 虐待の早期発見・早期対応を図るため、広報・啓発を充実します
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利擁護に関する普及啓発及び利用促進に取り組み、地域での人のつながりを大切にしていかなる人も排除しない地域づくりを進めます ・ 後見人制度の理解と知識の普及に取り組みとともに、市民後見人に多くの市民が応募するよう働きかけます ・ 虐待を早期に発見し、速やかに対応するため、通報、見守りを行います

3 すべての人の参加・つながりによる地域福祉活動の充実に努めます

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 社会福祉協議会との連携により、地域福祉をコーディネートする人材や若い世代の担い手、知識や経験を持つ団塊の世代の担い手の発掘・育成に取り組みます ○ ボランティア活動、NPO活動、地域福祉活動を行う団体・グループなどに対する支援を行います ○ フレミラ宝塚、よりあいひろば、地域児童館などにおける文化活動や子育て支援を通じて、世代間交流を推進します ○ 小・中学生の福祉に関する意識を高め、地域福祉活動やボランティア活動につなげるため、学校・地域・社会福祉施設・社会福祉協議会との連携による福祉教育を推進します
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政、NPO、ボランティア団体などと連携し、若い世代や団塊世代の活動の担い手を発掘・育成します ・ ボランティア活動、NPO活動、地域福祉活動に積極的に参加します ・ フレミラ宝塚、よりあいひろば、地域児童館などにおける文化活動や子育てを通じた世代間交流に積極的に参加します ・ 小・中学生の福祉学習を促進するための取組を、行政、学校、社会福祉施設、社会福祉協議会と連携し、進めます

※生活困窮者 P10 参照

※セーフティネット P24 参照

※バリアフリー P60 参照

※権利擁護 P24 参照

2 健康

— 地域と連携し、市民一人ひとりの健康づくりを支援します —

現状と課題



- わが国の平均寿命は、今や世界一の水準であり、今後さらに伸びていくと予測されます。一方、高齢化の加速、食生活やライフスタイルの変化などにより、疾病全体に占めるがんや心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病※の割合が増加し、これらの生活習慣病の増加は、寝たきりなど介護を必要とする人を増加させる要因にもなっています。
- 本市においても、生活習慣病の発症・重症化予防は大きな課題であり、市民の健康意識の向上を図りながら、健康診査やがん検診などの受診促進に努め、個人の健康づくりを社会全体で支援していく必要があります。
- ストレスなどから心の健康を害しないようメンタルヘルス※に対しても、自殺予防を含めた相談体制の充実が必要です。
- 高齢化が加速する中、地域における高齢者の介護予防のための取組もますます重要となってきます。
- 母子保健については、安心して子どもを産み、育てることができるよう、引き続き支援を充実させていく必要があります。

成果を示す指標



指標名	単位	前期基本計画		現状値 (H27)	評価	目標値 (H32)	指標 方向
		現状値 (H22)	目標値 (H27)				
市民アンケートの「意識的に健康づくりに取り組んでいる」市民の割合	%	61.2	—	54.0	×	—	↗
三大死因（悪性新生物）における死亡率（千人当たり）	—	2.46	2.23	2.48	×	2.23	↘
三大死因（心疾患）における死亡率（千人当たり）	—	1.24	1.00	1.15	○	1.00	↘
三大死因（脳血管障害）における死亡率（千人当たり）	—	0.58	0.49	0.71	×	0.49	↘
乳幼児健康診査受診率（4か月児）	%	96.3	100	97.4	○	100	↗
乳幼児健康診査受診率（10か月児）	%	***	***	94.4	*	100	↗
乳幼児健康診査受診率（1歳6か月児）	%	95.7	100	95.2	×	100	↗
乳幼児健康診査受診率（3歳児）	%	93.7	100	94.7	○	100	↗

※評価 「○」目標値に達した、「○」目標値に達していないものの、現状値（H22）より改善した、「△」変化なし、「×」現状値（H22）より悪化した、「*」後期基本計画から掲げた指標で、評価の対象外。

※生活習慣病

食生活や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、発症や進行に大きく関与する慢性の病気の総称。がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧性疾患などを指す。

※メンタルヘルス

心の健康のこと。現代のストレス社会において、誰もが何らかの心の悩みを持ち、人生のすべての時期において、心の病を患う可能性がある。そのため国や企業など社会全体において、メンタルヘルス対策が十分になされるよう求められている。

施策展開の方針と主な取組（◎は重点的な取組）



※市民とは、個人としての市民、自治会、まちづくり協議会、地域団体、市民活動団体、中間支援団体、事業者を表します

1 健康意識の向上とライフステージに応じた健康づくりを推進します

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康講座や地域における健康づくり教室の開催などにより、健康意識の向上を図ります ○ 働く世代へのがん検診の受診促進など、がん予防対策を推進します ○ ライフステージ※に応じて、生活習慣病の発症・重症化予防のための健康診査の受診を促進するとともに、健康相談などによる適切な指導を実施します ○ 心の健康に関する正しい知識を普及啓発するとともに、相談支援体制を充実します
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講習会などに積極的に参加し、健康づくりに関する正しい知識を身につけ、実践するよう努めます ・ 定期的に健康診査やがん検診などを受診し、疾病の早期発見・早期治療に努めます ・ 自分の健康状態を理解し、生活習慣の改善に努め、健康相談の機会を積極的に活用します ・ 健康づくりや介護予防のため、自分に合った社会貢献活動・地域活動に積極的に参加します ・ うつ病や認知症に関する正しい知識を身につけ、悩んでいる人に気づき、必要な支援につなげます

2 地域の健康づくり活動や介護予防活動を推進します

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域における高齢者の健康づくりや介護予防活動を支援します ○ 生活習慣病の発症予防、メンタルヘルス、運動習慣の定着などをめざした地域版健康づくり教室を充実します ○ 健康づくり推進員※との連携などにより、地域の健康づくり活動を支援します
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域において自主的に健康づくりや介護予防活動を企画し、継続して実施します

3 安心して子どもを産み、育てることができるよう支援する仕組みを充実します

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 保健・医療・福祉・教育の各部門の連携により、支援を必要とする子どもと家庭の早期発見、児童虐待の防止に取り組みます ◎ 妊娠、出産、産後における切れ目のない支援体制の強化を図ります ○ 妊婦相談、赤ちゃん訪問、乳幼児健康診査などを通じた子どもの健康や子育てに関する知識を普及啓発するとともに、母子の健康づくりへの支援を行います ○ 子どもの健康や子育て支援に関する情報提供を充実します
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気になる子どもや家庭について、関係機関へ情報提供を行います ・ 地域で子どもを守り育てるよう、子育てを温かく見守る雰囲気や子育て中の親が交流できる場をつくり、子育てに関する情報を共有するよう努めます ・ 子育てに関する正しい知識の習得に努めます ・ 子育ての不安や悩みをひとりで抱え込まず、育児相談や子育て中の親の交流の場などを活用します

4 恵まれた自然を生かすとともに、家庭、地域、関係団体などとの連携により食育を推進します

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食育推進計画※に基づき、健全な食生活の実践に向けた取組を進めます ◎ 地域や関係団体などとのネットワークづくりを推進します
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正しい食習慣の知識を身につけ実践し、親から子へ伝えていきます ・ 地域において、食育※に関する講演会や調理実習などの活動を企画し、継続して実施します

※ライフステージ

人の一生を段階区分したもの。健康たからづか 21(第2次)では、「妊産婦期」「乳幼児期」「学齢期」「成人期」「高齢期」の5段階に区分している。

※健康づくり推進員

まちづくり協議会からの推薦により市の委嘱を受け、地域で健康づくり活動を担い、健康づくり事業の企画、運営などを行う。

※食育推進計画 P153 参照

※食育 P28 参照

3 保健・医療

ー 保健・医療・福祉の連携による総合的なサービス提供をめざします ー

現状と課題



- 感染症予防については、正しい知識の普及啓発に引き続き努める必要があります。また、感染症に対する免疫を獲得するとともに、重症化を予防するため、定期予防接種を推進していく必要があります。
- 全国的に小児科医は不足していますが、阪神北広域こども急病センターは、小児の初期救急医療の拠点施設として機能しています。
- 市立病院は、市立病院改革プランの実施により医療機能の向上を図りましたが、引き続き経営改善に努め、安定した経営に努める必要があります。同時に、急性期※医療の安定的提供と、より高度で先進的な医療の提供に努める必要があります。
- 市立病院は、平成25年（2013年）に地域医療支援病院※の承認を受けており、さらに地域の診療所や病院、介護施設などと連携し、地域に安心の医療を提供していくことが求められています。
- 健康づくりや地域医療体制の充実に向けては、保健・医療・福祉の連携を図り、総合的かつ計画的に取り組んでいくことが重要です。

成果を示す指標



指標名	単位	前期基本計画		現状値 (H27)	評価	目標値 (H32)	指標 方向
		現状値 (H22)	目標値 (H27)				
予防接種（麻しん・風しん第2期）接種率	%	94.2	100	92.7	×	100	↗
市民アンケート「かかりつけ医をもっている割合」	%	***	***	43.1	*	—	↗
市立病院における地域医療機関からの紹介患者率	%	39	50	55	◎	60	↗
市立病院の病床稼働率（稼働病床数に対する）	%	74.3	95.1	85.5	○	95.1	↗
市立病院の経常収支比率※	%	92.3	100.8	96.8	○	100	↗

※評価 「◎」目標値に達した、「○」目標値に達していないものの、現状値（H22）より改善した、「△」変化なし、「×」現状値（H22）より悪化した、「*」後期基本計画から掲げた指標で、評価の対象外。

※急性期

症状・徴候の発現が急激で、生命の危機状態にあり、経過が短い。手術による症状が急激に現れ全身管理を必要とする時期のこと。

※地域医療支援病院 P24 参照

※経常収支比率 P12 参照

施策展開の方針と主な取組（◎は重点的な取組）



※市民とは、個人としての市民、自治会、まちづくり協議会、地域団体、市民活動団体、中間支援団体、事業者を表します

1 保健・医療・福祉の連携により、疾病や介護の予防を推進します

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 予防接種の促進や感染症に関する知識の普及啓発など、疾病予防対策を推進します ○ 介護予防の啓発など、介護予防対策を推進します
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症に関する知識を習得するなど、疾病予防に努めます ・ 介護予防に関する知識を学び、実践します

2 市立病院の経営の安定化を図るとともに、医療機関や介護施設との連携を推進するなどし、地域に安全・安心な医療を提供します

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中長期的な計画に基づき、市立病院の経営の安定化を図ります ○ 市立病院における高度・先進医療の提供体制を強化します ◎ 「かかりつけ医」を持つことや入退院調整の円滑化など、病診連携※、介護施設との連携を推進します ○ 看護専門学校において、看護師を安定的に育成します
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「かかりつけ医」を持つなど、適切な医療機関の受診を心がけます ・ 「かかりつけ医」を持つことを家族など身近な人に勧めます ・ 病院ボランティアなど医療機関でのボランティア活動に参加します

3 安心の救急医療体制の充実を図ります

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の救急医療体制を確保するとともに、充実を図ります ○ 市立病院における災害・救急医療体制の充実を図ります
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日・夜間の不要不急の受診を控えます ・ 救急車の適切な利用に努めます ・ 救命講習を受講するなど、人工呼吸や心臓マッサージ、AEDの使い方などの応急手当について、正しい知識の習得に努めます

※病診連携

地域医療などにおいて、核となる病院と地域内の診療所が行う連携のこと。必要に応じ、患者を診療所から専門医や医療設備の充実した核となる病院に紹介し、高度な検査・手術や治療を提供する。快方に向かった患者は元の診療所で診療を継続する仕組み。

4 高齢者福祉

－ 住み慣れた地域で安心して暮らすことができる高齢者施策を推進します －

現状と課題



- 本格的な超高齢社会を迎える中で、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）を見据えた中長期的な視野に立った施策の展開が必要になっており、国においては、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム※構築へ向けた取組が進められています。
- 本市においては、既に4人に1人が65歳以上の高齢者となっており、超高齢社会を迎えています。高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活し、社会との関わりを持ち続けていくためには、その基盤となる生活環境を高齢者の暮らしやすいものとするのが重要となります。
- 高齢化が進展し、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯などが増加し、高齢者を支える家庭内介護基盤の脆弱化が懸念される中、地域社会での人間関係や都市構造、ライフスタイルなどの変化に伴い、地域の連帯感が希薄化し、支え合い、互助の機能が弱くなっています。今後は高齢者を地域社会全体で支えるため、身近なところで相談できる体制の充実を図るとともに、地域住民と医療・介護関係者などによる見守りネットワークを構築することが課題となります。
- 団塊の世代が高齢期を迎える中で、高齢者のライフスタイルや価値観がさらに多様化していくことが予想されます。新しい高齢者のニーズなども踏まえ、様々な社会参加の機会を確保することが重要となります。
- これらの状況を踏まえた超高齢社会への対応については、WHO（世界保健機関）が提唱するエイジフレンドリーシティ※の高齢者にやさしいまちづくりの理念に基づくものです。今後も、さらに超高齢社会が進むことから、この理念に沿ったまちづくりを進めていく必要があります。

成果を示す指標



指標名	単位	前期基本計画		現状値 (H27)	評価	目標値 (H32)	指標 方向
		現状値 (H22)	目標値 (H27)				
介護を要しない高齢者の割合	%	83.5	82.5	82.0	×	83.0	↗
平均介護度	—	1.83	1.83	1.80	◎	1.79	↘
介護予防に関する健康教育実施回数	回	657	1,000	2,021	◎	5,000	↗
認知症サポーター※養成講座受講者数	人	***	***	6,150	*	10,000	↗

※評価 「◎」目標値に達した、「○」目標値に達していないものの、現状値（H22）より改善した、「△」変化なし、「×」現状値（H22）より悪化した、「*」後期基本計画から掲げた指標で、評価の対象外。

※地域包括ケアシステム P24 参照

※エイジフレンドリーシティ P24 参照

※認知症サポーター

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する人のこと。

施策展開の方針と主な取組（◎は重点的な取組）



※市民とは、個人としての市民、自治会、まちづくり協議会、地域団体、市民活動団体、中間支援団体、事業者を表します

1 住み慣れた地域で、元気で安心して暮らすことができるための体制を構築します

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 高齢者にやさしいまちづくりの推進に向けて、エイジフレンドリーシティ行動計画※を策定し、その計画に基づいた取組を進めます ◎ 介護保険事業計画※に基づく地域密着型などの介護サービスを提供するとともに、そのための基盤整備を促進します ◎ 住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築します ○ 高齢者が身近な場所でその人にあった介護予防ができるよう、介護予防事業を充実します ○ 高齢者の生活を支える生活支援サービスを提供します ○ 市民や関係機関との連携により、権利擁護※を推進します
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防の活動などに積極的に参加し、知識を身につけ、実践します

2 高齢者を支える地域ネットワークづくりを推進します

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域で互いに見守り支え合うネットワークづくりを推進します ○ 認知症ケアパスや認知症ノートの作成・普及を推進します ○ 認知症サポーターを養成し、その活動を支援します ○ 認知症高齢者の見守り体制の構築を図ります
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者同士の支え合いを含め、地域で高齢者を支えるネットワークづくりに参加します ・ 認知症や権利擁護などについての知識の習得に努め、高齢者が住み慣れた地域で生活することを支えます

3 高齢者の社会参加と生きがいづくりを推進します

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 高齢者の社会参加、健康づくりを推進します ○ 老人福祉センター（フレミラ宝塚）などにおける各種の講座・教室の参加促進など、高齢者の経験や知識を生かした世代間交流を推進します ○ 老人クラブへの加入を促進するとともに、活動の活性化を支援します
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生きがいづくりや健康づくりの活動に積極的に取り組みます ・ 高齢者が持つ豊富な知識や経験を地域活動に生かせるよう、活動の場づくりに努めます

※エイジフレンドリーシティ行動計画 P154 参照

※介護保険事業計画 P154 参照

※権利擁護 P24 参照

5 障がい者福祉

－ 障がいのある人が、安心して暮らせる社会の実現をめざします －

現状と課題



- 障がいのある人が、福祉サービスを利用しながら住み慣れた地域の一員として、自分らしく生活を続けられるよう、地域における参加と包容による自立支援の仕組みをつくることが重要です。
- 経済的な自立や自己実現につながる就労については、就業の相談、職業準備訓練、職場定着などの支援を行う障害者就業・生活支援センター「あとむ」の運営により支援し、また、権利擁護※二への対応については、高齢者・障がい者権利擁護支援センターを開設し、困難性、紛争性の高い事案への対応、虐待防止などに取り組んでいます。
- 障害者差別解消法の施行を受け、障がいを理由とする差別の解消への取組を、さらに進めていくことが求められています。
- 今後、災害弱者とも言える障がいのある人を災害時に支援するため、地域の組織づくりを推進する必要があります。
- 障がいのある人の自立や地域移行に向けて、きめ細かい施策の展開と地域の受け入れ体制の整備が求められています。

成果を示す指標



指標名	単位	前期基本計画		現状値 (H27)	評価	目標値 (H32)	指標 方向
		現状値 (H22)	目標値 (H27)				
共同生活援助（グループホーム※）の利用実人数	人	65	104	110	◎	178	↗
生活介護の利用延べ人数	人日	5,643	6,300	8,724	◎	10,320	↗
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者など包括支援の延べ時間数	時間 / 月	***	***	23,789	*	36,100	↗
障害者就業・生活支援センターの支援による就職人数	人	27	30	28	○	34	↗

※評価 「◎」目標値に達した、「○」目標値に達していないものの、現状値（H22）より改善した、「△」変化なし、「×」現状値（H22）より悪化した、「*」後期基本計画から掲げた指標で、評価の対象外。

※権利擁護 P24 参照

※グループホーム

病気や障がいなどで生活に困難を抱えた人達が、専門スタッフなどの援助を受けながら、少人数で一般の住宅で生活する社会的介護形態を指す。障害者総合支援法では、サービスの内容として、共同生活を営むべき住居に入居している障がい者を対象に、主として夜間において、共同生活を営む住居において行われる相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他日常生活上の援助と規定される。

施策展開の方針と主な取組（◎は重点的な取組）



※市民とは、個人としての市民、自治会、まちづくり協議会、地域団体、市民活動団体、中間支援団体、事業者を表します

1 障害福祉サービスなどの充実や地域支援体制の構築に取り組みます

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 障がいのある人が地域で生活を続けられるよう、自立支援協議会を核とした地域全体による支援体制の充実を図ります ○ 障がい者の抱える問題にきめ細かく対応するための相談体制を充実します ○ 外出時の同行援護や移動支援、居宅介護、重度訪問介護など障がいの内容に応じた、適切で細やかな障害福祉サービスを提供します ○ 災害や緊急時に、援護を要する障がいのある人の支援に向けて、地域の組織づくりを推進します ○ 地域で安心して暮らすため、医療的ケアを伴うサービス基盤の充実を図ります
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある人を支える地域ネットワークづくりに参加し、自立生活の確立を支援します ・ 障がいのある人への災害時の支援に備えます

2 住まいや就労の支援などによる社会参加の実現、権利擁護の推進により、尊厳を持って暮らせる地域社会をめざします

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ グループホームの整備を促進します ◎ 障害者就業・生活支援センターを核とし、ハローワーク※などの関係機関と連携した就労・定着支援を行います ○ 作業訓練などを行っている障がい者就労施設に対して、優先調達などの活動支援を行います ○ 虐待防止の取組と自己決定権の行使を支援するため、権利擁護制度を充実します ◎ 障がいを理由とした差別の解消を推進します
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者は、障がいのある人を積極的に雇用するとともに、持っている能力を生かせる場を提供し、社会参加を支援します

3 障がいのある児童の成長を支える取組を推進します

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ きめ細やかな支援に向けて、子ども発達支援センターを中心とする相談支援体制の充実を図ります ○ 認可保育所において、個々の発達に応じた障がい児保育を実施します
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある子どもへの理解を深め、地域での子育てに参加・協力します

4 ノーマライゼーション※の理念に基づき、「シンシアのまち宝塚※」にふさわしい、人にやさしいまちづくりの実現を図ります

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいのある人を含むすべての人が障がいへの理解を深めるため、啓発事業を実施します ◎ すべての人にやさしい歩道や安全で快適な道路・施設の整備を計画的に推進します
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある人や障がいに関する正しい知識を得るための啓発事業に積極的に参加するなど、障がいへの理解を深めます

※ハローワーク

公共職業安定所の愛称。地域に根ざした総合的雇用サービス機関であり、窓口を通じての職業相談や職業の紹介、そして求人情報の提供などを無料で行っている。

※ノーマライゼーション P70 参照

※シンシアのまち宝塚

介助犬の啓発や法的認知を求める一環として、平成11年(1999年)5月、本市が「(介助犬)シンシアのまち」を宣言し、平成14年(2002年)10月身体障害者補助犬法が施行されるのに大きな役割を果たした。シンシアは市内在住の会社員・木村住友さんの不自由な生活を手助けする介助犬であり、平成10年(1998年)から毎日新聞社が介助犬の法的認知を訴えるキャンペーンを始めたことから、存在が広く知られるようになった。これらのことから、心と環境と制度のバリアフリーを進め、ノーマライゼーションの理念を実現していくことを象徴して、「シンシアのまち宝塚」とした。

6 社会保障

－ いのちと健康を守るため、必要な生活支援と医療などが安心して受けられる社会をめざします －

現状と課題



- 近年の経済・雇用環境の変化などを背景に、生活困窮者※や生活保護を受給する人の数は増えていきます。被保護世帯の内訳をみると、就労の困難な高齢者世帯や障がいのある人・傷病者世帯などの割合が約7割を占めていますが、稼働年齢世代にあたる世帯の構成比が直近5年間に2倍以上と大きく増加しています。
- このような状況のもと、生活保護を受給している稼働世帯への自立助長に向けた支援を行うとともに、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する支援の充実を図る必要があります。また、多様な生活課題を抱えた人・世帯を地域の中でどのように支えていくかが今後の課題となっています。
- 国民健康保険は、国民皆保険の基盤となる医療保険制度として、自己負担額を除いた医療費などを納付された保険税と国などの公費によって賄う仕組みで、市民生活の安定に重要な役割を果たしてきました。しかし、近年、被保険者の高齢化や医療技術の高度化などにより、医療費が年々増加しています。一方、保険税の納付額は、社会構造の変化や近年の経済低迷などにより、大幅な増加が見込めず、財政運営は、非常に厳しい状況となっています。
- このような状況に対応し、安定的に医療が受診できるようにするためには、国、県へのさらなる財政支援の要望を行いつつ、被保険者である市民の健康を守り、医療費を低く抑えることで、保険税の上昇を抑え、被保険者の負担軽減を図りながら、国民健康保険事業の健全化を図る必要があります。なお、国民健康保険制度については、国における抜本的な改革により、平成30年度（2018年度）から都道府県が、当該都道府県内の市町村とともに国民健康保険事業の運営を担う予定となっています。
- 福祉医療費助成事業に係る助成額については、子育て支援の観点から、子どもの医療費助成を中心に増加傾向にあります。今後も県の動向を踏まえながら、適切な運営を図る必要があります。

成果を示す指標



指標名	単位	前期基本計画		現状値 (H27)	評価	目標値 (H32)	指標方向
		現状値 (H22)	目標値 (H27)				
生活保護率	‰	9.4	—	11.8	×	—	↘
被保護世帯数	世帯	1,397	—	1,840	×	—	↘
国民健康保険被保険者1人当たりの医療費	円	296,176	—	340,159	×	—	↘
国民健康保険税の収納率（現年度分）	%	87.7	90.9	90.5	○	90.9	↗
国民健康保険特定健康診査受診率	%	***	***	38.5	*	60	↗
ジェネリック医薬品（後発医薬品）※の数量シェア	%	***	***	46.4	*	60	↗

※評価 「◎」目標値に達した、「○」目標値に達していないものの、現状値（H22）より改善した、「△」変化なし、「×」現状値（H22）より悪化した、「*」後期基本計画から掲げた指標で、評価の対象外。

施策展開の方針と主な取組（◎は重点的な取組）



※市民とは、個人としての市民、自治会、まちづくり協議会、地域団体、市民活動団体、中間支援団体、事業者を表します

1 経済的、日常的、社会的な自立をめざして、適切な支援が確実にいえるよう「セーフティネット※」としての機能を高めます

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 生活保護法や生活困窮者自立支援法に基づく制度を有効に機能させるため、相談支援体制を充実します ○ ハローワーク※などの関係機関との連携により、就労支援を行います ○ 生活保護以外の社会保障制度の活用による、生活保護受給者や生活相談者の経済的自立を支援します ◎ 一人ひとりの状況に応じた自立支援を行うため、職員の能力の向上を図るとともに、関係機関との連携を強化します
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当事者団体やボランティア、NPO、関係団体や地域組織などが連携し、高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭の親、困難を抱える若者などに対する社会的・生活的自立に向けた支援を行います

2 安心して医療を受けることができるよう、国民健康保険事業、福祉医療費助成事業などの健全な運営に努めます

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 国民健康保険事業の財政健全化を図るため、単年度収支均衡に向けた取組及び累積赤字の解消に向けた取組を進めます ○ 被保険者負担の軽減と医療費適正化に向けて、レセプト※点検の強化による外来受診の適正化を図るとともに、効能が同等で薬価の低いジェネリック医薬品の普及を促進します ◎ 国民健康保険被保険者の健康の維持増進と疾病予防に向けて、特定健康診査受診率や特定保健指導の実施率の向上を図るとともに、データヘルス計画※に基づく保健事業を充実します ○ 国民健康保険に加入し、医療を受ける機会を確保するため、制度を周知するとともに、保険税の減免などの相談を実施します ◎ 国民健康保険税の収入確保に向けて、自主納付の促進と滞納整理の強化に取り組みます ○ 県広域連合と連携し、後期高齢者医療制度を適切に運営します ○ 県制度の動向などを踏まえ、福祉医療費助成制度を適切に運営します
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険制度をはじめとする公的医療保険制度についての理解を深め、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持ち、医療機関での適切な受診を心がけます

※セーフティネット P24 参照

※ハローワーク P79 参照

※レセプト P25 参照

※データヘルス計画 P154 参照

第4節 教育・子ども・人権

～子どもたちが健やかに成長し、

そして、すべての人々の人権が尊重される心豊かなまちづくり～

1 人権・同和

－すべての人々の人権が尊重・保障されるまちを創造します－

P 84

2 男女共同参画

－だれもが自分らしく生活し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現をめざします－

P 86

3 児童福祉

－まっすぐにのびる元気な「たからっ子」を育成します－

P 88

4 青少年育成

－未来を担う青少年の健やかな成長を地域全体で支えます－

P 90

5 学校教育

－「生きる力」を育み、社会を担う心豊かな子どもたちを育成します－

P 92

6 社会教育

－生涯学習を充実させて、学びの成果で地域を変えていきます－

P 96

7 スポーツ

－スポーツで人と未来が輝く「アクティブ宝塚」を実現します－

P 98

1 人権・同和

— すべての人々の人権が尊重・保障されるまちを創造します —

現状と課題



- 人権問題は、幅広い分野に関わる問題であり、すべての施策について横断的に、人権尊重の視点に立って取り組む必要があります。
- 同和問題については、人権問題の重要な柱として位置付けて、人権教育・啓発に取り組んでいますが、今なお、差別落書きや身元調査などの差別事象が発生しており、課題が多く残されています。障がいのある人、女性、高齢者、子ども、在住外国人、性的マイノリティ※などの様々な人権問題についても、それぞれの課題に応じて、解決に向けて取組を進めていくことが求められています。
- 昨今はパソコンや携帯電話、スマートフォンなどでインターネットを悪用した人権侵害が社会問題の一つとなっており、新たな人権問題に対する取組も進めていく必要があります。
- 学校教育では、子どもたち一人ひとりが人権の意義やその重要性について正しく理解し、体験活動や交流を通じて、人権を尊重し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることが重要です。
- 平和施策に関しては、世界では今なお一部の国や地域において戦争や紛争が起こったり、核兵器が開発されたりしており、市民一人ひとりが自分自身の問題として、平和への関心を持ち、その大切さを認識する必要があります。

成果を示す指標



指標名	単位	前期基本計画		現状値 (H27)	評価	目標値 (H32)	指標 方向
		現状値 (H22)	目標値 (H27)				
市民アンケートの「人権が尊重されていると思う」市民の割合	%	59.4	—	60.1	○	—	↗
市民アンケートの「市の施策は人権尊重の視点に立っていると思う」市民の割合	%	—	—	35.4	—	—	↗
人権教育推進事業における学習会や研修会の受講者数	人	3,336	3,670	4,197	◎	4,800	↗
人権文化創造活動支援事業※の参加人数	人	***	***	1,487	*	1,700	↗
宝塚市立小・中学校でのいじめの認知件数	件	***	***	32	*	0	↘
非核平和都市推進事業参加者数	人	771	848	1,967	◎	2,164	↗

※評価 「◎」目標値に達した、「○」目標値に達していないものの、現状値（H22）より改善した、「△」変化なし、「×」現状値（H22）より悪化した、「*」後期基本計画から掲げた指標で、評価の対象外。

※性的マイノリティ

レズビアン（女性の同性愛者）、ゲイ（男性の同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性同一性障がいなど）など、一般的に「これが普通」「こうあるべき」だと思われる「性についてのあり方」に当てはまらない人たちのことをまとめて指す総称のこと。

※人権文化創造活動支援事業

人権文化センターなどの施設を活用し、体験学習や実践活動を通じて、人権課題の解決への力を養う講座のこと。

施策展開の方針と主な取組（◎は重点的な取組）



※市民とは、個人としての市民、自治会、まちづくり協議会、地域団体、市民活動団体、中間支援団体、事業者を表します

1 同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決を図り、人権が尊重・保障される明るく住みよい地域社会の実現をめざします

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 第2次人権教育及び人権啓発基本方針※に基づく行動計画を策定し、取組を進めます ○ 同和問題に関する課題の解決に向けて、啓発活動を推進します ○ 障がいのある人、女性、高齢者、子ども、在住外国人、性的マイノリティなどの人権問題やインターネットによる人権問題、今後新たに生じる人権問題に対応するため、市民との協働に基づく啓発活動を推進します ○ 人権教育指導員、地域人権教育活動推進員との連携により、人権学習会を実施します ○ 人権文化センターにおいて、各種事業を実施します ○ いじめ撲滅対策の取組を充実します ○ 宝塚市人権・同和教育協議会との協働により、人権に関する情報発信及び啓発事業に取り組みます
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権啓発活動や地域における交流活動に参加・協力します ・ 人権に敏感な感性を養い、弱者や少数者、異なる文化を持つ人々に対して適切に配慮し、一緒に地域づくりをします ・ 家族や友人、学校や職場の仲間などと身近な人権問題について考えます

2 生命の尊さ、平和の意義や大切さを訴えるなど、平和な社会の構築に向けた取組を推進します

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 「平和を願う市民のつどい」などの各種平和事業、平和首長会議※などとの連携による平和に向けた取組を進めます ○ 戦没者追悼式関係事業を進めます
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「平和を願う市民のつどい」などの平和事業に参画・協力します

※第2次人権教育及び人権啓発基本方針 P154 参照

※平和首長会議

核兵器廃絶に向けた市民意識を国際的な規模で喚起し、核兵器のない平和な世界を実現することを目的に、広島市、長崎市が中心となって昭和57年(1982年)に設立した。本市は、平成21年(2009年)7月1日に加入。

2 男女共同参画

— だれもが自分らしく生活し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現をめざします —

現状と課題



- 男女共同参画に関する施策は、人々の意識の見直しにまで踏み込まなければならない側面を持っており、一朝一夕に効果が出るものではないことから、引き続き地道な取組が必要です。
- 本市では、他の自治体に先駆けて、男女共同参画施策に取り組んできましたが、性別による固定的な役割分担意識は根強く、市民や事業者などの関心はまだまだ低い状況が、市民アンケート結果からもうかがえます。そのため、引き続き男女共同参画に関する理解の浸透に取り組み、家庭責任の女性への偏重の問題、職業分野や雇用形態の偏りによる男女格差などの課題の解決、地域社会の形成や市政への女性の参画推進などを図る必要があります。そのためには、男性も女性もやりがいのある仕事をしながら地域・家庭での生活と仕事との調和を図り、充実した生活を送ることができるようにする「ワークライフバランス※」の促進も大切です。
- 社会問題化しているDV※については、被害者の自立支援の取組を継続するとともに、予防措置としての啓発事業にも引き続き取り組みます。
- 男女共同参画センターについては、各種講座や相談の実施、情報の収集・提供、市民活動の支援など引き続き良好な管理運営、市民サービスの向上に努めるとともに、男性の利用促進にも努める必要があります。

成果を示す指標



指標名	単位	前期基本計画		現状値 (H27)	評価	目標値 (H32)	指標 方向
		現状値 (H22)	目標値 (H27)				
市民アンケートの「男女の役割分担について固定的な観念を持たない」市民の割合	%	38.9	—	50.1	○	—	↗
市民アンケートの「社会における男女の機会均等が図られていると思う」市民の割合	%	18.8	—	44.1	○	—	↗
男女共同参画に関する講座の参加者数	人	1,881	2,445	1,532	×	1,992	↗
審議会などに占める女性の割合	%	33.9	40.0	35.6	○	40以上 60以下	↗
市民アンケートの「市の施策は男女共同参画の視点に立っていると思う」市民の割合	%	—	—	37.3	—	—	↗

※評価 「◎」目標値に達した、「○」目標値に達していないものの、現状値（H22）より改善した、「△」変化なし、「×」現状値（H22）より悪化した、「*」後期基本計画から掲げた指標で、評価の対象外。

※ワークライフバランス

誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を自分の希望するバランスで実現できる状態のこと。職場における育児休業、介護休業などの取得の促進、これらを取得しやすい職場の雰囲気づくりなどが求められる。ワークライフバランスの実現が、多様な働き方、生き方を選択できる社会の実現につながるものである。

※DV P25 参照

施策展開の方針と主な取組（◎は重点的な取組）



※市民とは、個人としての市民、自治会、まちづくり協議会、地域団体、市民活動団体、中間支援団体、事業者を表します

1 男女共同参画社会の実現をめざし、すべての施策について男女共同参画の視点に立って推進します

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 男女共同参画プラン※を推進します ○ 男女共同参画推進リーダーの意識の向上とさらなる活用など、市役所における男女共同参画を推進します ○ 男女共同参画センターにおいて、男女共同参画社会実現に向けた事業を実施します ○ 地域において、男女共同参画推進リーダーの育成・活用を図ります ○ 学校、家庭、地域、事業所などにおいて、効果的な啓発を実施します ○ 育児休業を取得しやすい環境の整備など、市民、事業者、市役所自らのワークライフバランスを推進します ○ 子育てニーズを踏まえた避難所の設置・運営など、防災における男女共同参画を推進します ○ 男性にとっての家庭生活や地域活動などの重要性、男女共同参画の意義についての理解の促進を図ります
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画センターフェスティバルなど各種催しに参加・協力し、意識を高めます ・ 地域における男女共同参画推進リーダーなどと協力・連携して男女共同参画を進めます

2 DVに関して、関係部や関係機関の連携を強化し、総合的な取組を進めます

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ DV被害者の視点に立った総合的な支援に向けて、「DV対策基本計画※」を推進します ○ DV被害者の一時保護などの措置を実施します ○ DVに関する意識啓発やDV相談室の周知など、情報発信を推進します ○ 若者（中学生、高校生、大学生など）に対するデートDV※予防教室を実施します
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ DVに関する理解を深めます ・ 地域でのコミュニケーションに努め、被害者の早期発見につなげます

3 政策・方針決定の場への女性の参画拡大のための取組を進めます

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ クォータ（割り当て）制※を実施します ○ 女性の公職参画状況調査を実施します
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会の公募委員※に積極的に応募します ・ 市民活動団体などにおける意思・方針決定過程への女性の参画を進めます

4 女性の労働環境の整備・充実や雇用・就業、起業などの支援に取り組みます

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 女性の就労支援のための講座を開催します ○ 女性の良好な就労環境の確保に向けて、事業者への啓発、講座の開催などに取り組みます
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワークライフバランスの実現に向けて取り組みます

※男女共同参画プラン P154 参照

※DV対策基本計画 P154 参照

※デートDV

婚姻関係はないが、親密な関係にある恋人間に起こるDVのこと。

※クォータ（割り当て）制

不平等是正のための方策のひとつで、「割り当て制度」などという。審議会の人数などで、男女の比率に偏りがないように定める方法で、結果の平等をめざすもの。

※公募委員 P40 参照

3 児童福祉

－ まっすぐにのびる元気な「たからっ子」を育成します －

現状と課題



- 本市では、子どもと子育てにやさしいまちをめざして、様々な施策に取り組んでいますが、市の年間出生数は横ばい状況です。また、合計特殊出生率は1.3前後で推移し、全国や兵庫県の平均より低い水準になっていることから、一層子どもと子育てにやさしいまちづくりを推進していく必要があります。
- 国においては、少子化や核家族化、また待機児童の問題など、子どもをめぐる現状と課題を踏まえ「子ども・子育て支援新制度※」をスタートさせました。本市においても、子ども・子育て支援事業計画を包含した平成27年度（2015年度）を始期とする「次世代育成支援行動計画 たからっ子『育み』プラン※」を策定しました。同プランに基づき、保育ニーズへの対応、発達に遅れのある子どもと家庭への支援、児童虐待などへの対応、生活環境における子どもの育ちや子育てへの一層の配慮、地域における子育て支援の機能強化などに、引き続き取り組む必要があります。
- 地域における人と人とのつながりの希薄化や保護者の就労などにより、放課後の居場所を必要としている子どもが増えており、地域のすべての子どもたちが毎日、安心して安全に過ごせる居場所づくりを充実させることが必要です。さらに、地域で子どもたちを見守り育て、子どもが健やかに成長し、親が楽しく子どもを育むことができる環境づくりが重要となります。

成果を示す指標



指標名	単位	前期基本計画		現状値 (H27)	評価	目標値 (H32)	指標 方向
		現状値 (H22)	目標値 (H27)				
市民アンケートの「宝塚市は子育てがしやすい環境だと思う」市民の割合	%	52.3	—	48.5	×	—	↗
児童虐待管理件数の終了率	%	***	***	57	*	—	↗
認可保育所待機児童数	人	48	0	7	○	0	↘
放課後児童クラブ※（地域児童育成会※など）待機児童数	人	***	***	116	*	0	↘

※評価 「◎」目標値に達した、「○」目標値に達していないものの、現状値（H22）より改善した、「△」変化なし、「×」現状値（H22）より悪化した、「*」後期基本計画から掲げた指標で、評価の対象外。

※子ども・子育て支援新制度 P25 参照

※放課後児童クラブ P32 参照

※次世代育成支援行動計画「たからっ子『育み』プラン」P153 参照

※地域児童育成会 P25 参照

施策展開の方針と主な取組（◎は重点的な取組）



※市民とは、個人としての市民、自治会、まちづくり協議会、地域団体、市民活動団体、中間支援団体、事業者を表します

1 すべての子どもと家庭への支援の充実を図ります

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て支援拠点や地域の資源の活用により、身近なところで集える場の拡充を図ります ◎ 障がいや発達の違いなどで配慮を要する子どもと家庭への支援に取り組めます ○ 乳幼児等医療費助成などの経済的支援に取り組めます ◎ 保健・医療・福祉・教育の連携により、支援を要する子どもと家庭の早期発見、児童虐待の防止に取り組めます ◎ 支援を要する子どもと家庭への、妊娠期から切れ目のない総合的な支援体制の強化を図ります
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気になる子どもや家庭について、関係機関へ情報提供を行います

2 子育てと仕事の両立支援を推進します

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 待機児童解消に向けて、多様な保育サービスの充実を図ります ◎ 待機児童解消に向けて、地域児童育成会など放課後児童クラブの充実を図ります
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 待機児童解消に向けた取組に協力します

3 安全安心の子育て環境づくりを進めます

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 道路や公共施設、公共交通機関のバリアフリー※化や赤ちゃんの駅※の充実など、乳幼児と外出しやすい環境の整備に取り組めます ○ 子どもの安心・安全の確保に向けて、小・中学校における防犯・安全に関する講習会を開催します
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもが安全に遊べる場や機会を提供するとともに、家庭で子育てする親を支える取組を行うなど、安全安心な環境づくりを進めます

4 家庭や地域の子育て力の向上を図るとともに、子どもの育ちを支援し、社会参加を促進します

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭教育の推進に向けて、成長過程別親育ち講座を開催します ○ 子どもの成長や子育て支援に関する適切な情報提供を推進します ◎ 児童館を核にした子育て支援システムを推進します
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「子どもは、地域で守り育てる」という意識を持って、日常生活で取り組める子育て支援に努めます ・ 地域やNPOによる子どもの居場所づくりを進めます

※バリアフリー P60 参照

※赤ちゃんの駅

乳幼児を連れて保護者が授乳やおむつ替えをするために無料で利用することができる施設のこと。公共施設の他、民間事業所などにも協力を求め、100箇所以上の施設が登録されているほか、屋外でのイベントなどで活用するための貸出用備品（移動式赤ちゃんの駅）を備えている。

4 青少年育成

— 未来を担う青少年の健やかな成長を地域全体で支えます —

現状と課題



- 子どもが巻き込まれる事件などが後を絶たず、保護者の不安が増す中、家庭以外に子どもたちが毎日安心して安全に過ごせ、いきいきと遊び、健やかに育つ居場所が十分ではないこともあり、孤立する子どもが増えています。また、子どもが心身ともにたくましく成長する上で重要な役割を担う「毎日の豊かな遊び」の機会が減少しており、学童期に身につけるべき社会性など様々な能力が十分に育たないまま成長する子どもが増えています。
- 都市化、核家族化、少子化の進展と、地域連帯感の希薄化などが、青少年の地域活動や社会体験機会の減少、地域全体で青少年を育成するという意識の低下をもたらしています。最近では、情報の高度化に伴い情報機器などを介した青少年の犯罪、いじめや体罰を苦しめた子どもの自殺など、新たな問題も生じています。家庭のみならず、学校園も含めた、地域の連携と見守りにより、青少年自らが課題を乗り越える力と、社会における責任や役割を理解する力を育てることが必要です。
- このため、児童館や放課後子ども教室※など子どもの居場所づくりや、学校園、青少年健全育成関係団体などとの連携と協力のもとに、青少年の見守りや声掛け運動、有害環境の改善などに取り組んでいます。あわせて、これら地域の多様な関係団体が、子どもたちの参加型のまちづくりを進め、青少年が健やかに育ち、社会人としての自立を後押しする環境づくりに取り組んでいます。
- 今後は、未来の担い手である青少年が社会において自立して活躍ができるように、家庭、学校園、地域、関係団体と行政が連携を強化し、子どもたちの居場所づくりに引き続き取り組むとともに、多様な青少年健全育成支援施策につなげていく必要があります。

成果を示す指標



指標名	単位	前期基本計画		現状値 (H27)	評価	目標値 (H32)	指標 方向
		現状値 (H22)	目標値 (H27)				
問題行動発生件数※	件	***	***	17	*	—	↘
市民アンケートの「地域での青少年の健全育成に関する活動に参加している」市民の割合	%	6.3	—	4.4	×	—	↗
児童館延べ利用者数(出前児童館含む)	人	***	***	200,736	*	210,000	↗
放課後子ども教室延べ利用者数	人	48,629	76,800	70,360	○	76,800	↗

※評価 「◎」目標値に達した、「○」目標値に達していないものの、現状値（H22）より改善した、「△」変化なし、「×」現状値（H22）より悪化した、「*」後期基本計画から掲げた指標で、評価の対象外。

※放課後子ども教室 P25 参照

※問題行動発生件数

生徒指導上の問題行動として県に報告する、中学生の暴力行為（対教師、生徒間）、器物破損行為の発生件数。

施策展開の方針と主な取組（◎は重点的な取組）



※市民とは、個人としての市民、自治会、まちづくり協議会、地域団体、市民活動団体、中間支援団体、事業者を表します

1 青少年を守り育てる環境づくりを地域ぐるみで進めます

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ いじめや不登校などから立ち直るための相談・支援に取り組むとともに、犯罪やいじめの被害から子どもを守るための子どもの人権擁護を推進します ○ 有害な図書やインターネットなど、有害環境に対して子ども自身が身を守る、情報リテラシー（情報活用能力）向上のための取組を実施します ○ 地域、関係団体、学校園、青少年センターや子ども家庭支援センターなどの連携により、青少年や保護者の支援を行います
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「子どもは、地域で守り育てる」という意識を持って、日常生活で取り組める青少年支援に努めます ・ 地域において、青少年が健全に育つ環境づくりに向けて、学校園や行政、関係団体などと協力します

2 青少年の社会参加の機会を促し、未来の担い手として自立を支援します

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童館・出前児童館や放課後子ども教室などの子どもの居場所において、多様な体験機会を提供します ○ 子ども参加型のまちづくりの推進に向けて、ミニたからづか※や子ども議会※などを実施します ○ 社会や将来について自ら考えるための、集える場、学べる場、相談できる場を提供します ○ 社会人としての自立に向けて、青少年の就労支援に取り組みます
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもたちと保護者が悩みや不安を抱え込まず、地域で相談できるよう、日頃から、青少年に気軽に声を掛ける活動などに取り組みます ・ 地域の中で若者が自信を持てる体験や場面をつくっていきます



※ミニたからづか

プレミア宝塚で実施する、子どものしごと体験の事業。企画から、運営、様々な職業の選定まで全て子どもたちで行う。

※子ども議会

市内の小・中・特別支援・高等学校から、子ども議員を選出して実施。子ども条例に基づき、子どもに、市政などについての情報及び意見を表明する機会を提供するとともに、子どもの意見を聴き、市政などに反映させることを目的としている。

5 学校教育

－「生きる力」を育み、社会を担う心豊かな子どもたちを育成します－

現状と課題



- 本市では、教育振興基本計画※に掲げる基本目標「自分を大切に 人を大切に ふるさと宝塚を大切に する人づくり」の実現に向け、子どもの生きる力を育み、学校組織の教育力を高めるとともに、市民全体で子どもを応援していくための取組を進めてきました。
- 全国学力・学習状況調査において、学力に関しては一定の成果は出ているものの、自尊感情、規範意識、基本的な生活習慣などに課題があります。また、全国体力・運動能力調査の結果から体力の向上にも課題があります。これらについては、家庭との連携や、人間形成の基礎づくりとなる幼児教育が重要です。また、小・中学校の入学時の心理的不安などから、学校環境になじめない「小1プロブレム※」「中1ギャップ※」の問題をはじめ、いじめや不登校の問題は喫緊の課題であり、これらの解決に向けて、教職員の指導力向上をはじめ、指導体制や支援体制の充実を図り、子どもたちが伸び伸びと学べる環境づくりが必要です。
- 団塊世代の大量退職に伴い、経験の浅い若手教職員が大きく増加しており、教職員の研修体制やメンタルヘルス※の充実、資質向上のほか、中堅教職員、管理職の育成が重要な課題となっています。
- 市域全体では少子化が進みますが、地域によって就学年齢人口に大きな偏りがあり、過大規模校と過小規模校による教育環境に格差が生じており、その解消が課題となっています。また、子どもたちが学ぶ学校園施設の老朽化が進んでおり、その整備も課題となっています。
- 現代社会における社会や家庭環境などの要因により、生活上あるいは発達上の課題を抱え、心理的支援や福祉的支援など配慮を必要とする子どもたちが増えています。これらの課題に対しては、スクールソーシャルワーカー※をはじめ、福祉・保健・医療などの幅広い分野との連携体制のもと、学校・家庭・地域社会が協働し、学校を核とした安全・安心な教育環境を構築していく必要があります。

成果を示す指標



指標名	単位	前期基本計画		現状値 (H27)	評価	目標値 (H32)	指標方向
		現状値 (H22)	目標値 (H27)				
たからづか寺子屋サポーター配置校数	校	***	***	11	*	24	↗
子ども支援サポーター※（別室登校指導員）配置人数	人	***	***	8	*	11	↗
小学校5年生における新体力テストの結果（全国平均を上回る種目数：全8種目）	種目	***	***	2	*	8	↗
不登校生徒率（中学校）	%	2.87	2.00	2.85	○	2.00	↘
宝塚市立小・中学校でのいじめの認知件数	件	***	***	32	*	0	↘
学校図書館における児童生徒1人当たりの年間貸出冊数	冊	34.8	48.0	48.8	◎	50	↗

※評価 「◎」目標値に達した、「○」目標値に達していないものの、現状値（H22）より改善した、「△」変化なし、「×」現状値（H22）より悪化した、「*」後期基本計画から掲げた指標で、評価の対象外。

※教育振興基本計画 P154 参照

※小1プロブレム

小学校に入学したばかりの1年生で、集団行動がとれない、授業中に座ってられない、先生の話を受けないなどの学校生活になじめない状態が続くこと。

※中1ギャップ

小学生から中学1年生になったことがきっかけで、学習内容や生活リズムの変化になじめず不登校になったり、友人関係のトラブルやいじめなどが起こるといった現象。

※メンタルヘルス P72 参照

※スクールソーシャルワーカー P26 参照

※子ども支援サポーター P26 参照

施策展開の方針と主な取組（◎は重点的な取組）



※市民とは、個人としての市民、自治会、まちづくり協議会、地域団体、市民活動団体、中間支援団体、事業者を表します

1 子ども一人ひとりが大切にされ、共に育つ教育を進めます

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ いじめ、不登校をはじめとする子どもの諸課題の解決に向けて、メンタルヘルスの充実など丁寧な教育相談活動を実施します ◎ 幼児教育の取組を充実するとともに、保育所、幼稚園、小・中学校の連携の取組を充実します ○ 児童生徒の課題解決に向けて、スクールソーシャルワーカー配置事業により、学校、家庭及び関係機関の連携を進め、適切な支援を行います ○ 特別支援学級介助員、子ども支援サポーターなどにより、特別支援教育※の取組を充実します ○ 就学援助や奨学助成事業など、学びの機会均等を保障するための取組を進めます
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもが安心して過ごせる環境づくりに努めます ・ 子どもがいじめを受けていると思われるときは関係機関に情報を提供するように努めます

2 学ぶ意欲を高め、確かな学力の定着を図ります

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ スクールサポーター※、新学習システムなどの学習支援により、魅力ある授業・わかる授業を推進します ○ 「家庭学習の手引き」の配布などにより、学習習慣の定着を推進します
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもたちに学習習慣が定着するよう努めます

3 心身ともに健やかで、思いやりがあり、ことばを大切にされた感性豊かな子どもを育てます

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 体育・スポーツ活動の充実による体力づくりに取り組みます ◎ 表現力の向上など言語活動の充実により、自尊感情の育成につながる取組を進めます ◎ 道徳・人権教育、文化活動の充実により、豊かな人間性や社会性を育成します ○ 体験活動を通して、「生きる力」を育成します ○ 安全安心でおいしい学校給食の提供などにより、食育※を推進します
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもたちに基本的な生活習慣が定着するよう努めます

※特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善または克服するため、自立に向けた適切な指導や必要な支援を行う教育。

※スクールサポーター P26 参照

※食育 P28 参照

4 学校園の組織の充実と人材の育成に努めます

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ パワーアップ支援室※や校内研究の充実などにより、教職員の資質と指導力の向上を図るとともに、メンタルヘルス※の充実を図ります ○ 学校教育を担う人材の確保のため、管理職や中堅教職員を育成します ◎ 学校支援チームなどの活用により、学校運営体制の強化を図ります ○ 校務支援システムの活用により、子どもと向き合う時間の確保・業務の効率化を図ります
------	--

5 安全安心な学校園の整備を推進するとともに、時代に応じた教育環境づくりに努めます

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「通学路交通安全プログラム※」により、通学路の安全確保に取り組みます ◎ 学校園の適正規模化などに取り組み、教育環境の向上を図ります ○ 学校施設の改修による老朽化対策やバリアフリー※化を推進します
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見守り活動など、地域ぐるみで、子どもが安心して通学できるよう取り組みます

6 家庭や地域と連携し、子どもたちの育ちを支援します

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ TAKARAっ子いきいきスクール、学校支援地域本部事業（たからづか学校応援団）※、寺子屋サポーター事業など、家庭や地域が連携した事業を推進します ○ 学校園の情報発信、保護者や地域との協働の推進により、地域の核となる学校づくりに取り組みます
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民全体で子どもの学びを応援する環境や体制を整えます ・ 事業者は、トライやる・ウィーク※推進事業に参加し、子どもたちの体験の場を提供します



※パワーアップ支援室

教育総合センター内にある教育関連図書や視聴覚教材などを常設する施設。市立学校園の教職員が、自主的な研修に努め、指導力の向上をめざして活用する。

※メンタルヘルス P72 参照

※通学路交通安全プログラム P154 参照

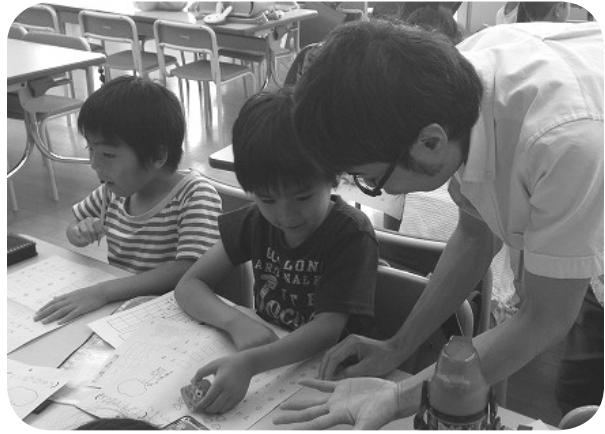
※バリアフリー P60 参照

※学校支援地域本部事業（たからづか学校応援団）

市民が学校を支援する活動を通して、学校・地域・家庭が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制の構築を目的とした事業。学校教育の充実、生涯学習社会の実現、地域の教育力の向上をねらいとして、市内小中学校 32 校で、1,000 名程の人がボランティア活動に参加している。

※トライやる・ウィーク

兵庫県で平成 10 年（1998 年）から実施されている社会体験活動。中学 2 年生が 1 週間、学校を離れて地域や自然の中での様々な体験活動を通して「生きる力」の育成を図ることを目的としている。



6 社会教育

－ 生涯学習を充実させて、学びの成果で地域を変えていきます －

現状と課題



- 現在、地域を核とする団体や自主的な学習活動を行うグループが活発な活動を行っていますが、今後は超高齢社会の本格化、地域の連帯感や人間関係の希薄化などに伴う諸課題を解決するために、だれもが学べる場と機会の充実や学習情報の発信が大切です。
- 公民館講座の受講者や自主的な学習グループが、その成果を地域社会に生かす事業として、公民館のサマースクールや、学校支援地域本部事業（たからづか学校応援団）※における学校支援ボランティア活動を行っていますが、さらに学習成果を生かし合う仕組みづくりを行い、生涯学習、市民活動を計画的に推進する必要があります。
- 図書館については、市民の学習意欲に応えられるよう、魅力的な図書資料の選択・収集を行うことはもとより、市民が交流できる場づくりなど新たな機能が求められています。
- 子どもの読書環境を豊かにするために、子どもの読書活動推進計画※を学校などの関係機関との連携を密にしながら着実に推進する必要があります。
- 文化財に関しては、適切な保全のため、防火・防犯対策、災害対策が課題です。また、わがまち宝塚の歴史資料の収集、調査研究を進めるとともに、成果の公表、展示公開に積極的に取り組んでいく必要があります。

成果を示す指標



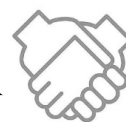
指標名	単位	前期基本計画		現状値 (H27)	評価	目標値 (H32)	指標方向
		現状値 (H22)	目標値 (H27)				
公民館学習室の利用率（3館平均）	%	***	***	50.0	*	55.0	↗
図書館での市民1人当たり貸出冊数	冊	7.5	8.0	8.4	◎	9.0	↗
学校支援ボランティア活動回数	回	***	***	5,757	*	6,000	↗
歴史民族資料館（小浜宿資料館、旧和田家、旧東家）の入館者数	人	***	***	22,352	*	25,000	↗

※評価 「◎」目標値に達した、「○」目標値に達していないものの、現状値（H22）より改善した、「△」変化なし、「×」現状値（H22）より悪化した、「*」後期基本計画から掲げた指標で、評価の対象外。

※学校支援地域本部事業（たからづか学校応援団）P94 参照

※子どもの読書活動推進計画 P154 参照

施策展開の方針と主な取組（◎は重点的な取組）



※市民とは、個人としての市民、自治会、まちづくり協議会、地域団体、市民活動団体、中間支援団体、事業者を表します

1 市民の多様なニーズに応えられるよう、だれもが学べる場と機会を整えます

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 宝塚市民カレッジ※など市民の学習ニーズに即した特色ある講座やセミナーを開催します ○ 市民の学習活動を支援するため、情報提供を行うとともに、学習相談体制を整備します ○ 公民館、図書館、歴史民俗資料館や文化施設などの連携により、学習機会を充実します
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主的な学習やグループ学習の活動の輪を広げ、知識や技能を高め合います ・ 身近な地域の会館などで、学習会やセミナーを開催します ・ 公民館や図書館などを有効に活用して、学習機会を広げます

2 学んだ成果を地域社会で生かすことができるよう、人材育成と仕組みづくりを進めます

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現代的課題や地域課題の解決につながる学習の場を提供します ◎ 公民館のサマースクールやたからづか学校応援団など、市民自らの学びの成果を生かす仕組みの充実を図ります ○ NPOや市民団体などとの連携により、地域で主体的に行われている学習活動を支援します
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自らの住む地域の課題の解決に向けて学び、学習した内容を地域のまちづくりに生かします ・ 地域は、地域課題について学習した人を積極的に受け入れ、課題解決に取り組みます ・ NPOや市民活動団体などは、市民の学習活動を支援します

3 魅力ある図書館づくりを推進します

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開館時間の拡大やサービス拠点の増設など、図書館の利便性の向上を図ります ○ 図書館、学校、子育て担当部門の連携・協力により、子どもの読書活動推進計画を推進します ◎ 市民交流の場の提供など、社会の変化や地域の実情に応じた図書館の新たな機能拡充の取組を進めます
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭内での読み聞かせや図書ボランティアに参加し、子どもの読書への興味を深めます ・ 図書館で市民が交流できるような企画を提案し、行政とともに実施します

4 まちの歴史資料や地域の学習資源を集めるとともに、未来への継承と活用に努めます

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 郷土の歴史や文化の保全継承に向けた事業を実施します ○ 文化財の調査や保全に取り組み、地域資源としての活用を図ります ◎ 宝塚特有の文化を育んできた歴史を伝える資料の収集、調査研究、公開を行い、その活用を図ります
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ まちの歴史や自然、文化を学び、郷土愛を深めます ・ 文化財を市民の大切な財産として、適切に保全、継承します ・ 市民が保有する宝塚の歴史や文化を伝える資料などを市に提供したり、広く市民に公開します

※宝塚市民カレッジ P26 参照

7 スポーツ

— スポーツで人と未来が輝く「アクティブ宝塚」を実現します —

現状と課題



- 本市では、スポーツが身体・健康への有用性だけではなく、家族や地域集団、社会・経済・文化に対しても、様々な価値や社会的便益をもたらす可能性があるとの認識のもと、スポーツ振興計画（アクティブ宝塚※）を策定し、取組を進めています。
- 直近の調査では、成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率が64.3%と、国の目標値（65%程度）に近い値となっており、比較的スポーツ活動が活発な状況にあると言えます。今後は、さらなる振興に向け、市民の希望に応じたスポーツ種目への参加機会を増やす取組を進めるとともに、参加促進に向け、情報発信の強化に取り組んでいく必要があります。
- スポーツクラブ21※は、24小学校区に設置されていますが、その活動状況はクラブによってばらつきがあり、全体の活動内容の充実と活性化が課題となっています。そのため、クラブの自立化やクラブハウスの整備、クラブ間交流を支援していく必要があります。
- スポーツ施設については、平成25年（2013年）に売布北グラウンド、平成26年（2014年）に花屋敷グラウンドの供用を新たに開始しました。今後は、これらの施設や既存施設の利用促進に取り組むとともに、運動やスポーツ活動を快適に行うことのできる環境づくりをさらに推進していくことが重要です。

成果を示す指標



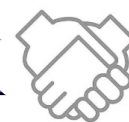
指標名	単位	前期基本計画		現状値 (H27)	評価	目標値 (H32)	指標 方向
		現状値 (H22)	目標値 (H27)				
成人の週1回以上の運動・スポーツの実施率	%	***	***	64.3	*	70.0	↗
スポーツクラブ21 会員数	人	5,251	7,000	5,347	○	7,000	↗
市立スポーツ施設利用者数	人	764,211	1,000,000	787,498	○	1,000,000	↗

※評価 「◎」目標値に達した、「○」目標値に達していないものの、現状値（H22）より改善した、「△」変化なし、「×」現状値（H22）より悪化した、「*」後期基本計画から掲げた指標で、評価の対象外。

※アクティブ宝塚 P154 参照

※スポーツクラブ 21 P26 参照

施策展開の方針と主な取組（◎は重点的な取組）



※市民とは、個人としての市民、自治会、まちづくり協議会、地域団体、市民活動団体、中間支援団体、事業者を表します

1 スポーツ意識の啓発と、スポーツ機会の充実を図ります

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ スポーツ大会や教室など、市民のスポーツニーズや健康づくりに即したプログラム・イベント情報を提供します ◎ 子ども、高齢者、障がいのある人のスポーツ参加の機会を拡充するとともに、競技力の向上を図ります ○ キャンペーンやスポーツ表彰などにより、スポーツの普及啓発と実施意欲の高揚を図ります ○ 生涯スポーツの促進に向けて、ライフスタイル・目的に応じたスポーツの参加機会を提供するとともに、環境の整備を図ります
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ大会や教室へ積極的に参加します ・ 自主的に開催するスポーツ・運動のイベントなどに関する情報発信に努め、活動の輪を広げます ・ スポーツを通じた健康づくり、仲間づくりに取り組みます

2 運動・スポーツのできる環境の整備と、スポーツ組織の充実を図ります

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ サービスの向上及び情報発信の強化により、スポーツ施設の利用を促進します ○ 学校施設の有効利用を推進します ○ スポーツ関係団体やスポーツ指導者の育成支援を行うとともに、その連携強化を促進します ◎ スポーツクラブ 21 など地域のスポーツ組織の運営や活動を支援します
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ施設を積極的に活用します ・ スポーツクラブの自律的な運営を進め、地域にスポーツの良さを伝えます ・ スポーツ団体での指導やニュースポーツの普及啓発に努めます



第5節 環境

～都市の景観が美しく調和し、花や緑に包まれた、環境にやさしいまちづくり～

1 都市景観

—良好なまちなみの保全と「宝塚らしい景観」の創出に努めます—

P 102

2 緑化・公園

—協働による緑化（花）と公園づくりを進めます—

P 104

3 環境保全

—環境への関心を高めることで環境に配慮した行動をとり、環境保全を推進します—

P 106

4 循環型社会

—市民・事業者・行政が一体となって、ごみゼロ都市をめざします—

P 108

5 都市美化・環境衛生

—都市美化などに協働で取り組むとともに、マナーの向上を図り、清潔・快適な生活環境を創造します—

P 110

1 都市景観

－ 良好なまちなみの保全と「宝塚らしい景観」の創出に努めます －

現状と課題



- 近年、緑地や広大な企業跡地などは、開発により商業施設や住宅地、大規模マンションなどに変化し、老朽化が進んだ大規模団地では、建て替えなどの再開発が行われています。また、田や畑を含む緑地、既存住宅地においても小規模な開発が行われるなど、時代の流れとともにまちの景観は変化してきています。
- 一方、歴史、文化、伝統の香りが漂うまちなみや旧街道、特色のある建築物は、まちに風格と深みを与え、宝塚を印象付ける上での貴重な財産と言えますが、その景観やそれらを取り巻く環境も変わりつつあります。
- 「宝塚らしい景観」を創出していくためには、まちの景観が変化することに適切に対応することが必要です。そのため、本市は、平成24年（2012年）に景観行政団体となり、昭和63年（1988年）に策定した景観条例を全面改正し、景観計画※を策定するなど、これまでの景観行政を継承しつつ新たな景観行政に取り組んでいます。
- 景観計画では、景観に関する指針や方針、基準を掲げるとともに、一定規模以上の行為をしようとする場合は、景観に関する指導や誘導に努め、さらに地区におけるまちづくりの促進、保存すべき建築物の指定のあり方、道路や橋などの公共施設における景観についても検討していくことが必要です。
- より望ましい景観の維持・形成は、まちが成熟する過程で必要なものであり、建築物をはじめ、まちなみや屋外広告物に至るまで、市民の関心を高め理解を深めることが重要です。
- 今後も、宝塚らしい景観づくりを市民と協働で進めていくため、さらなる市民意識の醸成とその具体化に向けた施策の展開や支援、地道な啓発を推進することが求められています。

成果を示す指標



指標名	単位	前期基本計画		現状値 (H27)	評価	目標値 (H32)	指標 方向
		現状値 (H22)	目標値 (H27)				
景観計画特定地区※指定数（都市景観形成地域を含む）	地域	12	20	18	○	25	↗
景観計画特定地区指定面積（都市景観形成地域を含む）	ha	213.7	310.9	274.5	○	328.0	↗
違反広告物除却市民ボランティア団体数	団体	16	22	8	×	22	↗
違反広告物除却市民ボランティア人数	人	185	305	98	×	305	↗

※評価 「◎」目標値に達した、「○」目標値に達していないものの、現状値（H22）より改善した、「△」変化なし、「×」現状値（H22）より悪化した、「*」後期基本計画から掲げた指標で、評価の対象外。

※景観計画 P155 参照

※景観計画特定地区 P57 参照

施策展開の方針と主な取組（◎は重点的な取組）



※市民とは、個人としての市民、自治会、まちづくり協議会、地域団体、市民活動団体、中間支援団体、事業者を表します

1 市全体の景観ビジョン（景観計画）に基づいた取組を展開し、「宝塚らしい景観」の魅力を高めていきます

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 景観計画などに基づき、新たな制度設計やガイドラインの検討・作成に取り組みます ◎ 景観計画特定地区の指定により、良好なまちなみの維持・形成に努めます ◎ 景観審議会デザイン協議部会の審査などに基づき、指導・誘導を行います ○ 良好な景観形成に資する建築物などの保存促進を図ります
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民主体の活動による景観計画特定地区の指定をめざし、地域固有の良好なまちなみの維持・形成に努めます ・ 市民自らが都市景観の形成を担う主体であることを認識し、より良い都市景観の形成に努めます

2 「宝塚らしい景観」の維持・形成につながる環境づくりに取り組みます

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市景観に関する情報の発信により、景観に対する市民意識の向上を図ります ○ 開発事業など新たな土地利用において、景観計画に基づき良好な景観を誘導するため、事業者などとの協議・調整の仕組みの充実を図ります
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身近な景観について関心を持ち、地域での学習会の開催など良好な住環境やまちなみの形成に向けた自主的な活動に取り組みます ・ 建築などを行う際は、景観計画に基づき、良好な都市景観の形成に努めます

3 屋外広告物について、周囲と調和するよう適正化を推進します

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法律や条例に基づき、規制・誘導を行います ○ 屋外広告物の現況確認など、違反屋外広告物の適正化に向けた施策を検討します ◎ 違法に掲出されているはり紙、はり札などに対する是正指導を行うとともに、市民ボランティアなどの協力による除却活動を実施します
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外広告物を掲出する際は、法律や条例を守り、良好な景観に配慮し、周辺環境と調和を図ります ・ 違法に掲出されているはり紙、はり札などの簡易除却活動などに積極的に参加します

2 緑化・公園

－ 協働による緑化（花）と公園づくりを進めます －

現状と課題



- 公園の維持管理については、公園施設長寿命化計画に基づき、修繕、更新、改築を行っています。
- 公園アドプト※制度などにより、自治会やまちづくり協議会※が自ら管理し活用する公園の数は増えていますが、一方で参加者の高齢化などによって公園の管理と活用の継続性についての課題があります。そこで、地域の意見の反映などにより、地域のコミュニティ活動への積極的参加の促進と活性化を通して、継続的に活用される魅力ある公園づくりに取り組むことが求められています。
- 花や緑で宝塚の都市ブランドを高めようとする地域緑化モデル地区の指定団体は、100 団体を超えています。高齢化が進む中、後継者の育成などが課題となっており、幅広い世代の参加を呼びかけて、地域住民と連携し新たな取組方法を検討することが必要となっています。市街地での緑化（花）を進め、まちの景観を向上させるためには、このような市民による緑化活動の支援のほか、民有地の緑化促進などの取組も必要です。
- 六甲・長尾山系で市や県が保有する自然緑地では、管理が十分に行えず環境が悪化しているところもあります。このような中、地域で自然緑地を管理するとともに、自然環境を学習する空間として活用する事例が出てきており、このような活動の継続と拡大をめざす必要があります。

成果を示す指標



指標名	単位	前期基本計画		現状値 (H27)	評価	目標値 (H32)	指標 方向
		現状値 (H22)	目標値 (H27)				
公園アドプト制度により市民団体などが管理する公園数（対象公園数 312 箇所）	箇所	28	46	43	○	49	↗
地域緑化モデル地区指定団体数	団体	108	110	110	◎	116	↗
市民アンケートの「自宅や身近な場所での緑化（花）活動に取り組んでいる」市民の割合	%	49.3	—	40.3	×	—	↗
市民 1 人当たりの公園面積（市街地）	m ² /人	***	***	4.0	*	5.0	↗

※評価 「◎」目標値に達した、「○」目標値に達していないものの、現状値（H22）より改善した、「△」変化なし、「×」現状値（H22）より悪化した、「*」後期基本計画から掲げた指標で、評価の対象外。

※アドプト P26 参照

※まちづくり協議会 P7 参照

施策展開の方針と主な取組（◎は重点的な取組）



※市民とは、個人としての市民、自治会、まちづくり協議会、地域団体、市民活動団体、中間支援団体、事業者を表します

1 協働による地域のコミュニティ活動の場としての公園づくりを推進します

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ コミュニティ活動の活性化と継続性のある公園管理に向けて、公園アドプト制度を推進します ◎ 多様な世代が交流できる空間やのびのびと遊べる空間づくりなど、地域のニーズに合った公園整備を推進します ○ 公園施設長寿命化計画に基づき、施設の修繕、更新、改築を行います
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園アドプト制度の活用により地域で公園を管理し、コミュニティ活動の場として活用します ・ 地域の魅力ある公園づくりのために、計画づくりに参加し、管理や活用に取り組みます

2 市街地での緑化（花）を推進し、都市ブランドの向上に取り組みます

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 宿根草や低木を活用した持続型の花壇づくりや花苗づくりなど、市民主体の地域緑化（花）活動を支援します ○ 花苗講習会や出前講座、花と緑のフェスティバル、オープンガーデンフェスタ※の開催などにより、市民の緑化意識向上を図ります ○ 生垣助成制度などの活用により、住宅での生垣づくりを促進するとともに、保護樹・保護樹林などの奨励助成を行います ○ 開発まちづくり条例に基づき、民有地の緑化指導を行います ○ 公共施設やまちかどへの緑化（花）を推進します
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続型の花壇づくりや花苗づくりにより、花と緑のあふれるまちづくりを推進します ・ 民有地での緑化推進に努めます ・ オープンガーデンフェスタに参加・協力します

3 緑地や里山・まち山の保全・再生に取り組みます

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民団体やコミュニティが主体的に取り組む緑地や里山・まち山※の保全・再生活動を支援します ○ 市民による緑地や里山・まち山などの自然環境学習を促進します
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地や里山・まち山の保全・再生活動と自然環境学習に参加し、身近な自然に親しみ、自然を大切にします

※オープンガーデンフェスタ P28 オープンガーデンの項参照

※まち山

かつては里山として利用されていた、まちの小さな山に残された樹林。住宅地に隣接する孤立林だが、周辺住民から見ると身近で重要な自然であり、都市部の生物多様性保全を進めるにあたって核となる樹林であることから、山地や丘陵の大規模樹林とは区別して「まち山」と位置付けている。

3 環境保全

ー 環境への関心を高めることで環境に配慮した行動をとり、環境保全を推進しますー

現状と課題



- 地球温暖化の原因となる温室効果ガス※の市域全域の排出量は、家庭における電力消費量の増加などによって、平成25年（2013年）には平成2年（1990年）（基準年）比で16%増加しています。環境基本計画※や地球温暖化対策実行計画※では2050年に基準年と比較して温室効果ガス排出量を半減させる目標を掲げていますが、その達成には一層の取組が必要です。
- 東日本大震災以降、エネルギーへの関心が高まり、節電などの省エネルギーや太陽光発電などの再生可能エネルギーの普及が期待されており、本市においても住民主体の市民発電所設置や「再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本条例※」の制定など、地域の共有資源である再生可能エネルギー導入推進や省エネルギーの必要性の共有を図っています。
- 開発による緑地の減少や里山の荒廃などにより、生物多様性※が失われつつあるという課題に対して、市街地の近郊緑地であるまち山※をはじめ北部地域の湿原や里山の保全・再生活動、水辺空間の生物調査といった取組などが市民との協働により進められています。今後もこのような活動の輪を広げていくため、多様な生物が存在することの重要性を周知する機会を創り出すことが必要です。
- 環境問題への取組は、市民の関心も高く、すでに多くの市民活動としての取組が行われていますが、今後も行政とより多くの市民や事業者との協働によって進める必要があります。そのためには、周知・啓発や環境学習・教育のほか、それぞれの活動をリードする人材の育成（担い手づくり）と活動をしやすい場づくり・仕組みづくりが重要になります。

成果を示す指標



指標名	単位	前期基本計画		現状値 (H27)	評価	目標値 (H32)	指標方向
		現状値 (H22)	目標値 (H27)				
温室効果ガス (CO ₂ 換算) 排出量 推計値	千トン	***	***	783	*	523	↘
太陽光発電システムの設置件数 (累計)	件	***	***	3,200	*	5,780	↗
太陽光発電システムの設備容量 (累計)	kW	***	***	15,000	*	24,320	↗
たからづか ECO 講座の受講者数 (累計)	人	***	***	303	*	428	↗
その他市内で行われる環境セミナーなどの参加者数	人	***	***	2,280	*	—	↗
フォーラムなどの環境学習・教育への参加者数	人	***	***	3,911	*	4,020	↗
市民アンケートの「豊かな自然環境が保全されていると思う」市民の割合	%	50.8	—	55.2	○	—	↗
市民アンケートの「自然環境保全の活動に参加している」市民の割合	%	9.7	—	6.9	×	—	↗

※評価 「○」目標値に達した、「○」目標値に達していないものの、現状値 (H22) より改善した、「△」変化なし、「×」現状値 (H22) より悪化した、「*」後期基本計画から掲げた指標で、評価の対象外。

※温室効果ガス

大気を構成する気体の一種であって、地表からの赤外線の一部を吸収し、温室効果をもたらす気体の総称。代表的なものに二酸化炭素がある。

※環境基本計画 P155 参照

※地球温暖化対策実行計画 P155 参照

※再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本条例 P6 参照

※生物多様性 P6 参照

※まち山 P105 参照

施策展開の方針と主な取組（◎は重点的な取組）



※市民とは、個人としての市民、自治会、まちづくり協議会、地域団体、市民活動団体、中間支援団体、事業者を表します

1 地球温暖化対策として、環境問題に対する意識向上とそれに基づくライフスタイルの実践などにより、温室効果ガス排出量の削減を図ります

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 家庭や店舗、事務所への節電の必要性や効果を共有できる周知啓発などにより、省エネルギーを促進します ◎ 協働により太陽光発電など再生可能エネルギーの導入を推進します ○ 公共交通機関の利用や次世代自動車（電気自動車、燃料電池自動車など）への転換を促進します
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭や勤務地などにおける省エネルギー・節電に取り組みます ・ 各家庭での取組や、様々な主体との協働により再生可能エネルギーを導入します ・ 公共交通機関の利用など、温室効果ガスを可能な限り排出しないライフスタイルを実践します

2 多様な生物が存在することの重要性を周知し、豊かな自然環境の保全に取り組みます

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 固有の貴重な自然や市街地近郊の緑地、水辺空間、生物の生息域の保全に取り組みます ○ 希少種や固有種の保護、生態系や市民生活に影響を及ぼしている特定外来生物の防除に取り組みます ○ 生態系、地域に生息する生物（外来種、在来種、希少種）への理解を深めるための周知・啓発を行います
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生態系への理解を深め、里山、まち山、緑地、水辺空間など自然環境の保全活動に参加します ・ 地域に生息する生物について学び、特定外来生物から生態系を守る取組に積極的に参加します

3 環境問題に関心を持ち、自ら行動する市民の増加を図るなど、環境活動を拡充します

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 環境団体との協働により、環境活動の実践に向けた環境学習・教育活動を推進します ○ 環境活動に取り組む人・団体との情報交換や交流・連携の場を提供します ○ 様々な環境問題に関する周知・啓発を行います
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境講座やフォーラムなども環境学習・教育であることを認識し積極的に参加します ・ 環境活動に取り組む人・団体との交流・連携を図り、様々な環境問題について知識を共有します

4 循環型社会

－ 市民・事業者・行政が一体となって、ごみゼロ都市をめざします －

現状と課題



- ごみの減量と資源化の問題は、環境への負荷の軽減や資源の有効活用など地球環境保全の観点からも重要な課題となっています。一方、ごみの減量と資源化を図るためには、ごみの発生抑制、再使用や再生利用を実践するとともに、ごみを排出する際の分別の徹底など市民や事業者の理解と協力が不可欠です。
- 現状としては、資源ごみのリサイクルは進んでいますが、ごみの減量につながる発生抑制、再使用をさらに進めていく必要があります。また、クリーンセンターに搬入されるごみの分別は進んできましたが、分別を誤って出されているごみもまだまだあり、さらなる徹底を図り、焼却ごみ量を削減し資源量を増やす必要があります。
- ごみ処理施設については、既存施設の延命化を図りながら、新たなごみ処理施設整備を進めていく必要があります。また、市民・事業者・行政が一体となって、環境に配慮した施設になるよう課題を整理し、調査研究を重ねるとともに、建設への市民の理解を得るためのプロセスの透明性を図る必要があります。

成果を示す指標



指標名	単位	前期基本計画		現状値 (H27)	評価	目標値 (H32)	指標 方向
		現状値 (H22)	目標値 (H27)				
燃やすごみ量	t	54,672	38,134	55,052	×	50,611	↘
市民1人1日当たりの燃やすごみ平均 排出量（家庭系ごみ）	g	***	***	428	*	383	↘
事業系ごみ排出量	t	***	***	23,264	*	20,699	↘
資源化率	%	29.7	40.0	31.1	○	32.2	↗
再生資源集団回収団体登録数	団体	***	***	364	*	400	↗
市民アンケートの「リサイクルやごみの減量化のために、何か取り組んでいる」市民の割合	%	32.9	—	27.7	×	—	↗

※評価 「◎」目標値に達した、「○」目標値に達していないものの、現状値（H22）より改善した、「△」変化なし、「×」現状値（H22）より悪化した、「*」後期基本計画から掲げた指標で、評価の対象外。

施策展開の方針と主な取組（◎は重点的な取組）



※市民とは、個人としての市民、自治会、まちづくり協議会、地域団体、市民活動団体、中間支援団体、事業者を表します

1 環境への負荷が少ない循環型社会の構築に向けて、ごみの減量・資源化を推進します

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 市民・事業者・行政の連携による、ごみの発生抑制・再使用・再生利用（3R※）を推進します ○ 指定袋制度（有料化）の導入を含めたごみ減量に関する有効な方策を検討するとともに、その取組を進めます ◎ ごみゼロ推進員による指導・啓発活動や、ごみ減量に関する情報発信など、ごみの減量・資源化に向けて、啓発事業を実施します ○ 再生資源の集団回収を促進します ○ レジ袋の削減に向けて、啓発活動などに取り組みます ◎ 家庭及び事業所のごみの分別の徹底に向けた取組を進めます
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物を大切にし、ごみを作らない生活を心がけます ・ 買い物ときは、マイバッグを持参します ・ 家庭・事業所でのごみの適正な分別を徹底します

2 安全で効率的なごみ処理をめざします

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 精密機能検査に基づき、現焼却施設を計画的に修繕するとともに、適切に維持管理を行います ◎ 市民や知識経験者などの参画のもと、新ごみ処理施設整備に向けた計画を策定します
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃やすごみの削減に努めます



※3R

Reduce(リデュース):ごみの発生抑制、Reuse(リユース):再使用、Recycle(リサイクル):再生利用の優先順位で廃棄物の削減に努めること。

5 都市美化・環境衛生

— 都市美化などに協働で取り組むとともに、マナーの向上を図り、清潔・快適な生活環境を創造します —

現状と課題



- 「宝塚を美しくする市民運動※」には、多くの市民が参加し、自主的な清掃活動が行われています。さらなる都市美化推進のためには、同活動への企業や事業者の参加拡大が求められています。ぼい捨てや不法投棄の防止、ペットによる迷惑の防止などのためには、市民のマナー向上が重要です。宝塚駅などの主要駅周辺や幹線道路で見受けられるたばこの吸殻や、ごみの散乱については、ぼい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例※に基づき、啓発を進めています。
- 不法投棄対策として、北部地域では地域住民、県、警察及び市が連携し、パトロールや監視カメラの設置など、監視活動を行っています。不法投棄自体は減少傾向にありますが、今後も継続して取り組む必要があります。
- 民有空き地の適正管理に関しては、雑草の刈り取りや庭木の伐採など、所有者に対し自主的な管理の啓発・指導を行っていますが、市民からの相談は増える傾向にあります。
- ペットが原因となる問題については、飼い主のマナー向上のため、正しい飼い方を示したチラシなどを作成、啓発を行っています。
- 今後ともこれら都市美化の推進に向けた取組については、継続した啓発の強化が必要です。
- 環境衛生のうち、蚊やハエなどの害虫駆除に関しては発生源に対し、定期的に薬剤散布を行っています。近年はユスリカなどの不快害虫に対する苦情が増えてきています。
- 市民への長期的かつ安定的な墓地供給のため、市営墓地の提供を行っています。「宝塚すみれ墓苑」については今後、継続的な墓地供給のため、市民の多様なニーズを把握しながら、適切な整備と計画的な貸出を行うことが重要であり、市営長尾山霊園の返還墓所再貸出など、資産の有効利用も検討が必要です。

成果を示す指標



指標名	単位	前期基本計画		現状値 (H27)	評価	目標値 (H32)	指標 方向
		現状値 (H22)	目標値 (H27)				
「宝塚を美しくする市民運動」参加者数	人	64,300	65,000	68,291	◎	70,000	↗
「宝塚を美しくする市民運動」参加団体数	団体	451	500	483	○	550	↗

※評価 「◎」目標値に達した、「○」目標値に達していないものの、現状値（H22）より改善した、「△」変化なし、「×」現状値（H22）より悪化した、「＊」後期基本計画から掲げた指標で、評価の対象外。

※宝塚を美しくする市民運動 P27 参照

※ぼい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例 P27 参照

施策展開の方針と主な取組（◎は重点的な取組）



※市民とは、個人としての市民、自治会、まちづくり協議会、地域団体、市民活動団体、中間支援団体、事業者を表します

1 市民と連携・協力した取組を展開し、都市美化を推進します

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 「宝塚を美しくする市民運動」への参加団体の拡大を図ります ◎ ぼい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例のさらなる周知を図ります ○ ぼい捨て防止に向けた啓発に取り組みます ○ 北部地域や市街地周辺での不法投棄の未然防止に取り組みます ○ 民有空き地などに対する適正な管理の啓発・指導を行います
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「宝塚を美しくする市民運動」や、自治会などの実施する地域清掃に参加し、自発的な都市美化意識を高めます ・ 外出時に発生したごみを自宅へ持ち帰ります ・ 不法投棄を未然に防止するための地域活動に参加します

2 快適な生活環境を創出するため、環境衛生対策の充実を図ります

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ ペットの飼い方など、飼い主に対するマナーの向上に向けた啓発に取り組みます ○ 適正管理と共生をめざした地域猫活動を推進します ○ 薬剤散布など、害虫の発生源への対策を実施します
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ ペットの飼い方などの研修会への参加、啓発看板の設置など、マナー向上に取り組みます ・ 地域において、地域猫活動への相互理解を得て、取組を検討します

3 墓地の長期的かつ安定的な供給などに努めます

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 宝塚すみれ墓苑の年次的な整備と計画的な貸出を行います ◎ 市営長尾山霊園を適正に維持管理するとともに、有効利用を図ります ○ 市営火葬場を適正に維持管理します ○ 市民の墓地に対する意識、需要（ニーズ）の変化に対応するため、変更計画を見直します
------	---



第6節 観光・文化・産業

～個性と魅力にあふれ、文化の薫り高く、にぎわいと活力に満ちたまちづくり～

1 **観光** ー都市や自然の観光資源を生かし、まちの活性化を進めますー

P 114

2 **商業・サービス業・工業** ー地域資源を生かし、まちの個性と魅力の創造をめざしますー

P 116

3 **農業** ー市民とともにこれからの「宝塚の農」を育みますー

P 118

4 **雇用・勤労者福祉** ー働く意欲を持つすべての人の就労を支援しますー

P 120

5 **消費生活** ー豊かな消費生活の実現を図りますー

P 122

6 **文化・国際交流** ー多くの文化資源を生かし戦略的な文化施策・国際交流を展開しますー

P 124

1 観光

— 都市や自然の観光資源を生かし、まちの活性化を進めます —

現状と課題



- 本市は、宝塚歌劇、手塚治虫記念館、宝塚温泉と武田尾温泉、清荒神清澄寺や中山寺などの神社仏閣、山本の植木、ゴルフ場やJRA阪神競馬場などのレジャー施設、六甲・長尾山系の緑とまちが織りなす景観、自然豊かな北部地域、数多くの文化財など、豊富な地域資源を有し、全国的にも知名度の高い観光地です。しかし、平成13年（2001年）をピーク（年間約1,079万人）に観光客は減少し、宝塚ファミリーランド閉園の影響などもあり、近年は、年間850万人前後で推移しています。
- このような状況を受け、本市では、平成26年（2014年）5月に観光集客戦略※を策定し、戦略に基づいた施策展開に着手しています。
- 観光集客のためには、地域資源の認知度向上や再発見への取組が必要であり、文化や歴史、産業などの地域資源に触れ、魅力的なストーリー性ある「宝塚ならではの過ごし方」を提案していくことが重要です。

成果を示す指標



指標名	単位	前期基本計画		現状値 (H27)	評価	目標値 (H32)	指標 方向
		現状値 (H22)	目標値 (H27)				
観光入り込み客数	千人	8,995	9,650	8,572	×	9,300	↗
手塚治虫記念館の入館者数	千人	***	***	109	*	120	↗
外国人観光客数	人	1,982	4,320	13,591	◎	16,100	↗
ガイドツアーの参加人数	人	***	***	1,049	*	1,100	↗

※評価 「◎」目標値に達した、「○」目標値に達していないものの、現状値（H22）より改善した、「△」変化なし、「×」現状値（H22）より悪化した、「*」後期基本計画から掲げた指標で、評価の対象外。

施策展開の方針と主な取組（◎は重点的な取組）



※市民とは、個人としての市民、自治会、まちづくり協議会、地域団体、市民活動団体、中間支援団体、事業者を表します

1 宝塚歌劇をはじめ、多様な観光資源を組み合わせ、まちの魅力を活用します

市の取組	○ 市外も含めた観光集客施設などの連携を促進します
市民の取組	・ 事業者は、宝塚を訪れる人が複数の観光集客施設を巡るように、連携に努めます

2 観光資源の活性化を図り、まちの魅力を高めます

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 伝統産業・文化・神社仏閣などの魅力を生かした誘客事業を展開します ○ 北部地域の田園地帯の魅力を活用し、観光客を誘引します ◎ 手塚アニメをはじめとするアニメに関するイベントを開催するとともに、情報発信力を強化します ◎ まちの魅力を訪ねるガイドツアーの充実を図ります ○ 山歩きなど手軽に自然に触れ合える宝塚の風土を生かし、観光客を誘引します ○ 緑豊かなまちを潤す武庫川の河川敷を生かした事業を展開します ◎ 手塚治虫記念館の周辺地域の魅力向上を図ります ○ 温泉の利活用を推進します
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者や商工会議所は、まちの活性化のために主体的な取組を拡充します ・ 観光に関連した様々なイベントなどに積極的に参加します

3 国内外からの観光客に優しいまちづくりを推進します

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ まちの魅力の発信により、市民のまちへの愛着を高めるとともに、ホスピタリティの向上を図ります ○ 海外からの誘客に向け、外国語対応を推進します ○ 携帯情報機器などを活用した観光案内を推進します
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪れた人をもてなす、思いやりと意識の向上に努めます ・ 宝塚の良さを国内外から訪れる人に伝えます



2 商業・サービス業・工業

－ 地域資源を生かし、まちの個性と魅力の創造をめざします －

現状と課題



- 商業、サービス業の面では、国内消費の低迷などを受け、市内の商店数、商品販売額とも伸びは見られず、依然厳しい状況に置かれています。また、近隣地域への大型店、ロードサイド店舗の増加などにより、地元商店街の魅力が希薄化しており、一部の商店街では空き店舗も目立つ状況となっています。
- 工業面では、工場の撤退などが相次ぐ一方で、市内の用地が住宅化するなど、用地取得が困難な状況となっており、新たな大規模工場の立地は難しい状況にあります。
- こうした状況を踏まえ、今後は、個店の魅力創出、経営基盤の強化、操業環境の整備を図るとともに、商工団体、事業者などと連携し、地域資源の発掘、育成と情報発信に努め、個性と魅力ある創造的なまちづくりを進めていく必要があります。

成果を示す指標



指標名	単位	前期基本計画		現状値 (H27)	評価	目標値 (H32)	指標 方向
		現状値 (H22)	目標値 (H27)				
起業相談・指導を受けた人のうち起業した事業者数	人	3	5	19	◎	25	↗
市内の主な市場、商業施設における空き店舗割合	%	17.0	10.6	20.5	×	17.6	↘
市内年間商品販売額（卸売業及び小売業を対象）	百万円	***	***	155,748	*	156,000	↗
1事業所当たり製造品出荷額など（製造業のみ対象）	万円	***	***	76,054	*	77,000	↗

※評価 「◎」目標値に達した、「○」目標値に達していないものの、現状値（H22）より改善した、「△」変化なし、「×」現状値（H22）より悪化した、「*」後期基本計画から掲げた指標で、評価の対象外。

施策展開の方針と主な取組（◎は重点的な取組）



※市民とは、個人としての市民、自治会、まちづくり協議会、地域団体、市民活動団体、中間支援団体、事業者を表します

1 起業家、やる気のある事業者に対する支援を強化します

市の取組	◎ 起業や事業拡張などに向けた支援制度を充実します ○ NPOとの協働により、高齢者向け生きがいビジネスを支援します
市民の取組	・ 地域課題を解決するためのコミュニティビジネス※を拡充します

2 商店街の活性化を図ります

市の取組	◎ 空き店舗対策など商店街の魅力向上に向けた取組を充実します ○ 創造的な事業を展開する商店街などへの支援を強化します ○ 商店街の新たな担い手となる人材の発掘・育成を支援します
市民の取組	・ 地域の商工業の活性化のために、地域での買い物に努めます ・ 商店などの事業者は、商店街内での連携に取り組みます ・ 商店街は、広域的な連携に努めます

3 地場商工業の活性化を図ります

市の取組	○ 商工会議所との連携により、事業者の経営改善や体質強化に向けた取組を支援します ○ 地域での消費拡大に向けた取組を強化します ○ 新名神高速道路のスマートインターチェンジ※やサービスエリアの活用に向けた新たな事業展開を支援します ○ 未利用地の活用に向けて、企業への支援を行います
市民の取組	・ 事業者は、支援制度を積極的に活用し、経営改善や体質強化に努めます

4 地域資源を生かして宝塚ブランドの創造・発信に取り組みます

市の取組	◎ 地域資源を生かし、魅力的で信頼性の高いブランドの構築及び強化を図ります ○ 地域資源の発掘及び情報発信の強化に取り組みます ○ 地域資源を生かした新たな商品開発への支援を行います
市民の取組	・ 事業者は、地域資源の効果的な活用に努めます

※コミュニティビジネス P39 参照

※スマートインターチェンジ P23 参照

3 農業

－ 市民とともにこれからの「宝塚の農」を育みます －

現状と課題



- 農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化、担い手・後継者不足による遊休農地の増加、所得の減少など極めて深刻な状況にあります。
- 一方では、食の安全・安心に対する消費者意識の高まりにより、地元産農産物がますます注目を集め、安定した生産量の確保が必要とされています。集落営農※の組織化を推進し、農地集積を行うなど、効率的な農業経営に転換を図っていく必要があります。
- 花き・植木産業については、住宅環境の変化に伴い、庭などの植栽場所が縮小していることもあり、花き・植木に対する需要が減少傾向にあります。「あいあいパーク」を拠点として伝統と技術を継承するとともに、消費者のニーズを意識した新たな花き・植木生産の研究や市民の緑化意識を高めるよう園芸情報の発信などに取り組んでいく必要があります。
- 平成28年度（2016年度）には新名神高速道路のスマートインターチェンジ※やサービスエリアが供用開始となることから、この機会を生かした各種事業の展開も重要となります。

成果を示す指標



指標名	単位	前期基本計画		現状値 (H27)	評価	目標値 (H32)	指標 方向
		現状値 (H22)	目標値 (H27)				
認定農業者※数	人	23	25	21	×	25	↗
新規就農者数	人	2	3	1	×	2	↗
集落営農組織数	組織	***	***	4	*	5	↗
農家戸数	戸	***	***	936	*	936	→
農業振興施設の来場者数	千人	***	***	60	*	65	↗
あいあいパークの販売額	千円	***	***	151,906	*	160,000	↗
市民農園利用者数	人	***	***	490	*	600	↗

※評価 「◎」目標値に達した、「○」目標値に達していないものの、現状値（H22）より改善した、「△」変化なし、
「×」現状値（H22）より悪化した、「*」後期基本計画から掲げた指標で、評価の対象外。

※集落営農 P28 参照

※スマートインターチェンジ P23 参照

※認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のこと。担い手農業者とも呼ばれる。認定を受けると、金融措置や税制措置など、様々な支援を受けることができる。

施策展開の方針と主な取組（◎は重点的な取組）



※市民とは、個人としての市民、自治会、まちづくり協議会、地域団体、市民活動団体、中間支援団体、事業者を表します

1 農産物の生産量増加と消費拡大を図ります

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 安全・安心な農産物を安定供給できる生産体制づくりを支援するとともに、宝塚ブランドの育成を図ります ◎ 南部地域の消費者と北部地域の生産者を結ぶネットワークを強化するとともに、地産地消※の拡大と食育※の推進に取り組みます ○ 効率的な生産と遊休農地の解消に向け、集落営農を推進します ○ 新名神高速道路のスマートインターチェンジやサービスエリアの活用に向けた事業の展開を支援します ○ 担い手への支援を拡充します
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内で生産された農産物の消費に努めます

2 花き・植木産業の振興を図ります

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ あいあいパークを拠点とした各種事業を推進します ○ オープンガーデンフェスタ※や宝塚植木まつりなどの充実を図るとともに、情報発信を強化します ○ 柑橘系果樹などの新たな花き・植木生産の研究開発を促進します ○ 市民参加による花き・植木産業を生かした市内緑化（花）を推進します ◎ 北部地域におけるダリア・牡丹などの花きの普及を促進します
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ オープンガーデンフェスタのほか、市内緑化（花）活動に参加・協力します ・ 生産者は、新たな花き・植木生産に向けた研究開発に取り組みます

3 市民が身近に農業に触れることができる仕組みづくりを推進します

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民農園を拡充するとともに、利用を促進します ○ 農業を体験する機会や農家と交流できる場を提供するとともに、情報発信に取り組みます
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民農園や農業サポート制度※などを利用し、農業に対する親しみや関心の向上に努めます

※地産地消 P28 参照

※食育 P28 参照

※オープンガーデンフェスタ P28 オープンガーデンの項参照

※農業サポート制度

農家の労働力不足の解消や、担い手の掘り起しを目的とし、あらかじめ登録を行ったボランティアが、農家の依頼に応じて、現地に出向き、その指導のもとで農作業を補助する制度。

4 雇用・勤労者福祉

－ 働く意欲を持つすべての人の就労を支援します －

現状と課題



- 1990年代のバブル経済崩壊以降の景気後退に伴い、特に若年者を取り巻く就業状況は急激に悪化しており、失業率や無業率の上昇、フリーターなどの非正規労働者の増加、新卒者の就職率の低下がみられる状況です。
- 一方では、急速な高齢化による公的年金の受給開始年齢の引き上げと年金支給額の引き下げにより、高齢者の就業希望が増加しています。また結婚や出産で退職した後、再就職を希望する女性も増加しています。
- このように雇用をめぐる状況が大きく変化している今、行政が果たすべき役割は、重要なものとなっており、積極的な支援が求められています。

成果を示す指標



指標名	単位	前期基本計画		現状値 (H27)	評価	目標値 (H32)	指標 方向
		現状値 (H22)	目標値 (H27)				
ワークサポート宝塚※の就職件数	件	***	***	1,200	*	1,360	↗
若者しごと相談広場※ 進路決定者数	人	***	***	173	*	190	↗
若者就労支援事業参加者の就業数	人	7	10	7	△	12	↗
シルバー人材センターの民間受注額	百万円	179	200	168	×	185	↗

※評価 「◎」目標値に達した、「○」目標値に達していないものの、現状値（H22）より改善した、「△」変化なし、「×」現状値（H22）より悪化した、「*」後期基本計画から掲げた指標で、評価の対象外。

※ワークサポート宝塚

就労支援を積極的に促進し、身近な地域における行政サービスを提供するために、本市とハローワーク西宮の連携により平成19年(2007年)に開設し、求人求職相談や若者しごと相談などを行う。

※若者しごと相談広場

「ワークサポート宝塚」で提供されている、概ね39歳までの若者や、再就職を考えている女性の方を対象に、専門の相談員が問題解決に向けて個別相談に応じるサービス。

施策展開の方針と主な取組（◎は重点的な取組）



※市民とは、個人としての市民、自治会、まちづくり協議会、地域団体、市民活動団体、中間支援団体、事業者を表します

1 若年者の就労を支援します

市の取組	◎ 国、県及び関連機関との連携により、相談事業の充実及び就労体験機会の拡充に取り組みます ○ 教育、医療、福祉など様々な分野での官民の枠を超えた若者就労支援のネットワーク体制の充実を図ります
市民の取組	・ 事業者は、経済団体やNPOなどとの連携をさらに強化します ・ 事業者は、就労が困難な若年者への就労体験の場を積極的に提供します

2 高齢者の就業機会の拡充に努めます

市の取組	◎ 高齢者の「生きがい就労の場」の創出促進及び就労支援に取り組みます ○ シルバー人材センターの経営体質強化と受注拡大を図り、高齢者の就労機会の確保に努めます
市民の取組	・ 高齢者が意欲や能力に応じて働き続けることができるよう、各種制度の見直しや就労環境の改善に努めます

3 働く意欲を持つすべての人の雇用の促進と就労環境の改善に努めます

市の取組	◎ 国、県及び専門機関などとの連携により、ワークライフバランス※が確保できる職場環境の実現をめざすとともに、ワークシェアを促進します ○ 障がいのある人、女性、在住外国人などへの良好な就労環境の確保に向けて、関係機関との連携による事業者への啓発及び就労支援に取り組みます
市民の取組	・ 地域密着型コミュニティビジネス※を拡充して、幅広い年齢層や様々な立場の人の雇用をサポートします ・ 事業者は、就労体験の場を積極的に提供します



※ワークライフバランス P86 参照

※コミュニティビジネス P39 参照

5 消費生活

— 豊かな消費生活の実現を図ります —

現状と課題



- 消費者相談の件数は、平成 16 年度 (2004 年度) をピークに減少傾向にありましたが、平成 24 年度 (2012 年度) に、増加に転じ、平成 25 年度 (2013 年度) においては、前年度比 15% の増加となりました。この増加の背景には詐欺まがいの悪質な手口の流行・蔓延が大きく影響しており、主に高齢の消費者が標的とされ相談の中心となっています。消費者団体・関係機関や庁内関係課と連絡会議を開催し、連携して被害の防止に努める必要があります。
- 高度化・複雑化する消費生活相談に適切に対応するため、相談員の対応力の一層の強化・維持が重要です。また、消費者基本法に基づく「自立した消費者」の確立をめざして、消費生活センターとの相談を経て消費者自らが解決できるよう支援・啓発を継続して実施していく必要があります。
- 今後、幼児期から高齢期まで消費者の自立をさらに支援していくため、消費者教育推進法に基づき消費者教育推進計画を策定するとともに、教育関係機関とのさらなる連携を図り、消費者団体や市内の諸団体などの市民力とも連携・協力した取組を進めていく必要があります。

成果を示す指標



指標名	単位	前期基本計画		現状値 (H27)	評価	目標値 (H32)	指標方向
		現状値 (H22)	目標値 (H27)				
消費生活相談の件数	件	***	***	2,042	*	—	—
宝塚市民カレッジ※、講演会への参加者数	人	***	***	251	*	260	↗

※評価 「◎」目標値に達した、「○」目標値に達していないものの、現状値 (H22) より改善した、「△」変化なし、「×」現状値 (H22) より悪化した、「*」後期基本計画から掲げた指標で、評価の対象外。

※宝塚市民カレッジ P26 参照

施策展開の方針と主な取組（◎は重点的な取組）



※市民とは、個人としての市民、自治会、まちづくり協議会、地域団体、市民活動団体、中間支援団体、事業者を表します

1 市民力を生かし「豊かな消費生活」や「自立した消費者」をめざした消費者教育や啓発を推進します

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 宝塚市民カレッジや消費者フェスティバルなど様々な啓発講座やイベントを実施します ◎ 関係機関・消費者団体などと連携し、消費者教育推進計画を推進します ○ 共催により講座を開催するなど、消費者団体との連携を推進します ○ レジ袋の削減などに向けた消費者の取組への支援・協力を行います
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 啓発講座などへ積極的に参加し、消費生活に関する知識を高め、「自立した消費者」をめざします ・ 消費者団体は、市や関係機関と連携し、啓発活動に取り組みます

2 消費生活に関する相談の充実を図ります

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 消費生活センター相談員の対応力を強化します ○ 相談などの支援により相談者の対応能力向上を図ります ○ 相談内容の分析により課題を抽出し、対応の充実を図ります
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 困ったときは、消費生活センターなど相談機関に相談します ・ 身の回りの消費生活情報に注意を払います

3 消費者団体や関係機関などと連携し、高齢者などの「消費生活の安全安心」を支える取組を推進します

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 消費者団体や関係機関などの参画による消費者トラブル対策を推進します ○ 出前講座などを通じて、消費者被害防止のための啓発に取り組みます ○ 地域組織との連携による見守りなどにより、消費者被害の防止を推進します
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者被害防止に関する知識や経験を家族や隣人・知人に伝えます ・ 自治会・地域コミュニティなどを通じて消費者被害防止のための活動を行います

6 文化・国際交流

－ 多くの文化資源を生かし戦略的な文化施策・国際交流を展開します －

現状と課題



- 本市は、市民による自主的な文化芸術活動が活発で、多くの文化人も在住しており、市民が文化芸術に親しむ土壌があると言えますが、さらに市民が広く文化芸術に親しめるよう、平成27年（2015年）3月に「文化芸術振興基本計画※」を策定しました。次世代を担う子どもたちの豊かな感性と創造性を育み、より多くの市民が文化芸術に親しめるよう総合的に施策を展開しています。一方で、市内には文化芸術活動の場としてベガ・ホールなどがありますが、大規模な活動拠点となる施設がないのが現状です。
- 国際交流については、アメリカ合衆国のオーガスタ・リッチモンド郡とオーストリアのウィーン市第9区と国際姉妹都市提携をしていますが、現在は、国際交流協会を中心とした市民交流への支援が中心となっています。また、近年、本市には、多くの外国人が訪れ、様々な国の外国人が暮らし、多文化共生社会を築くため、異文化間の相互理解を促進する必要があります。
- 文化遺産は、市民が生まれ育ったまち、住んでいるまちへの愛着や誇りを形成する役割を担う大切な財産であり、また、観光資源としても重要ですが、現在は、有効に活用できていない状況です。より積極的に地域の歴史や文化遺産に触れる機会を提供するとともに、多様な文化遺産の価値を評価・認定し、市内外に広く発信していくことが求められています。

成果を示す指標



指標名	単位	前期基本計画		現状値 (H27)	評価	目標値 (H32)	指標 方向
		現状値 (H22)	目標値 (H27)				
文化施設（ベガ・ホール、ソリオホール、宝塚文化創造館）の利用率	%	60.9	61.8	70.7	◎	74.0	↗
市民アンケートの「日ごろから芸術・文化活動に親しんでいる」市民の割合	%	20.6	—	23.0	○	—	↗
国際・文化センターの利用率	%	***	***	58	*	65	↗
国際交流事業参加者数	人	6,090	6,400	3,456	×	5,500	↗
歴史民族資料館（小浜宿資料館、旧和田家、旧東家）の入館者数	人	***	***	22,352	*	25,000	↗

※評価 「◎」目標値に達した、「○」目標値に達していないものの、現状値（H22）より改善した、「△」変化なし、「×」現状値（H22）より悪化した、「*」後期基本計画から掲げた指標で、評価の対象外。

※文化芸術振興基本計画 P155 参照

施策展開の方針と主な取組（◎は重点的な取組）



※市民とは、個人としての市民、自治会、まちづくり協議会、地域団体、市民活動団体、中間支援団体、事業者を表します

1 宝塚市文化財団や文化団体と連携し、総合的に文化施策を展開します

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 子どもたちが文化芸術に親しむ機会を拡充します ○ 文化芸術に関する情報を一元化し、効果的に発信します ◎ ガーデンフィールズ跡地に文化芸術関連施設を整備します ○ 各種文化団体の横断的な連携を推進します ○ 市民の自主的な活動や新たな取組を支援します
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日ごろから文化芸術に親しむとともに、地域の文化事業に積極的に参加します ・ 文化芸術に関するボランティア活動に参加します

2 宝塚市国際交流協会と連携し、市民主体の国際交流活動を支援するとともに、多文化共生の地域づくりを進めます

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民間での国際交流を支援します ○ 異文化間の相互理解を深めるための情報発信を行うとともに、交流・相談事業などを実施します
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 姉妹都市との市民交流を含め国際交流事業へ積極的に参加します ・ 異文化間の相互理解に努めます

3 市内に多く残る文化遺産の保全継承と活用に努めます

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 市民グループなどとの連携により、歴史学習や体験講座を実施します ○ 観光集客事業との連携により、歴史的資源・文化遺産の効果的な活用を図ります ◎ 近代化遺産など多様な文化遺産に関する調査研究及び保全に取り組むとともに、情報発信を行います
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貴重な文化遺産を通じて地域の歴史に関心を持ち郷土愛を深めます ・ 文化遺産の保全継承に関するボランティア活動に参加します



附属資料

- 1 基本構想 P 128
- 2 現状と課題 P 150
- 3 後期基本計画を補完する分野別計画 P 152
- 4 前期基本計画の成果を示す指標についての
達成・進捗状況 P 156
- 5 計画策定の経過 P 162
- 6 執行機関の附属機関設置に関する条例 P 163
- 7 宝塚市総合計画審議会規則 P 164
- 8 諮問書 P 165
- 9 答申書 P 166
- 10 宝塚市総合計画審議会の経過 P 167
- 11 宝塚市総合計画審議会委員名簿 P 168

1 基本構想 平成 22 年（2010 年）12 月 17 日議決

第 1 章 宝塚市のめざす将来都市像

第 1 節 目標年次

この基本構想は、平成 32 年度（2020 年度）を目標年次とします。

第 2 節 めざす将来都市像

本市は、六甲・長尾山系や武庫川に象徴される美しい景観、北部地域の豊かな自然環境、宝塚歌劇に代表される芸術・文化など、様々な魅力と個性のあるまちです。また、夢とフロンティア精神にあふれる先人によって培われてきた特色ある歴史を有しています。このような魅力や個性を受け継ぎ高めていくため、市民がまちづくりに積極的に参画し、まちを育てていることも、このまちの大きな魅力となっています。

これからの「地域主権の時代」に向けては、市民と行政が「未来を開く」という強い意志を持ち、互いの力を発揮しつつ、厳しい財政状況を克服して、自主的・自律的で活力のあるまちづくりを進めていく必要があります。市民一人ひとりの人権を尊重し、共生の視点を大切にしたまちづくりを行うためにも、市民の力を最大限に生かした「協働」を核とする新しい都市経営の確立をめざします。

このようなまちづくりの理念のもと、本市の将来都市像を「**市民の力が輝く 共生のまち 宝塚**～住み続けたい、関わり続けたい、訪れてみたいまちをめざして～」と定めます。

第 3 節 人口減少と少子高齢化への対応

（1）人口減少と少子高齢化を念頭に各施策を推進

市の平成 22 年（2010 年）3 月 1 日現在の人口は、22 万 5,152 人となっていますが、将来人口予測では、10 年後の平成 32 年（2020 年）には 21.4 万人に減少すると見込まれており、第 5 次総合計画は、これまでの総合計画と異なり、市の人口が減少に向かう時期における計画となります。

また、今後、少子高齢化の流れに拍車がかかり、年少人口（14 歳以下）と生産年齢人口（15～64 歳）は、いずれも減少する一方、老年人口（65 歳以上）は急増すると予測されます。

このため、第 5 次総合計画の推進にあたっては、従来の視点にとらわれず、人口減少と少子高齢化の進行を念頭に置き、様々な施策をソフト・ハードの両面から展開していきます。

（2）人口減少の抑制に向けて

本市においても、平成 28 年（2016 年）頃から人口減少に向かうことが見込まれる中、都市としての活力を維持し、さらに高めていくためには、人口減少をできるだけ抑制することが重要です。

このため、人口減少への対策として、施策の「選択と集中」に心掛け、子育てしやすく誰もが安心を実感できるまちづくりを推進します。また、都市景観、住宅政策の充実と雇用確保のための、農業を含めた産業活性化、文化・観光施策の充実強化を進め、市内での定住化や市外からの人口流入を促進し、人口減少の抑制に努めます。

第2章 計画を推進していくために

地方分権の進展により、地方自治体の自主性・自律性が高まっており、これからの「地域主権の時代」に向けて、行政には、これまでも増して、市民ニーズを的確にとらえ、自らの権限と責任のもとで、効果的・効率的に公共サービスを実現していくことが求められています。

しかし、一方で少子高齢化などの社会環境の変化にともない、市民ニーズは多様化・複雑化しており、公共サービスを行政だけで担っていくのは、もはや困難となっています。

このような状況の中、総合計画を推進し、将来都市像の実現をめざすため、市民と行政の協働による「新しい公共」の領域の拡充を図るとともに、行政マネジメントシステム※の機能を強化し効果的な運用を進めます。

第1節 協働による「新しい公共」の領域の拡充

(1) 「新しい公共」の領域

近年、市民（自治会、まちづくり協議会※、市民活動団体、事業者、学校などを含む）と行政との間の領域について「新しい公共」という概念が認識されつつあります。この「新しい公共」の領域にある公共あるいは公共的な課題について、行政と地域の多様な主体がそれぞれの目的意識を持ちながら、相応の責任を認識し、相乗的な効果を挙げていく仕組みこそが協働であり、これからの都市経営の基本となるものです。

これによりめざすものは、多様な活動主体が独立性を保ちながら共通の目的を持って、公共・公共的分野の運営の担い手となることで、行政だけでは生み出すことのできない価値やサービスを創造していくことです。

従来为民や官の取り組みでは実現できなかった「新しい公共」を拡充していくという創造的な取り組みを推進することにより、第5次総合計画に掲げる将来都市像の実現をめざします。

「新しい公共」とは

「新しい公共」とは、「行政が担う領域」と「市民が担う領域」との間にある、公共あるいは公共的な課題群の領域です。これまで「公共」は行政が担うもの、というイメージがありましたが、行政による画一的な手法では多様なニーズに応えることができませんし、行財政の制約もあります。他方、市民活動の成熟や社会貢献の意欲を持つ事業所の増加に伴い、地縁団体やNPO、事業者ら民間の力で公共的な課題の解決に取り組む事例が増えてきました。たとえば、景観保全や住民主体のコミュニティバス運行などは、その一例です。

何が「新しい公共」にあたるのか、あるいはその課題について市民と行政がどのように役割分担をすればいいのかは、一律に定義することはできません。市民の力が強化され、行政がそれに呼応し、財源面も含めた対応を行うことで、新しい公共は自然と膨らんでいきます。この過程こそが「市民と行政との協働」です。どのように協働を進めるかについては、今後策定する本市版の「協働の指針※」で定めていきます。

※行政マネジメントシステム P17 参照

※まちづくり協議会 P7 参照

※協働の指針 P152 参照

(2) 協働の指針の策定

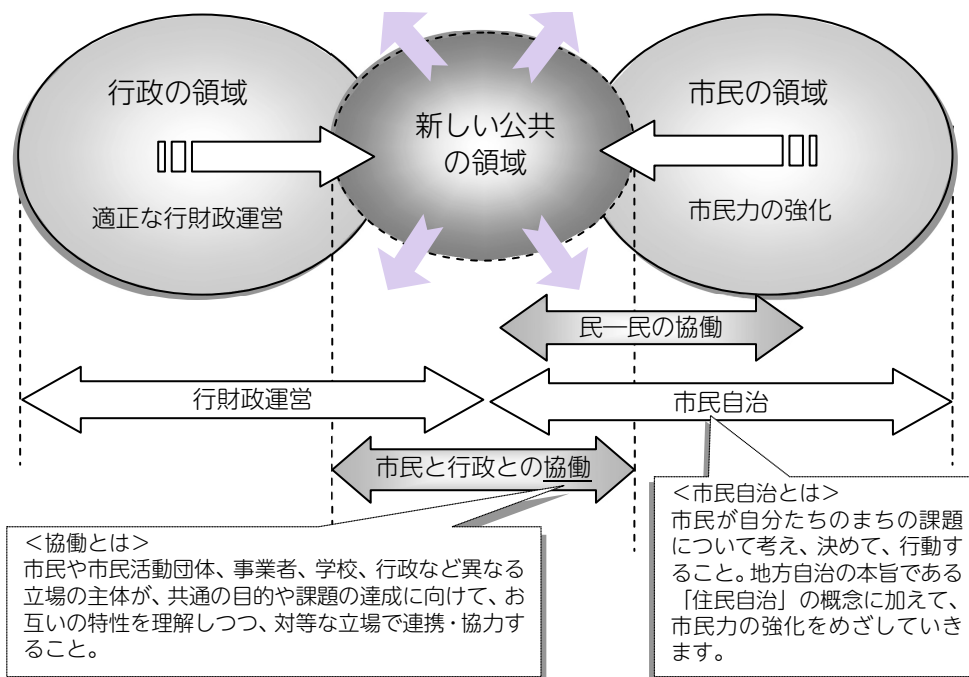
「新しい公共」の拡充に向けて、市民と行政がそれぞれの責任のもと、互いの力を十分に発揮し、協働を推進していくため、協働の基本原則や形態などを定めた「指針」を策定し、取り組みの着実な進展を図ります。

指針の策定は、様々な市民団体や知識経験者などの参加のもとに行うこととし、前期基本計画期間内の早期の策定をめざします。

(3) 市民との情報共有と相互理解

協働を行う前提として、市は、効果的な情報発信に努め、市民との情報共有を図ります。特に協働に関する情報を積極的に発信することによって、課題・目的の共有化を図り、異なる主体間の相互理解と、より一層の市民参画を進めます。

「新しい公共」の領域の拡充



第2節 行政マネジメントシステムの機能強化と効果的運用

(1) 行政マネジメントシステムの機能強化

厳しい財政状況が続く中、「持続可能な行財政運営」を実現していくためには、市が行った業務の量ではなく、市の業務によって市民生活にもたらす成果を重視し、費用対効果や時代の変化をふまえた、施策や事業の評価結果に基づき、限られた経営資源（財源や人材など）の効果的・効率的な活用を図っていく必要があります。

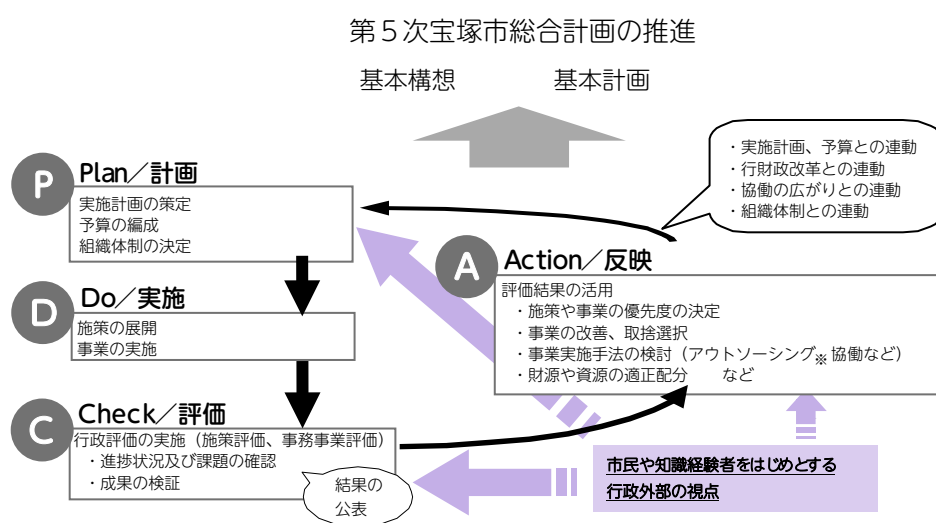
そのためには、計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－反映（Action）という、いわゆるPDCAサイクル※を基本に、総合計画の進捗状況を管理し実現を図るツールとしての行政評価（毎年度行う施策評価や事務事業評価）を核として、実施計画の策定や予算の編成、行財政改革、行政の組織体制などが有機的に連動するよう、行政マネジメントシステム※の機能を強化します。

(2) 事業の選択と集中、経営資源の適正配分

行政評価を核とするマネジメントシステムの機能を強化し、効果的な運用を図ることにより、施策や事業の優先度の決定、事業の取捨選択、市民の判断基準や協働の視点に基づくサービス提供の方法や事業の実施手法の検討、経営資源である財源や人材の適正な配分、行政の果たす役割の時代の変化への的確な対応など、戦略的な取り組みを展開します。

(3) 行政外部からの視点

行政マネジメントシステムを行政内部に留めることがないよう、毎年度行う行政評価の結果（総合計画の進捗状況や成果の検証など）を公表するとともに、PDCAサイクルの中の、評価（Check）や反映（Action）などの段階において、外部（市民や知識経験者など）の視点に基づく意見・提案・評価を取り入れます。これにより、透明性や客観性を高めるとともに、計画の実行性をより確かなものとしします。



※PDCAサイクル P30 参照

※行政マネジメントシステム P17 参照

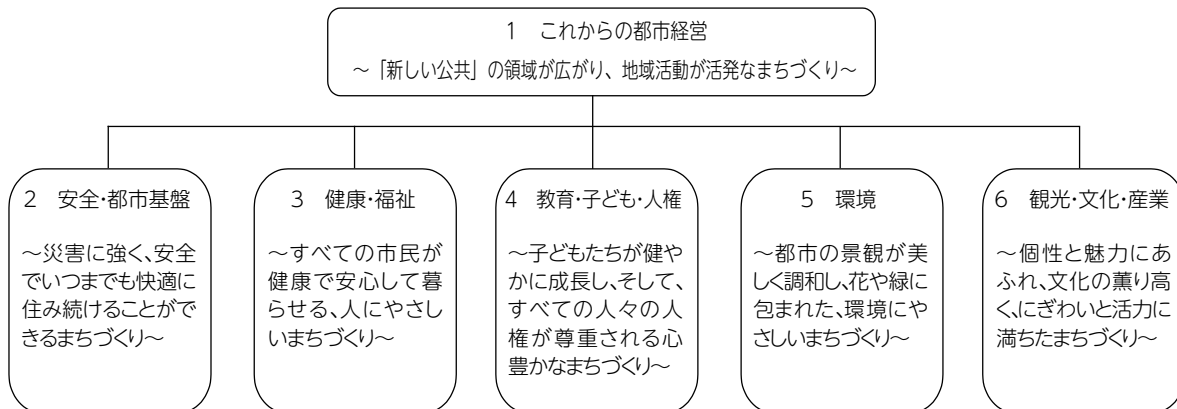
※アウトソーシング

これまでは行政が自ら行っていた業務や機能の一部または全部を、それを得意とする外部の企業などに委託すること。

第3章 まちづくりの基本目標と施策

本市の将来都市像に掲げるまちづくりの理念から、めざすまちづくりを6つの基本目標として分類しました。

“「新しい公共」の領域が広がり、地域活動が活発なまちづくり”を進めていくことにより、新しい都市経営を確立し、「安全・都市基盤」「健康・福祉」「教育・子ども・人権」「環境」「観光・文化・産業」の各分野に掲げる基本目標の実現を図ります。



そして分野ごとに、計38の施策を掲げ、それぞれを横断的に連携させながら、効果的・効率的に施策を推進します。

第1節 これからの都市経営

～「新しい公共」の領域が広がり、地域活動が活発なまちづくり～

近年、市民と行政の間の領域について、「新しい公共」という概念が認識されつつあります。この領域にある公共、あるいは公共的な課題について、多様な主体がそれぞれの目的意識を持ちながら、相応の責任を認識し、相乗的な効果を挙げていく仕組みが協働であり、これからの都市経営の基本となるものです。また、市民自らが自分たちのまちについて考え、決めて、行動する「市民自治※」がこれまで以上に求められています。

「市民自治」の深化をめざし、市民との協働によって事業を進めることで、持続可能な都市経営と個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ります。また、協働によるまちづくりを進めるために、市民の市政への関心を高めるための情報発信を積極的に行うとともに、政策の決定など市政に市民の意見を反映させるよう努めます。

近年では災害や重大な事件、事故など様々な危機が発生する可能性があり、市民生活を速やかに回復させるための危機管理体制を整えます。

本市の厳しい財政状況を克服し、総合計画に掲げた施策の推進に向けて、より質の高い行政運営に努め、健全で持続可能な財政運営を進めます。

“「新しい公共」の領域が広がり、地域活動が活発なまちづくり”の実現に向けて、すべての分野との連携・協力を図りながら、各施策を推進します。

※市民自治 P38 参照

① 市民自治

地方分権の時代、市民が自分たちのまちについて考え、決めて、行動する「市民自治」がこれまで以上に求められています。

市民自治を実現するには、自治会やまちづくり協議会※による「地域自治」を確立させるとともに、市民活動団体、事業者、学校などが広域的に行う活動を充実させる必要があります。

地縁型やテーマ型※など多様な市民活動が展開され、ネットワークが広がる中で、市民の自治力が高まり、市政への関心が深まります。そのような市民自治の深化をめざし、情報公開や協働型の事業展開を推進し、中間支援団体※との連携を図ります。

② 市民と行政との協働

市民と行政の協働により、持続可能な都市経営と、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現をめざします。

地方分権下において、本市の特性を生かしたまちづくりを進め、総合計画に盛り込まれた諸施策を実施するにあたり、市民、事業者、研究機関、行政などさまざまな主体間との協働を積み重ね、「新しい公共」を拡充していくための仕組みづくりに取り組みます。

特に市民と行政との協働については、対等性や透明性を確保しながら、違いを生かした協働関係がつかれるように、「協働の指針※」を策定し、これに基づく取り組みを実践します。

③ 開かれた市政

市民の市政参画や協働によるまちづくりに向けて、市政への関心が高まるように情報を積極的に発信するとともに、市民から様々な方法で市政に関する意見を聴き、政策や予算の決定、事業実施をはじめとする市政運営への反映に努めます。

④ 情報化

いつでも、どこでも、だれでも、ICT※（情報通信技術）を活用できる環境を整えることで、市民の暮らしが便利になり、豊かな交流ができる社会の実現をめざします。

また、ICT活用の一方で、個人情報の保護には十分な対策を行うとともに、情報セキュリティ※の強化に取り組みます。

⑤ 危機管理

危機の発生を未然に防ぎ、それでも発生した場合は拡大を食い止め、被害や影響などを最小化して、市民生活を速やかに回復させることができるように、危機管理体制を整えます。

そのために、危機管理を行うための組織と設備の充実に取り組み、職員の危機に対する意識を高めるとともに、市民と行政とが危機に関する情報交換を行う機会を設けます。

⑥ 行財政運営

地方分権の進展や多様化・高度化する市民ニーズへの対応、社会保障費の増加など、基礎自治体である市の役割が増大する一方で、税収は減少し、市の財政は厳しい状況にあります。

※まちづくり協議会 P7 参照

※テーマ型

子育てや環境問題など個別のテーマに関心を持ち集まった市民によって構成される団体による活動。団体の形は任意団体や法人格を有するNPO法人が多い。

※中間支援団体 P7 参照

※協働の指針 P152 参照

※ICT P6 参照

※情報セキュリティ P6 参照

総合計画に掲げた施策の推進に向け、さらに質の高い行政運営に努め、健全で、持続可能な財政運営を進めます。

また、行政に対する市民の信頼を獲得すべく、法令遵守、公務員倫理の確立に努めます。

さらに、協働の理念に基づき、意思形成過程においても積極的な市民参画を進めるなど、協働型の行財政運営をめざします。

市が持つ様々な資源を最適かつ効果的に配分、運用し、市民サービスの適切な水準を維持しつつ、効率的な都市経営を進め、簡素で効率的な組織運営を推進するとともに、より適切な意思決定を図るため、組織のガバナンス※を高め、職員の資質の向上、特に自主的・自律的な行財政運営に必要な能力の向上を図ります。

第2節 安全・都市基盤

～災害に強く、安全でいつまでも快適に住み続けることができるまちづくり～

阪神・淡路大震災で得た教訓と経験を生かし、総合的な消防・防災体制を市民の力を結集して強化していくとともに、防犯・交通安全対策を進め、災害に強く、また犯罪や交通事故のない、安全で安心なまちをつくります。

市民の安全性や利便性を高め、良好な市街地の形成を図るために、適正な道路・交通体系を確立させるとともに、道路、上下水道などの都市基盤の計画的かつ効率的な整備を進め、地域の特性を生かし多様な都市機能を備えた、よりコンパクトな都市※の形成をめざします。

また、ユニバーサルデザイン※の考え方により、すべての人にやさしい、安全でいつまでも快適に住み続けることができるまちをつくります。

“災害に強く、安全でいつまでも快適に住み続けることができるまちづくり”の実現に向けて、「健康・福祉」「教育・子ども・人権」「環境」などの分野との連携・協力を図りながら各施策を推進します。

① 防災・消防

「1. 17は忘れない～市民力で支え合うまち～」の実現をめざして、市民力を結集した総合的な防災・消防体制の充実強化を推進します。

そのために、自主防災組織を核とした地域における支え合いなど、共助の仕組みを強化し、市民の防災力を高めるとともに、災害発生時に市民の防災・避難拠点となる公共建築物などの耐震化を推進するなどし、都市防災機能を高めます。

また、救急救命体制、防火体制の強化を進めるほか、広域的な連携による消防体制の充実を図ります。

② 防犯・交通安全

市民一人ひとりの防犯・交通安全意識の高揚を図り、市民の主体的な防犯・交通安全活動を促進します。また、市民と連携した取り組みを展開し、犯罪・交通事故のない、安全で安心なまちづくりを推進します。

このほか、駅周辺での放置自転車対策や街路灯など地域の安全を高めるための施設整備を進めます。

※ガバナンス

組織・共同体が自らを健全に統治すること。法令を遵守し、円滑に業務を進める仕組みを組織の中に確立すること。

※コンパクトな都市

住まい、職場、学校、病院、遊び場などの諸機能を集積することにより、自動車に過度に依存することなく、歩いて暮らせる生活空間を実現するまち、もしくはそれをめざしたまちづくり。ただし、「コンパクトな都市」とは、持続可能なまちづくりを推進するための都

市政策上の考え方であり、特定の都市の形やイメージを規定するものではなく、それぞれの都市に相応しいコンパクトな都市のあり方を定めていくもの。

※ユニバーサルデザイン

人間が言語の違い、左右の利き手の違い、障がいの有無、老若男女といった差異を問わずに利用することができる設計・工業デザインをいう。デザイン対象を障がいのある人や高齢者に限定していない点で、一般的に言われる「バリアフリー」とは異なる。

③ 土地利用

南部市街地では、住宅地、商業地、工業地、農業地などの土地利用の実態に留意し、既成市街地の整備や再整備を進めるとともに、原則として市街地周辺緑地への市街地の拡大を抑え、地域の特性を生かし多様な都市機能を備えた、よりコンパクトな都市の形成をめざします。

また、都市としての安全性や利便性を高めるとともに、すべての人々が安心して快適に生活できる、ゆとりとうるおいのあるまちづくりのため、適正な規制や誘導によって、それぞれの地域の特性に応じた土地利用の実現に努めます。

さらに、市街地周辺緑地では、市街地から展望できる美しい山並みの保全・育成を行うとともに、緑地の利活用を進めます。

北部地域では、自然環境に配慮し、引き続き、生活環境などを向上させるとともに、新名神高速道路の建設推進など、広域的視点からの取り組みもふまえた土地利用について検討します。

④ 市街地・北部整備

南部市街地の整備について、都市機能の向上が必要な農住混在地域では、土地区画整理事業などの面的整備を推進し、都市基盤施設の整備とともに、農地と良好な住宅地が調和したまちづくりを進めます。

また、市街地再開発事業施行区域では、現状と課題を整理し、地元の気運をふまえながら、地域の特性を生かした再整備手法を検討するほか、老朽化した木造住宅が密集する地区では、狭い道路の整備や防災機能の向上など、住環境の改善に向けた課題を整理し、整備手法の検討などを進めます。

北部地域では、豊かな自然と調和した良好な環境を保全していくとともに、農業の振興や農地の適切な管理運営を進めます。

また、地域内の公共公益施設やレクリエーション施設などのさらなる連携により、地域全体の魅力の再創出を図り、南部市街地など他の地域との交流が活発なふれあいの里づくりをめざします。

さらには、交通量の増加に対応した道路などの改良整備を進め、生活環境の向上を図るとともに、新名神高速道路のスマートインターチェンジ※の整備促進と、サービスエリアを含む活用方策の検討を行い、地域の活性化を図ります。

⑤ 住宅・住環境

人々に「選ばれる都市」、そして「住み続けたい魅力ある都市」となるよう、地域の良好な住環境づくりへの市民参加を促進し、地域の魅力を生かした個性ある住環境の形成をめざします。

また、高齢化社会の進展や多様化するライフスタイルなどに住宅を調和させ、それを長く快適に使い続けることができるようにするとともに、次世代へ継承できる良質な住宅ストックづくりを推進するなど、安心して快適に住み続けられる住宅環境の形成をめざします。

⑥ 道路・交通

災害に強く、良好な市街地の形成などのため、都市計画道路や主要市道などを含む総合的な道路網を検証し、適正な道路配置を計画します。

また、高齢化社会や環境問題に対応するため、自動車交通から公共交通への移行を促すように、公共交通のサービス水準の向上や利用促進に向けた施策を展開するとともに、駅前など交通結節点※機能

※スマートインターチェンジ P23 参照

※交通結節点

交通機関を乗り換える施設で、鉄道駅、バスターミナル、自由通路や階段、駅前広場やバス交通広場、歩道駅などを意味する。

の充実を図り、よりコンパクトな都市※の形成をめざします。

さらに、ユニバーサルデザイン※の理念に基づき、高齢者や障がいのある人を含む、すべての人にやさしい安全で快適な道路環境や公共交通施設などの整備を進めます。

道路整備について、一般市道は、安全で快適に、そして利便性を高めるため、改良効果の高い箇所を重点的かつ計画的に整備するとともに、狭あい道路などの整備を地域住民や開発事業者の協力のもとに進めます。都市計画道路は、都市計画道路整備プログラム※に基づき、計画的かつ効率的に整備を進めます。また、道路や橋梁の管理を適切に行い、長寿命化を図ります。

新名神高速道路については、スマートインターチェンジ※などの整備促進を含め、早期整備に向け関係機関と調整します。

⑦ 河川・水辺空間

日々の市民生活に「うるおい」や「やすらぎ」を与えてくれる河川・水辺空間の創出・改善について、「環境」「親水」「治水」の3つの視点を考慮し、うるおいのある河川空間の創出や、県と市が連携した河川の総合治水対策、浸水地域の早期解消に向けた下水道雨水施設の整備、市民による河川・水辺空間の美化活動の促進などに取り組み、「自然と共生する水辺」、「きれいな水の流れるまち」、「安全・安心なまち」の実現をめざします。

また、重要な河川空間である武庫川一帯について、回遊性を意識した取り組みを推進します。

⑧ 上下水道

災害に強いまちづくりのため、老朽化した下水道の汚水施設について、機能向上・耐震化に寄与する長寿命化対策を講じるとともに、良好な生活環境の実現のため、汚水施設の人口普及率、水洗化率100%をめざして整備、啓発活動を進めます。

また、上水道は、安全で安心できる水を安定して供給するため、良好な水源を確保し施設の整備を進めていきます。安定給水を図るため、水道施設の耐震化や、経年化した施設の整備を進め事故の未然防止に努めます。

さらに、安心して飲める水の供給のため、水質管理を充実するとともに、環境に配慮する水道として、自然エネルギーの有効利用や省エネルギー施設の導入に取り組みます。

第3節 健康・福祉

～すべての市民が健康で安心して暮らせる、人にやさしいまちづくり～

子ども、高齢者、障がいのある人、在住外国人などを含むすべての市民が、住み慣れた地域で、その人らしく自立し、健康で安心していきいきと暮らし続けられるまちと仕組みを、みんなが協力してつくっていきます。

市民の健康意識を高め、健康づくりを推進するとともに、保健・医療・福祉の連携による総合的な保健・医療サービスの提供など、保健・医療の充実を図ります。

また、高齢者が住み慣れた地域の中で生きがいを持って安心して生活できるように、生活支援体制の構築、生きがいづくりと健康づくり（介護予防）を推進し、地域社会の助け合いによる地域ネットワークづくりを図るなど、高齢者福祉の充実に努めます。

※コンパクトな都市 P134 参照

※ユニバーサルデザイン P134 参照

※都市計画道路整備プログラム P153 参照

※スマートインターチェンジ P23 参照

障がいのある人が地域社会で自立生活を確立し、完全参加が図れるよう、ノーマライゼーション※の理念やエンパワーメント※の考え方を基本に、「人にやさしいまちづくり」の実現に向けて、障がい者福祉の充実に取り組みます。

さらに、生活支援の必要な市民への援助や国民健康保険事業の運営など、セーフティーネット※としての社会保障の充実をめざします。

“すべての市民が健康で安心して暮らせる、人にやさしいまちづくり”の実現に向けて、「安全・都市基盤」「教育・子ども・人権」などの分野との連携・協力を図りながら各施策を推進します。

① 地域福祉

だれもが住み慣れたところで、その人らしく自立し、安心した生活ができるまちと仕組みを、高齢者、障がいのある人、子ども、在住外国人などの当事者、地域住民、市民活動団体、行政、社会福祉協議会などの関係機関、サービス事業者などが協力し、みんなでつくっていきます。

具体的には、地域で生活し続けるために解決すべき課題を、年齢・性別・国籍・障がい種別・困りごとの内容などで区分することなく、みんなでこれを受け止め、力を合わせて解決していくことができるよう、協働の仕組みづくりを進めていきます。

そのためには、みんながノーマライゼーションの理念、ソーシャルインクルージョン※の思想を理解し、どのような状況になっても支援を必要とする人の主体性や自己決定に基づいた自立を支援し、地域から排除しないという意識を持つことが必要です。市は、さまざまな生活課題を総合的に受け止め、取り組みの検討段階から事業実施までの過程において、市民や関係機関と協働して対応し、みんなが積極的に支え合う活力のある福祉のまちづくりを進めます。

② 健康

子どもから大人まで、市民が毎日安心して心身ともに健やかな生活を送れるよう、笑顔あふれる家庭やコミュニティの創造をめざし、市民の健康意識の向上と健康づくりを推進します。

そのために、市民自身による適切な健康管理と自分に合った健康づくりの実践に対する支援や健康寿命の延伸と壮年期死亡の減少につながる施策を展開するほか、健全な食生活の実践に向けて、すべての市民に対し、食育※を推進します。

また、安心して安全に子どもを産み育てることができるよう母子保健事業をはじめとする支援体制の充実をめざします。

③ 保健・医療

市民が日々の生活を安心して健やかにいきいきと暮らせるよう、充実した保健対策を推進するとともに、保健・医療・福祉の連携による総合的な保健・医療サービスを提供します。

また、いつでも適切な医療を受けられるよう、救急医療体制の充実を図ります。

市立病院については、経営基盤の確立を図り、地域の中核病院として、地域の医療機関との連携を推進するとともに、高度・先進医療を提供できる診療体制を確立し、良質な医療サービスの提供に努めます。

※ノーマライゼーション P70 参照

※エンパワーメント

社会的な要因によって差別や不利を強いられている人々が、自らを価値ある存在と気付き自信を回復して、自分自身の置かれている不利な社会的な状態を変えていくために活動、実践していく過程であり、それらを実現する力を当事者が高めていくこと。

※セーフティーネット P24 参照

※ソーシャルインクルージョン

社会的排除や摩擦を受け孤立する人々を援護し、公的扶助や職業訓練、就労機会の提供などを通じて社会的なつながりの中に内包し、共に地域社会の構成員として支え合うこと。

※食育 P28 参照

④ 高齢者福祉

高齢者が住み慣れた地域の中で、健康で、安心して自分らしくいきいきと暮らし続けられる生活支援体制の構築をめざし、高齢者の生きがいづくりと健康づくり（介護予防）を推進します。

また、高齢者のニーズや状態の変化に応じて、必要なサービスが切れ目なく提供されるように、介護サービスなどの基盤整備を進めるとともに、かかりつけ医やケアマネジャー、介護サービス事業者、行政関係者などの連携や、人と人とのふれあいや地域社会での助け合いによって、高齢者とその家族を支える地域ネットワークづくり（地域ケア体制の確立）を図ります。

さらには、権利擁護※の観点から介護が必要な状態になっても、一人ひとりが尊厳を持って、その人らしい自立した生活が送れるよう関係機関が連携して取り組むとともに、高齢者の生きがいづくりを推進します。

⑤ 障がい者福祉

障がいのある人が地域社会で自立生活を確立し、完全参加が図れるよう、ノーマライゼーション※の理念やエンパワーメント※の考え方を基本に、障がいのある人のニーズをふまえて、障がいのある人とその家族を支える地域ネットワークづくり（地域ケア体制の確立）や在宅福祉サービスなどの充実に努めるとともに、就労への支援や社会活動への参加を促進します。

また、障がいのある人が自らその居住する場所を選択し、地域で自立した生活を送れるよう、生活の場の確保や権利擁護に取り組めます。

あわせて、障がいのある人を含むすべての市民が、障がいへの理解を深めるため、啓発事業の強化やノーマライゼーションの理念の普及を図り、「シンシアのまち宝塚※」にふさわしい、人にやさしいまちづくりの実現に向けた取り組みを推進します。

⑥ 社会保障

生活支援の必要な市民に対して、必要とする支援が確実に実行されるよう、セーフティーネット※としての機能を確実に果たせるよう、実施体制の充実に努めます。

また、生活保護制度だけでなく、既存の社会保障制度を活用するとともに、関係機関や関係部署の連携を強化し、市民の生活支援や相談が的確に行えるよう、相談体制などの充実に図ります。

健康な生活を送るためには、市民だれもが思いがけない病気やけがをしたときでも、安心していつでも医療を受けることができる環境づくりが必要です。

そのために、国民健康保険事業や福祉医療費助成制度を、将来的に持続可能なものとする観点から、今後の制度の動向などをふまえながら適切な運営に努めます。

※権利擁護 P24 参照

※ノーマライゼーション P70 参照

※エンパワーメント P137 参照

※シンシアのまち宝塚 P79 参照

※セーフティーネット P24 参照

第4節 教育・子ども・人権

～子どもたちが健やかに成長し、そして、すべての人々の人権が尊重される心豊かなまちづくり～
心豊かな社会の実現に向けて、子どもたちが健やかに成長し、そして、すべての人々の人権が尊重されるまちづくりを進めていく必要があります。

そのため、すべての施策を人権尊重の視点に立って推進することとし、同和問題をはじめとする人権問題への積極的な取り組みを進めるとともに、男女がともにあらゆる分野に参画できる社会の実現を図ります。

また、子どもが一人の人間として基本的人権が尊重され、ふるさとに愛着と誇りを抱き、社会の一員として、また未来の担い手として、いきいきと健やかに成長できるよう、「自分を大切に、人を大切に、ふるさと宝塚を大切に作る人づくり」を進めます。

そして、すべての子どもが安全で、充実した教育を受けることのできるまちをつくります。

さらに、市民一人ひとりの生き方を大切に、それぞれの世代がいつでも、どこでも学習できる環境を整えるとともに、学習の成果を地域社会に生かすことにより、地域の教育力・文化力を高めていきます。

“子どもたちが健やかに成長し、そして、すべての人々の人権が尊重される心豊かなまちづくり”に向けて、「安全・都市基盤」「健康・福祉」などの分野との連携・協力を図りながら各施策を推進します。

① 人権・同和

人権とは、人間の尊厳に基づいた各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において人間らしく幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

この理念をふまえて、今なお課題が残されている同和問題をはじめ、障がいのある人、女性、高齢者、子ども、在住外国人などの人権問題解決のため、第2次人権教育及び人権啓発基本方針※に基づき、様々な施策を総合的かつ計画的に進め、すべての施策に人権尊重の視点に立って取り組むことにより、すべての人々の人権が尊重・保障される明るく住みよい地域社会の実現をめざします。

また、平和であることは人権の礎であり、人権が尊重される社会であってこそ平和を維持し、実現することができます。このため、「非核平和都市宣言」の趣旨に基づき、戦争や核兵器の恐ろしさ、命の尊さや平和の大切さを訴え、恒久平和を願う様々な施策を進めます。

② 男女共同参画

社会のあらゆる分野に女性と男性がともに参画する機会が保障され、すべての人が個人として、性にとらわれず、自分らしく生き生きと豊かな充実した生活を送ることができるとともに、男女がともに責任を分かち合う男女共同参画社会の実現をめざします。

そのため、男女共同参画推進条例※、男女共同参画プラン※に基づき、すべての施策について、男女共同参画の視点に立って取り組みを進めます

③ 児童福祉

子どもは、一人ひとりがかげがえのない存在であり、一人の人間として尊重され、いきいきと成長していくことが大切です。

※第2次人権教育及び人権啓発基本方針 P154 参照

※男女共同参画プラン P154 参照

※男女共同参画推進条例

男女共同参画社会の実現を目的として平成14年(2002年)に制定。男女共同参画の推進に関し、市・市民・事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めたもの。

このため、家庭、学校園をはじめとする各施設、地域住民、事業者などと市が、子どもの最善の利益を考慮して、相互に連携・協力して、子育てを支援し、子どもを守るとともに、子どもの内なる力を信じ、それを引き出すための取り組みを進めます。

そして、子どもが夢と希望を抱き、一人の人間として自立し、人を思いやり、命を慈しむ心を持って、健やかに成長するまちの実現をめざします。

④ 青少年育成

青少年がふるさと宝塚に愛着と誇りを抱き、自信を持った社会の一員として、また未来の担い手として、自ら「育つ」ことが大切です。青少年が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができるように、居場所づくりや、地域ぐるみで青少年を守り育てる環境づくりを進めます。

また、地域や学校、行政が一体となって不登校、いじめ、非行などを未然に防ぎ、青少年の育成に努めます。

さらに、青少年が市政や地域のまちづくり活動に参加するなど、社会活動や社会体験などを通して、自らの役割や責任などが理解できるよう、青少年自身、地域、学校、企業などと行政が連携して取り組み、「育むことが楽しくなるまちだからづか」の実現をめざします。

⑤ 学校教育

子どもの「生きる力」には、自らの心身の豊かさと健全さを基盤とし、一人ひとりが自分らしさを形成していく力、仲間や周囲の人たちと共感・信頼できる関係をつくっていく力、民主的な社会づくりに主体的にかかわるための力などが含まれます。これらの力を積極的に育むことを通して、心豊かに社会を担う人、すなわち自分を大切に、人を大切に、ふるさと宝塚を大切に作る人づくりをめざします。

その実現のため、学校園と教職員の教育力を高めるとともに、家庭や地域との連携を高め、市民全体で子どもを応援します。

そして、すべての子どもが安全で充実した学校教育を受けることができるよう、学びの機会均等や学びの成果を保障することを核とした教育福祉の充実、幼稚園、保育所、小・中学校による連携教育の推進、保護者・地域住民による学校教育への参画推進、安全安心で人にやさしい学校園環境の整備充実に取り組みます。

⑥ 社会教育

市民一人ひとりの生き方を大切に、文化的で心豊かな生活を送れるよう、それぞれの世代が「いつでも、どこでも」学習できる環境を整えることにより、社会教育の振興を担う人材の育成を進めます。そのために、市民の自主的な学習活動を支援する図書館や公民館、宝塚自然の家など、それぞれの施設の特色や魅力を高めるとともに、施設間の連携を図り、新鮮な学習情報を効果的に発信します。

そして、市民の学習の成果を地域社会に生かすことにより、各自の持ち味を生かしつつ主体性をもってまちづくりに参画することができるよう、地域の教育力を高めます。また、家庭や地域の教育力の低下が指摘される中で、地域の住民が積極的に学校の活動に協力する動きを大切にするなど、社会教育が地域住民、家庭、学校の連携を強め、協力し合う礎となるよう取り組みます。

さらに、地域教育の基盤となる本市の歴史や文化を守り、また有効に活用しながら、市民や子どもたちの郷土への思いを高め、次代へ引き継いでいきます。

⑦ スポーツ

市民個々の理想とするスポーツライフを支援し、スポーツで人と未来が輝くまち「アクティブ 宝塚※」を実現します。

そのため、市民が人生の各ステージで豊かなスポーツライフが楽しめるように、「する」スポーツだけでなく、「みる」スポーツや「ささえる」スポーツの分野を含めた総合的観点から、本市のスポーツ文化全体を豊かに育成し、スポーツを通して主体的、活動的、健康的な市民生活の実現に取り組みます。

第5節 環境

～都市の景観が美しく調和し、花や緑に包まれた、環境にやさしいまちづくり～

六甲・長尾山系や武庫川の豊かな自然環境は、本市の優れた特性であり、貴重な財産です。その自然環境に調和した伝統的な建造物や史跡をはじめとする文化遺産、歴史的なまちなみなど、様々な地域資源によってもたらされている良好な景観を保全していくことが、自然と共生した都市環境の創造につながります。

このため、本市の都市景観の特性である水と緑と花に調和した、ゆとりと潤いのある住宅地や、にぎわいのある商業地、緑あふれる田園風景など、地域の特性に応じた景観を形成し、保全していきます。

また、親水性に富んだ憩いと潤いのある水辺空間の創出、地域の特性に合った公園の整備や緑化（花）を推進し、自然環境や都市の景観と調和した都市をめざします。

さらに、良好な住宅・住環境の保全や、都市美化を推進するとともに、環境への負荷の少ない持続可能なまちづくりを推進します。

このほか、北部地域において、里山の保全・再生など環境林としての活用を図るとともに、自然豊かな武田尾溪谷の景観を保全します。

“都市の景観が美しく調和し、花や緑に包まれた、環境にやさしいまちづくり”に向けて、「安全・都市基盤」「観光・文化・産業」などの分野との連携・協力を図りながら各施策を推進します。

① 都市景観

六甲・長尾山系の豊かな自然緑地、市街地の中の緑や武庫川に代表される水辺空間、北部地域の田園風景、伝統的な建造物や史跡をはじめとする文化遺産、歴史的なまちなみなど、様々な地域資源によってもたらされている良好な景観を保全していくとともに、このような地域資源を生かした景観の創出に努めます。

また、本市の都市景観の特性である水と緑と花に調和した、ゆとりと潤いのある住宅地や、にぎわいのある商業地など、地域の特性に応じた市街地の景観を形成し、保全します。

さらに、景観に対する市民意識を高め、市民と協働して、都市の景観や環境の保全を総合的かつ計画的に進めます。

② 緑化・公園

緑の基本計画に基づき、市民との協働による緑化（花）の推進と、地域の特性に合った公園の整備を進めます。特に、自然との共生や、災害防止の役割を持つ貴重な自然緑地について、適切な保全・管理に努めます。

※アクティブ宝塚 P154 参照

また、市街地での緑化（花）を推進するため、公共施設はもとより、民有地の緑化（花）を促進するとともに、市民や事業者と一体となった地域ぐるみの緑化（花）運動を進めます。さらに、コミュニティ活動の活性化と安全安心な公園づくりに向けて、市民とのパートナーシップによる公園や緑地の運営・管理を行います。

③ 環境保全

市民、事業者との協働により、未来の子どもたちのために持続可能なまち、健全で恵み豊かな環境とともに育むまち、環境に対する意識とライフスタイルを変革する環境創造都市をめざします。

そのために、まず人類が解決しなければならない課題となっている温室効果ガス※の排出削減を進めます。

また、自然豊かな北部地域における里山の保全・再生、武田尾溪谷の景観保全を図るなど、地域ごとに特色を持った生態系を守り、人と自然が共生できる生物多様性※を意識したまちづくりを進めます。

④ 循環型社会

循環型社会形成推進基本法に定めるごみの減量・資源化の原則に従い、環境への負荷が少ない循環型社会の構築に向けて、市民・事業者・行政が一体となっごみを減らすこと、燃やすごみをつくらなことを推進します。

3R※（ごみの発生抑制・再使用・再生利用）の推進について、市民・事業者・行政の連携によって、ごみの分別排出を徹底し、ごみの減量と資源化率の向上を図るとともに、安全でかつ効率的なごみ処理を推進します。

⑤ 都市美化・環境衛生

清潔で快適な生活環境を創出するため、市民の環境保全意識や美化意識を高めるとともに、環境衛生対策の充実を図ります。

また、犬猫などのペット飼育に関するマナー向上のための啓発活動のほか、ペットとの共生の視点に立ち、ペットとふれあい、行動を理解するための取り組みなども展開します。

さらに、市民の墓地需要に応えるため、「宝塚すみれ墓苑」の整備により、良質な墓地を長期的かつ安定的に供給します。

第6節 観光・文化・産業

～個性と魅力にあふれ、文化の薫り高く、にぎわいと活力に満ちたまちづくり～

本市は、宝塚歌劇、手塚治虫記念館、宝塚温泉と武田尾温泉、清荒神や中山寺の神社仏閣など、数多くの地域資源を有しています。「住んでよし、訪れてよしのまちづくり」という認識のもと、こうした地域資源を活用し、相互に連携させることにより、個性と魅力に満ちあふれ、訪れる人々に憧れを抱かせるまちづくりを進めます。

芸術・文化、国際交流について、市民の活発な活動を応援していくとともに、市内の豊富な歴史的資源や文化遺産を大切に継承し、活用していきます。

また、宝塚らしさを醸し出す中心市街地の価値を高め、地域の特性や伝統を生かしながら、商業、サー

※温室効果ガス P106 参照

※生物多様性 P6 参照

※3R P109 参照

ビス業、工業、農業などの産業の連携・発展を推進するとともに、若者や女性、高齢者、障がいのある人、在住外国人などの就労環境づくりを進めます。

さらに、「消費者が豊かになること」「消費者が自立すること」が大切であるとの基本認識により、市民の消費生活の安定と向上に向けて、啓発活動に取り組むだけでなく、消費者自らが行う経済活動の取り組みも強化していきます。

“個性と魅力にあふれ、文化の薫り高く、にぎわいと活力に満ちたまちづくり”の実現に向けて、「安全・都市基盤」「健康・福祉」などの分野との連携・協力を図りながら各施策を推進します。

① 観光

本市は、歌劇のまちとして知名度が高く、おしゃれな都市イメージを持つまちです。また、手塚治虫記念館、宝塚温泉と武田尾温泉、清荒神や中山寺といった神社仏閣、小浜宿などの歴史的資源、さらには、山本の植木産業、武庫川や長尾・六甲山系に代表される都市景観、自然豊かな北部地域、宝塚（阪神）競馬場といった数多くの魅力ある地域資源を有しています。

「観光を市の中核産業と位置付け、住んでよし、訪れてよしのまちづくりを進める」という認識のもと、こうした地域資源を、相互に連携させることで、真の意味での「強み」に育て上げ、それらを十二分に生かした観光集客戦略※に基づき、積極的な観光施策を展開します。

② 商業・サービス業・工業

持続的に発展するまちであるため、やる気を持って自立的に経営に取り組み、まちに活力をもたらす商業、サービス業、工業の振興を図ります。

また、宝塚ブランドイメージに合った産業を振興するため、異業種交流を促進するとともに、新たなビジネスの誘致や起業家などの育成や地域資源の活用を図ります。

さらに、中心市街地を含めた駅前ビルの商業施設、市民生活に密着した市場や商店街、寺社の門前町としての商店街など、地域の特性に合った商業のあり方について検討し、それぞれの地域の活性化を促進します。

③ 農業

北部地域の生産者と南部地域の消費者を結ぶネットワークの構築により、生産性の向上や安全・安心な農作物の供給、消費者にとっての食育※環境の整備を促進し、未来に繋がる農業の振興を図ります。

また、北部地域の集落営農※を推進する中において、農業者の担い手の育成、地域が一体となって取り組める組織体制づくり、遊休農地や休耕田の活用を促進するほか、国内外を問わず販路拡大をめざしていきます。

さらに、市民力を生かして、山本の花弁・植木産業の振興につながるオープンガーデン※の普及を促進し、宝塚の都市イメージの向上を図ります。

④ 雇用・勤労者福祉

企業が元気でないとう雇用を生まないことから、産業振興施策と一体で雇用・就業の促進と安定のための労働施策を推進していくとともに、女性、障がいのある人、高齢者、在住外国人をはじめ働く意

※観光集客戦略 P155 参照

※食育 P28 参照

※集落営農 P28 参照

※オープンガーデン P28 参照

欲を持つ人の就労環境づくりについて、関係機関と連携して推進していきます。

特に、将来のまちの発展を考えたとき、若者の社会的、経済的自立を社会全体でサポートする仕組みを構築する必要があります。若者の社会参加や就労の支援に向けて、教育、医療、福祉など様々な分野で官民の枠を越えて連携する仕組みづくりを推進し、実効性のある施策を展開します。

⑤ 消費生活

本市は、消費者活動に関して35年以上の歴史があり、市民と行政の協働により成果をあげています。消費者庁の発足により、国においてもその重要性が認識されてきましたが、「消費者が豊かになること」「消費者が自立すること」が大切であるとの基本認識のもと、取り組みを強化していきます。

これまでは、基本的に「消費者＝弱者」との視点に立ち、被害にあったときの事後フォローや被害防止のための啓発活動などを行ってきましたが、消費者自らが行う経済活動であるフリーマーケットやリサイクル活動の取り組みを強化し、さらに、地産地消※、食育※、マイバッグ運動※事業者向けのモニター活動など、消費者と事業者や農業者との良好な関係を構築することにより「市民の暮らしの安全安心」を支える施策展開を進めます。

また、消費者団体をはじめ警察、弁護士会、福祉関係、その他の関係機関との連携を重視し、消費者（市民）にとって本当に価値のあるサービスや情報を提供するように努めます。

⑥ 文化・国際交流

本市には、宝塚歌劇や手塚治虫記念館などの文化資源、清荒神や中山寺、小浜宿などの歴史的資源・文化遺産が数多く存在します。これらの地域資源を継承し、活用していくとともに、集客装置としても捉え、まちのにぎわいづくりを推進していきます。

また、市民の活発な芸術・文化活動を応援するとともに、各種事業の展開による「宝塚文化の創造・発信」に努め、芸術・文化都市に相応しいまちづくりを進めます。あわせて、市内文化施設などの有効かつ効率的な運用を図ります。

国際交流においては、継続的な交流のあり方や新たな地域との交流を検討するとともに、外国人に対する相互理解の促進などに努めます。

※地産地消 P28 参照

※食育 P28 参照

※マイバッグ運動

小売店が渡すレジ袋を使わず、消費者が持参した袋やバッグを使用するという運動。一人ひとりが実行できる、もっとも身近な環境保護運動の一つ。

第4章 将来都市構造の基本的な考え方

第1節 阪神地域の中での本市の位置付け

阪神地域は、東は大阪府、西は神戸地域と北播磨地域、北は丹波地域に接し、南は大阪湾に面しており、六甲山系、長尾山系、北摂連山、武庫川、猪名川などの豊かな自然に恵まれ、「阪神間モダニズム※」に代表される伝統ある独自の文化が育まれてきました。

また、大阪・神戸の二大都市の間であって、多様な都市機能が整った住宅地として成長し、全国的に有名な観光文化拠点や空港・港湾・高速道路などの物流基盤を有しており、京阪神都市圏において重要な位置を占めています。

本市は、阪神地域の中の市街地エリアと田園農村エリアの両方にまたがり、六甲山系と長尾山系の間を流れる武庫川渓谷から下流域に広がる扇状地などに市街地を形成しています。

また、宝塚歌劇をはじめとする観光文化都市、あるいは神戸・大阪大都市圏の住宅都市として、阪神間らしさの形成に重要な役割を担っています。

このため、本市としての都市の特性を、今後も一層強めながら、行政区域を越えた広域的な連携や機能分担を進めていくことが求められています。

第2節 人口減少期を目前にして

本市では、これまでの10年間で、人口が約4パーセント（約1万人）増加したものの、近年は微増にとどまり、数年後には横ばいから減少期に転換すると予測されます。

人口減少期を目前にする中、これまでの土地利用を振り返ると、宝塚ファミリーランド跡地をはじめとする観光拠点での大規模な土地利用転換が行われ、工場などの都市機能の流出も相次ぎました。また、山麓部のいわゆるオールドニュータウン※などでは人口減少傾向が続く一方、市街地農地では宅地化が進んだことで局地的な人口増を招き、社会資本の不均衡をもたらしています。こうした土地利用の背景には、市場経済の動向や産業構造の変化、少子化や高齢化の進行などが考えられます。

このように人口減少をはじめとする社会経済情勢が大きく変化していく中で、今後もあるべき姿と乖離した機能拡散型の土地利用が進行すれば、生活環境の悪化、中心市街地の活力の低下、環境負荷の増大や本市固有の自然、歴史文化資源の喪失につながり、これに行政運営コストの増加が重なり、結果として本市全体の魅力が低下していくことが懸念されます。

このため、これからの土地利用は、人口減少社会の到来を前提として、既存の社会資本を最大限に活用し、無秩序な都市機能の拡散を抑制しつつ、必要なところに適切な都市機能を集積させる、といったコンパクトなまちづくりへの転換が必要です。

そのうえで、生活者重視の視点、すなわち人と地域、人と人のつながりを意識した快適な都市環境を創造し、日常生活を支える交通ネットワークの充実と歩いて暮らせるまちづくりを合わせて進めていきます。

このように、社会（コミュニティ）・環境（エコロジー）・経済（エコノミー）の総合的な視点をもって、持続的発展の可能な土地利用を促進していくことで、本市の将来都市像の実現をめざします。

※阪神間モダニズム

1900年代から1930年代にかけて、主に六甲山系と海に囲まれた理想的な地形を有する阪神間（神戸市灘区・東灘区、芦屋市、宝塚市、西宮市、伊丹市、尼崎市、三田市、川西市）を中心とした地域を土台に育まれた、近代的な芸術・文化・生活様式とその時代の状況を指す。

※オールドニュータウン

高度成長期に建設された郊外のニュータウンが高齢化している状態を表す。

第3節 将来都市構造

(1) 都市核と地域核

JR・阪急宝塚駅から宝塚南口駅、逆瀬川駅から市役所を含む武庫川周辺を、市内外から多様な人々が集う「都市核」と位置付けます。

このうちJR・阪急宝塚駅から宝塚南口駅周辺エリアは、全市民や来訪者のために必要な都市機能の集積を促進します。また、宝塚歌劇をはじめとする広域圏を対象とした観光・文化拠点であるとともに、市民と来訪者が集い、交流する拠点と位置付け、多様な集客拠点にふさわしい複合的な都市機能の集積を図ります。

逆瀬川駅から市役所周辺エリアは、市役所をはじめ公共公益施設が集積する立地特性を生かし、地域型の商業・業務施設や都市福利施設の集積を図ります。

一方、都市核を除く各鉄道駅前や周辺地区を、「地域核」と位置付け、日常生活に必要な都市機能の集積を促進します。地域核は、固有の立地特性や歴史、文化を形成しており、その特色を最大限に生かした発展をめざします。

このように、都市核と地域核が、それぞれの役割を担い、地域特性を生かしながら、必要な都市機能の集積を図る「多核型の都市構造」をめざします。

(2) 都市軸

市街地全体に緑の景観をつくる六甲・長尾山系の山並みと山麓住宅地を丘陵ベルトとして位置付け、自然緑地の保全、育成に努めるとともに、緑と調和した良好な住環境を形成し、美しい緑の景観を守り育てます。

また、本市の中央を流れる武庫川の自然を保全し、武庫川を軸として水辺空間を生かした特色ある土地利用と景観の形成を図るとともに、地震など、災害時における防災帯や避難路などの防災機能を持たせます。

さらに、交通ネットワークとして、鉄道、バス交通網、自動車専用道路や幹線道路網の整備を促進し、広域交流や都市間の連携強化を図ります。

第4節 地域ごとの土地利用の方針

本市の都市構成は、市域を「南部地域」と「北部地域」の2地域に区分し、さらに南部地域を都市計画法に基づく市街化区域に概ね整合する「南部市街地」と、そこから展望できる山並みにあたる自然緑地の部分である「市街地周辺緑地」に区分します。

次世代に向け、コンパクト（機能集約型の都市構造）なまちを実現するためには、市民・事業者・行政が土地利用の基本理念を理解し、これを共有したうえで、適切な役割分担のもと、一体的な取り組みが必要です。そのための共通のルールとして、以下の方針を明らかにします。

(1) 南部市街地

南部市街地では、原則として現在の市街化区域を堅持し、市街地の拡大を抑制します。

そのうえで、阪急宝塚線以北や今津線以西の山麓地域は低層住宅地を基本として良好な住環境の保

全に努めます。また、阪急宝塚線以南や阪急今津線以東については中低層住宅地を中心としつつも、現況をふまえ、周辺環境と調和した土地利用を図ります。

商業系・工業系地域については、産業政策との連携を強化し、商工業の振興に配慮しつつ周辺環境との調和を図ります。また、地域間や周辺都市に影響を与えるような大規模な集客施設については、適切な規模で立地規制・誘導に努めます。

減少傾向にある市街地農地は、農業、とりわけ花卉・植木産業の振興と良好な都市環境の創出に資する貴重な空間として保全し、市街地農地にふさわしい多様な活用を促進するとともに、都市的土地利用へ転換すべき農地は適切に市街化を促進します。

(2) 市街地周辺緑地

南部市街地周辺の自然緑地は市民共有の財産であり、その保全や育成に努めるとともに、身近にふれあうことのできる緑地として整備を促進します。

(3) 北部地域

北部地域は、集落住民の生活環境の充実を図るとともに、山林などの豊かな自然環境や農地を保全し、田園景観の形成に努めます。

都市近郊農業の農地を保全し、適切な基盤整備、管理運営を進めるとともに、都市部との連携を強化し、地産地消[※]を進め農業の振興と環境負荷の軽減を図ります。

一方、人口減少や少子化・高齢化などによる活力低下を防止しつつ、都市部との交流を一層促進するため、建築制限を緩和する都市計画制度や開発許可制度の活用について、土地利用の実情をふまえて検討を進め、北部地域にふさわしいまちづくりに取り組みます。

また、新名神高速道路のスマートインターチェンジ[※]やサービスエリアの設置を促進し、周辺環境の整備を推進します。

県による「宝塚新都市計画」については、公有地の有効活用といった観点からも、引き続き、その動向を注視します。

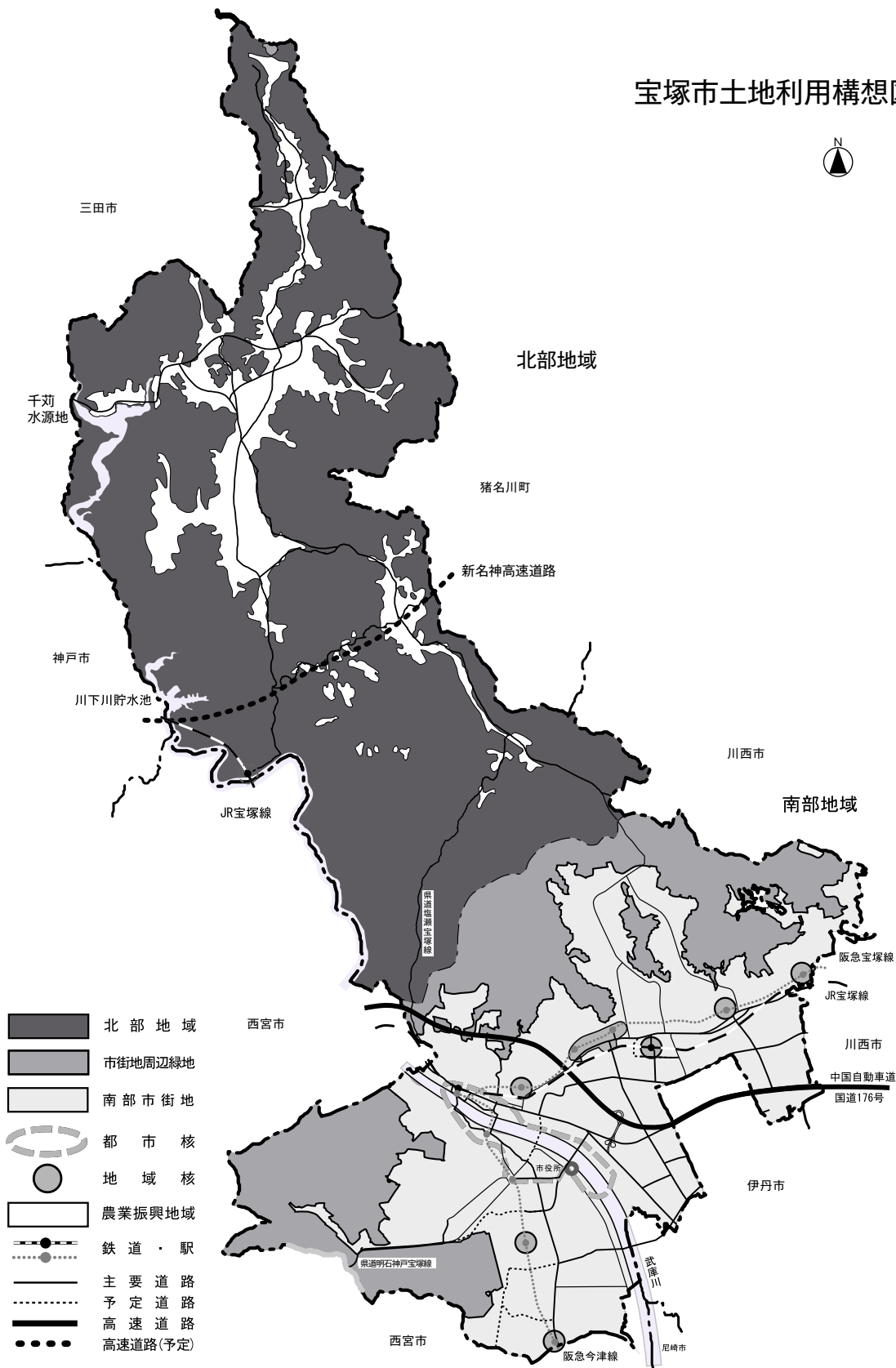
【宝塚市の位置図】



※地産地消 P28 参照

※スマートインターチェンジ P23 参照

宝塚市土地利用構想図



2 現状と課題

<p>社会経済情勢</p> <p>人口推計</p> <p>財政状況</p>	<p>①市民と行政の協働による「新しい公共」の領域の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ●スマートフォンやSNSの普及など、ICTのめざましい進歩 ●市民参加や協働を促進するオープンデータ、ビッグデータの活用の広がり ●市民活動の主体の多様化 ●市民との防災・災害情報の即時共有、地域との連携による速やかな避難所開設の必要性 	<p>②行政マネジメントシステムの機能強化と効果的運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地方分権改革の推進による基礎自治体としての役割の一層の高まり ●高齢化の進行による社会保障費の増大、人口減少への転換による収入の減少 ●社会保障関連経費の増、老朽化する公共施設の整備や耐震化など、財政需要を押し上げる要因の山積 ●市民参加や協働を促進するオープンデータ、ビッグデータの活用の広がり ●社会保障制度・税番号制度(マイナンバー)の利用開始 	<p>③まちの個性を生かし、高めていくまちづくり(宝塚ブランドの強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「夢・未来 たからづか創生総合戦略」の策定、及びそれに基づく地域資源を生かした活力あるまちづくりの取組の開始 ●工業製造品出荷額、工業従業者数は横ばい ●商店数、商品販売額、従業者数の伸び悩み ●観光客数の伸び悩み、新たな観光集客施設整備への期待
<p>市民アンケートの結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●協働でまちづくりを進めるため必要なこと(上位順) <ul style="list-style-type: none"> ・行政の分かりやすい情報提供 ・市民の提案、意見が反映される仕組みの充実 ・市民のまちづくりへの参加意識 ・市民参画の機会の提供 ・市民活動や地域活動に必要な仕組みや場所の充実 ●市民活動や地域活動などへの参加意向が低下 ●協働の指針の認知度が低い 	<ul style="list-style-type: none"> ●重要度が高く、満足度が低い施策に「行財政運営」 ●必要な行財政改革(上位順) <ul style="list-style-type: none"> ・職員数や給与の適正化 ・公共工事の見直しや経費の削減 ・市税などの滞納金の徴収率の向上 ・民間委託の積極的な導入 ●公共施設の整備や管理運営の方向性(上位順) <ul style="list-style-type: none"> ・全体数を現状維持(34.5%) ・必要性や人口規模に合わせて公共施設を減らしていく(30.3%) ・現状、公共施設は不足。増やしていく(18.1%) 	<ul style="list-style-type: none"> ●住み続けたい理由(上位順) <ul style="list-style-type: none"> ・交通の利便性 ・住環境 ・自然環境・景観 ・都市イメージの良さ ●まちの魅力(上位順) <ul style="list-style-type: none"> ・宝塚歌劇等の芸術・文化 ・自然環境 ・神社仏閣 ・閑静な住宅地 ・園芸・植木産業 ●理想とする宝塚の上位に「観光で多くの人が訪れる都市」 ●重要度が高く、満足度が低い施策に「商業・サービス業・工業」 ●満足度の低い施策に「観光」
<p>前期基本計画の評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●協働の指針を策定。協働のまちづくり促進委員会を設置し、同指針のマニュアル及び効果的な協働の仕組みを検討 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●まちづくりを担う人材の育成が必要 ●市民と行政がまちづくりに関して意見交換する場の活性化の必要性 ●協働の進展に伴う、行政の組織体制を含めた仕組みづくりが必要 ●ICTの利活用による情報共有が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ●行政評価に外部評価を導入 ●公共施設マネジメント基本方針を策定 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●協働の進展に伴う、行政の組織体制を含めた仕組みづくりが必要 ●戦略的な都市経営を行うための職員の能力向上が必要 ●ICTの利活用による市民との情報共有が必要 ●ICTの利活用による効率化、効果的な行財政運営が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ●トリプル周年に合わせた観光キャンペーン、イベント開催により、市の魅力を内外に発信 ●観光集客戦略を策定 ●「モノ・コト・バ」事業により宝塚ブランドを選定 ●景観計画を策定 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●宝塚ブランドのブランド力の強化、戦略的な情報発信が必要 ●観光集客の増をめざした観光資源の魅力向上、効果的活用が必要 ●宝塚ガーデンフィールズ跡地の有効活用が必要 ●良質な住宅ストックの活用が必要 ●北部地域におけるスマートインターチェンジ、サービスエリアの活用、他地域との連携による活性化が必要

<p>④子どもたちの成長を地域全体で支えるまちづくり</p>	<p>⑤すべての市民が、安心を実感できるまちづくり</p>	<p>⑥環境の保全と、循環型社会の構築に向けたまちづくり</p>	<p>⑦超高齢社会に対応したまちづくり</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●「夢・未来 たからづか創生総合戦略」の策定、及びそれに基づく子どもと子育てにやさしいまちづくりの取組の開始 ●子ども・子育て支援新制度の本格実施 ●少子化の進行 ●子育て世代の定住、転入を目指した、安心して子育てできるまちづくりの推進及びPRの必要性 ●いじめ、不登校、児童虐待の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ●東日本大震災発生以降の安全・安心に対する意識の高まり ●東日本大震災の教訓を踏まえた、自助、共助の促進による地域の防災力の強化の必要性 ●南海トラフ巨大地震発生の想定 ●集中豪雨の多発化など、自然災害の激甚化 ●市民との防災・災害情報の即時共有、地域との連携による速やかな避難所開設の必要性 ●新たな感染症の発生への恐れ ●悪質な犯罪の増加 ●「夢・未来 たからづか創生総合戦略」の策定、及びそれに基づく健康で安心して暮らせるまちづくりの取組の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ●地球温暖化など地球環境悪化の危機、それに伴う環境への関心の高まり ●福島第一原子力発電所の事故に伴う、再生可能エネルギー転換による環境負荷の少ない持続可能な社会づくりへの期待 	<ul style="list-style-type: none"> ●4人に1人が高齢者に ●超高齢社会の着実な進行、それに伴う社会システムへの影響（財政、医療、福祉、産業、防災、防犯、住居、交通、情報化等） ●健康づくり、介護予防の推進の必要性 ●高齢者の社会参加、いきがいつくりの推進による地域の担い手としての活用
<ul style="list-style-type: none"> ●理想とする宝塚の上位に「子育て支援や児童に対する福祉の充実した都市」 	<ul style="list-style-type: none"> ●理想とする宝塚（上位順） ・災害に強い都市（5年前の調査での4位から1位に） ・医療施設・サービスが充実した都市 ・高齢者、障がいのある人に対する福祉が充実した都市 ・防犯、交通安全等の取組が進んでいる都市 ●重要度が高く、満足度が低い施策に「危機管理」、「道路・交通」 ●重要度が高い施策に「防災・消防」、「保健・医療」、「社会保障」 	<ul style="list-style-type: none"> ●住み続けたい理由の上位に「自然環境・景観」 ●まちの魅力の上位に「自然環境」 	<ul style="list-style-type: none"> ●理想とする宝塚の上位に「高齢者、障がいのある人に対する福祉が充実した都市」 ●重要度が高い施策に「高齢者福祉」
<ul style="list-style-type: none"> ●保育所の整備・幼保連携、地域児童育成会等の充実による待機児童解消に向けた取組を推進 ●放課後子ども教室の拡充など青少年の育成、支援を推進 ●スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター、子ども支援サポーター、学校図書館司書の配置の拡充など教育環境を向上 ●子どもの権利サポート委員会を設置、いじめの防止等に關する条例を制定 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●子ども・子育て支援事業計画に基づく、子ども・子育て支援新制度への対応が必要 ●子どもの居場所づくりが必要 ●児童虐待防止の強化が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ●危機管理指針を策定 ●災害時要援護者支援指針を策定 ●川西市及び猪名川町と消防指令業務共同運用事業を開始 ●自転車の安全利用に関する条例を制定 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●災害時要援護者に対する支援体制の整備が必要 ●災害に備えた多様な情報伝達方法の確保が必要 ●職員の危機対応能力の向上が必要 ●地域の特性に応じた公共交通の確保が必要 ●浸水被害が発生しやすい地域への早期対応が必要 ●地域で支援が必要な人へのネットワークづくりの推進が必要 ●生活困窮者自立支援法施行に伴う対応が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ●新エネルギー推進課を設置し、市民との協働による再生可能エネルギー導入を推進 ●再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本条例を制定、宝塚エネルギー2050ビジョンを策定 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本条例、宝塚エネルギー2050ビジョンに基づく取組の推進が必要 ●事業者への分別徹底の周知や搬入指導等によるごみの減量・資源化の推進が必要 ●ほい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例に基づく取組の推進が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括ケアシステム構築を検討 ●高齢者の見守りネットワークを充実 ●エイジフレンドリーシティ行動計画策定を検討 ●道路のバリアフリー化を推進 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●すべての人にやさしい歩道や安全で快適な道路、施設の整備の計画的な推進が必要 ●地域包括ケアシステムの早期構築が必要 ●高齢者の社会参加、就労、いきがいつくりの支援が必要 ●地域における高齢者の介護予防活動への支援が必要 ●エイジフレンドリーシティの基本理念を取り入れたまちづくりの必要性 ●高齢者の消費生活トラブルへの対応が必要

3 後期基本計画を補完する分野別計画

社会経済情勢の変化や、多様な市民ニーズに的確に対応するため、それぞれの行政分野では、マスタープランや基本計画、基本方針などの各種分野別計画を策定しています。

これらの計画は、総合計画を各分野において補完し、具体化していくものとして位置付けるとともに、各分野における特定の行政課題に柔軟に対応するため、総合計画との緊密な連携を図りながら推進します。

6つのまちづくりの基本目標ごとに策定されたマスタープランや基本計画、基本方針などの主な分野別計画は以下のとおりです。

基本目標	計画名	計画期間など	計画の概要
第1節 これからの 都市経営	協働の指針	平成25年3月 策定	市民と行政または市民と市民の協働による「新しい公共」の領域を拡充していくために、市民と市がそれぞれの責任のもと、協働を推進していくための基本原則や形態などを示した指針。
	ICT戦略	平成28年度～	ICTを取り巻く環境の変化をふまえ、ICT化の基本方針及びICT化を推進するための取組などを定めた計画。
	地域防災計画	—	災害対策基本法に基づき、市民の生命、財産を災害から守るため、市域において地震や風水害などの災害を予防するとともにこれらの災害が発生した場合の総合的かつ計画的な対策を定めたもの。毎年見直しを行うこととしている。
	水防計画	—	水防法に基づき、市内の河川及びため池などに対する水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及び水門の操作、水防のための消防機関の活動、水防管理団体間の協力及び応援並びに水防に必要な水防倉庫、器具、資材などの整備と運用についての大綱を示したものであり、毎年見直しを行うこととしている。
	国民保護計画	平成19年2月 策定	国民保護法に基づき、指定行政機関、都道府県及び市町村が、それぞれ実施する国民の保護のための措置の内容及び実施方法などを示したもの。
	情報セキュリティポリシー	—	保有する情報資産に自ら責任を持って情報セキュリティを確保するための方針、体制、対策などを包括的に定めたもの。本市においては情報セキュリティ規則並びに別に定める情報セキュリティ対策基準、情報セキュリティ共通実施手順及び情報セキュリティ個別実施手順の総称のことをいう。
	危機管理指針	平成24年7月 策定	危機管理に関する基本的事項を定めることにより、総合的かつ計画的な危機管理対策の推進を図り、市民（通勤通学者、観光客などの市民以外の者を含む）の生命、身体及び財産に関する安全及び安心を確保することを目的とするもの。
	災害時要援護者支援指針	平成25年10月 策定	災害時要援護者・支援者・市のそれぞれの役割や日頃の備え、災害発生時の対応などを明らかにし、災害時における要援護者の避難支援を迅速かつ的確に行えるようにすることを目的に定められた指針。
	第2次行財政運営に関する指針	平成28～32年度	幅広い行政課題に的確に対応し、公共サービスを維持するため、市民と行政が共に知恵を出し合い、自らの責任と判断で持続可能な行財政運営の推進に向けて、市民参画とさらなる協働の推進、行政マネジメントシステムの機能強化、機能的な組織づくり、財政の健全化に向けた取組などの方向性を示したもの。
	公共施設マネジメント基本方針	平成26～65年度	市の保有する公共施設の現状と課題を分析したうえで、保有する公共施設を資産として最適に維持管理し、有効活用を図る取組（公共施設マネジメント）を推進することを目的に定められた方針。
	人材育成基本方針	平成17年11月 策定	時代の要請に応えうる職員の育成について、総合的・計画的に人材育成を推進するため、基本的な方向性を具体的に示したもの。
	人口ビジョン、夢・未来 たちからつ創生総合戦略	平成27～31年度	まち・ひと・しごと創生法に基づき、本市における人口の現状を分析し、人口の将来展望を示すとともに、人口減少、少子高齢化の進展に対応し、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくため、基本目標、方向性、施策などを定めたもの。

基本目標	計画名	計画期間など	計画の概要
第2節 安全・ 都市基盤	地域防災計画	P152 参照	
	水防計画	P152 参照	
	国民保護計画	P152 参照	
	耐震改修促進計画	平成 20～37 年度	市民の生命・財産を守るために住宅及び建築物の耐震化率の目標を定めるとともに、耐震診断及び耐震改修を促進するための施策を示したものの。
	都市計画マスタープラン - 2012 -	平成 24～33 年度	都市計画法の規定に基づき、都市計画の担う役割や意義をより明確にするとともに、市民と行政との協働のもとに市の将来都市像を実現するため、都市計画の総合的な理念や目標と、これを実現するための具体的な都市計画の方針などを示したものの。現在の都市計画マスタープランは、平成 24 年(2012 年)3 月に改訂。
	北部地域まちづくり基本構想	平成 28 年度～	北部地域が抱えている人口減少、農業振興、観光、公共交通などの課題と、併せて、平成 28 年度(2016 年度)末に新名神高速道路のサービスエリア及びスマートインターチェンジが供用開始されることを踏まえ、北部地域の課題解決と地域振興に向けて、各種施策を推進するためのまちづくり基本構想を示すもの。
	地域公共交通総合連携計画	平成 23～28 年度	宝塚市の将来の公共交通のあり方を検討し、これらの実現に向けた施策、事業などを示したものの。計画期間は、平成 23 年度(2011 年度)～28 年度(2016 年度)。ただし、期間は平成 28 年度以降も継続的に見直しを行う。
	都市計画道路整備プログラム	平成 21～30 年度	都市計画道路の計画的な整備と事業の透明性を確保するため、優先する整備路線と整備予定時期を示したものの。
	水のマスタープラン	平成 15 年 2 月 策定	市域内の「水」に求められる「環境」、「親水」、「治水」の役割をバランスよく生かした生活環境を創出するため、「水」に関する施策の基本方針を示したものの。
	水道ビジョン 2025	平成 28～37 年度	厚生労働省が示す方向性に基づき、本市上水道事業における施設整備などの将来的方針を示すもの。
	水道事業経営戦略	平成 28～37 年度	総務省からの通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について」に基づき、人口減少や施設の老朽化など経営環境が厳しさを増す中、本市上水道事業の経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に向け、中長期的な基本的取組方針を示すもの。
	第3節 健康・ 福祉	下水道ビジョン 2025	平成 28～37 年度
下水道事業経営戦略		平成 28～37 年度	総務省からの通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について」に基づき、人口減少や施設の老朽化など経営環境が厳しさを増す中、本市下水道事業の経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に向け、中長期的な基本的取組方針を示すもの。
地域福祉計画(第2期)		平成 24～32 年度	地域で暮らすすべての人たちが、その人らしく住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域社会づくりをめざし、地域住民、市民活動団体、行政機関、社会福祉事業者などの関係機関が協力・連携して課題を解決していくための仕組みや取組の方向性を示したものの。
健康たからづか 21(第2次)		平成 26～30 年度	「健康日本 21(第2次)」、「兵庫県健康づくり推進実施計画」などを踏まえて策定した。健康づくりに関するライフステージごとの指標や目標値、行政や市民の具体的な取組を定め、市民の健康づくりを推進するもの。
	次世代育成支援行動計画 「たからっ子『育み』プラン」	平成 27～36 年度	宝塚市子ども条例に基づく行動計画、また、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画として策定。概ね 18 歳未満の全ての子どもと家庭を対象とした子ども施策を総合的・一体的に進めることをめざした計画。なお、本計画は、子ども・子育て支援法に規定された子ども・子育て支援事業計画及び母子保健計画を包含する。
	第2次たからづか食育推進計画	平成 28～34 年度	食育基本法に基づき、市民一人ひとりが、自らの食について考え、食に関する正しい知識や選択する力を習得し、生涯健康で豊かな人間性を育むことができるよう、食育を総合的かつ計画的に推進することをめざしたものの。

基本目標	計画名	計画期間など	計画の概要
第3節 健康・ 福祉	市立病院中期事業計画2014	平成26～29年度	市立病院が果たすべき役割などを勘案して、国が示す「公立病院改革ガイドライン」の枠組みにとられず、独自性を発揮して経営改革をめざすもの。
	エイジフレンドリーシティ行動計画	平成29～32年度 (予定)	平成19年(2007年)、WHO(世界保健機関)が提唱した考えを基に、高齢化と都市化に対応するため、ソフト・ハードの両面で、高齢者にやさしい都市を推進するための計画。
	高齢者福祉計画・ 第6期介護保険事業計画 「ゴールドプラン21宝塚」	平成27～29年度	高齢者福祉計画は、老人居宅生活支援事業と老人福祉施設による事業の供給体制の確保のために市町村が策定する計画をいう。介護保険事業計画は、介護保険の保険給付の適正な運営を図るため、厚生労働大臣が定める基本指針に基づき、3年を1期として定める市町村計画で、サービスや施設の種類の見込み量、その確保のための方策などを定める。これら2つの計画は、一体的に策定するものとされ、本市では、両計画を総称して、「ゴールドプラン21宝塚」という。
	第4次障がい者施策長期推進計画	平成23～32年度	宝塚市の障がい者施策の現状と住民ニーズを把握した上で、福祉、保健・医療、教育、労働、生活環境などの各分野の障がい者施策相互の調整と統合を図り、本市の障がい者施策における基本的な理念を示し、人的・物的資源を合理的に配置するための基本的な方針又は分野別施策の方向性を示す計画。
	特定健康診査等実施計画	平成25～29年度	特定健康診査・特定保健指導を効果的かつ効果的に実施するため、実施方法に関する基本的な事項、実施及びその成果に係る目標に関する基本的な事項を定めたもの。
	データヘルス計画	平成27～29年度	医療保険者が、被保険者のレセプト・健康情報などのデータ分析に基づき、保健事業をPDCAサイクルで効果的・効率的に実施するための事業計画。
第4節 教育・ 子ども・ 人権	第2次人権教育及び人権啓発基本方針	平成19年3月 策定	同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決を図り、全ての人の人権が保障され、明るく住みやすい地域社会の構築をめざして、施策を総合的・計画的に進めるための方向性を示したものの。
	いじめ防止基本方針	平成26年11月 策定	「自分のいのちを大切にし、自分の存在を大事に思うことのできる」、「自分と同じように他の人のいのちも大切にし、また、その存在を大事に考えることのできる」児童生徒の育成に全力で取り組み、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために定められた基本方針。
	第2次男女共同参画プラン	平成28～37年度	男女が、性にとらわれることなく、社会のあらゆる分野に参画できる社会(男女共同参画社会)の実現をめざして、施策を総合的・計画的に進めるための方向性を示したものの。
	DV対策基本計画 (配偶者等からの暴力対策基本計画)	平成23年3月 策定	DV被害者の視点に立った対策の実施や関係機関との連携を図り、DVを許さない社会の実現をめざして、施策を総合的・計画的に進めるための方向性を示したものの。
	次世代育成支援行動計画 「だからっ子『育み』プラン」	P153 参照	
	教育振興基本計画	平成23～32年度	教育基本法に基づき、子どもの「生きる力」の育成、生涯を通じて学ぶことのできる環境の充実などをめざし、教育における施策を総合的・計画的に進めるための方向性を示したものの。
	通学路交通安全プログラム	平成27年4月 策定	通学路の安全確保に関する取組の方針。各関係機関が連絡体制を構築し、互いに連携することで、子どもたちが安全に通学できるよう、通学路の安全確保を図ることを目的とする。
	子どもの読書活動推進計画 (第2期)	平成25～29年度	子どもの読書活動に関して、関係機関や民間団体などが連携・協力して取り組み、社会的気運を盛り上げる啓発活動を推進し、子どもの読書活動を推進し、読書環境を豊かにするための計画。
	スポーツ振興計画 (アクティブ宝塚)	平成22～31年度	平成22年度(2010年度)から平成31年度(2019年度)に限定した計画の名称を「アクティブ宝塚」としている。スポーツを通じて人と未来が輝く本市の将来像を皆で実現していこうとするメッセージが込められている。

基本目標	計画名	計画期間など	計画の概要
第5節 環境	景観計画	平成24年10月 策定	景観法に基づいて、平成24年(2012年)10月に策定。自然や歴史・文化を「守る」、市民のまちづくり活動を「育てる」、周囲のまちなみや自然環境と調和した都市景観を「つくる」ことで、宝塚らしさを感じる都市景観を形成していくことを目的としている。
	都市景観基本計画	平成13年3月 策定	「街並み、水、緑の独自性が織りなす庭園都市景観」をめざし、都市景観の基本的な方向を明らかにするため、都市景観の目標、地域別の目標と方針、広告物などの整備方針を示したものの。
	緑の基本計画「緑の循環都市・宝塚」	平成13～37年度	緑地の保全と緑化の推進に関する施策を総合的・計画的に進めるため、都市緑地保全法に基づき、中長期的な観点で基本的な方向性を示したものの。
	第3次環境基本計画	平成28～37年度	市総合計画の基本構想に掲げる、環境の側面における目標を実現するために、方針や施策を示し、取組みの推進を図る計画。
	地球温暖化対策実行計画	平成24～32年度	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、宝塚市域における温室効果ガスの排出量の削減に向けて、宝塚市の持つ自然や地形的特性を十分に生かしながら、市民や事業者、市の各主体が一体となって取り組み、目標に向けた計画的な推進を図るための計画。
	宝塚エネルギー2050ビジョン	平成27年3月策定	近年の地球温暖化や東日本大震災をきっかけに、環境への負担が少なく、安全で安心な再生可能エネルギーの利用が求められる中、宝塚市民の生活を守るために再生可能エネルギーの利用を進めるにあたっての必要な考え方や目標、取組について定めたもの。
	生物多様性たからづか戦略	平成24～28年度	行政と市民などが協働し、生物多様性の保全を推進するため、担うべき生物多様性の保全と利用の取組について、その理念や目標、指針、基本施策、推進体制を定めたもの。
	一般廃棄物処理基本計画	平成25～34年度	廃棄物処理法に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うために市域の一般廃棄物処理に関する計画を定めたもので、ごみの発生抑制、減量化、資源化などの取組を計画的に進めるための方向性を示している。市の取組だけにとどまらず、市民・事業者が取り組むべき基本方向も示している。
第6節 観光・文化・産業	宝塚すみれ墓苑事業(基本)計画 変更計画	平成24～54年度	宝塚すみれ墓苑の永続的管理及び健全な運営を行い、長期安定的に良質な墓地を提供するため、事業主体を財団法人宝塚市都市整備公社から市とすることなどの変更を行った計画。この計画までの同墓苑の管理・運営は、平成16年(2004年)7月に策定した、新公園墓地整備事業 事業(基本)計画に基づき同公社が実施してきた。
	観光集客戦略	平成26～28年度	観光振興の推進を目的とした観光集客の理念、基本目標、方向性、具体的施策を定めたもの。
	北部地域まちづくり基本構想	P153 参照	
	農業振興計画	平成24～33年度	農業の後継者不足や農地の減少など農業を取り巻く状況が厳しくなっているなか、宝塚市の農業をまもり、さらなる発展のため、市の特色や背景にあわせ、今後の市の農業のめざすべき姿と、その実現に向けて取り組むべき施策をまとめた計画。
	文化芸術振興基本計画	平成27～32年度	文化芸術振興の推進を目的とした文化芸術振興の基本理念、方向性、具体的施策を定めたもの。
教育振興基本計画	P154 参照		

4 前期基本計画の成果を示す指標についての達成・進捗状況

「現状値（H27）」を、前期基本計画に記した「目標値（H27）」や「現状値（H22）」と比較し、右表の評価区分で達成・進捗状況を記載しています。

なお、前期基本計画において現状値（H22）の記載がない指標、終了した事業についての指標などは、評価の対象外としています。

評価区分	
◎	目標値に達した
○	（目標値に達していないが）改善した
△	変化なし
×	悪化した

（1）分野別の達成・進捗状況

1 これからの都市経営

施策別

施策	目標値の設定あり					目標値の設定なし			
	項目数	◎	○	△	×	項目数	○	△	×
1 市民自治	3	1	2	0	0	1	0	0	1
2 市民と行政との協働	1	1	0	0	0	2	1	0	1
3 開かれた市政	0	0	0	0	0	3	1	0	2
4 情報化	1	0	1	0	0	1	1	0	0
5 危機管理	3	3	0	0	0	0	0	0	0
6 行財政運営	2	1	1	0	0	1	1	0	0
計	10	6	4	0	0	8	4	0	4
割合（％）	100	60.0	40.0	0.0	0.0	100	50.0	0.0	50.0

指標別

※着色した指標は、後期基本計画の指標として継続して掲げているものです。

施策	指標名	単位	方向性	現状値（H22）	現状値（H27）	目標値（H27）	評価	
							目標値有	目標値なし
1 市民自治	議決機関のあるまちづくり協議会数	協議会	↗	8	9	20	○	
	自治会加入率	%	↗	68.6	65.8	-		×
	市内のNPO法人の数	団体	↗	78	105	100	◎	
	地域ごとのまちづくり計画の達成率	%	↗	38	45	60	○	
2 市民と行政との協働	地域やNPOと行政との協働事業数	件	↗	13	624	20	◎	
	協働のまちづくり公募型補助金行政提案件数	件	↗	3	12	-		○
	協働のまちづくり公募型補助金市民提案件数	件	↗	17	10	-		×
3 開かれた市政	市民アンケートの「市役所が行う行政施策に関心がある」市民の割合	%	↗	52.3	51.6	-		×
	市民アンケートの「広報たからづかを読む」市民の割合	%	↗	55.5	38.6	-		×
	市民アンケートの「市ホームページを見る」市民の割合	%	↗	19.8	21.3	-		○
	車座集会の開催回数	回	↗	4	-	6	-	
	車座集会の参加者数	人	↗	120	-	180	-	
4 情報化	公共施設の予約などの申請に占めるオンライン率	%	↗	69	76.2	80	○	
	市民アンケートの「市ホームページを見る」市民の割合	%	↗	19.8	21.3	-		○
5 危機管理	市民と行政の講習会実施回数	回	↗	13	26	24	◎	
	職員に対する研修実施回数	回	↗	2	6	3	◎	
	他の自治体、事業者、関係機関との危機に関する協力の取り決め数	件	↗	3	5	5	◎	
6 行財政運営	市民1人当たりの地方債残高	千円	↘	355	318	-		○
	地域やNPOと行政との協働事業数	件	↗	13	624	20	◎	
	公共施設の予約などの申請に占めるオンライン率	%	↗	69	76.2	80	○	

2 安全・都市基盤

施策別

施策	目標値の設定あり					目標値の設定なし			
	項目数	◎	○	△	×	項目数	○	△	×
1 防災・消防	4	1	2	0	1	1	1	0	0
2 防犯・交通安全	4	2	1	0	1	0	0	0	0
3 土地利用	4	0	4	0	0	0	0	0	0
4 市街地・北部整備	2	0	2	0	0	0	0	0	0
5 住宅・住環境	5	0	5	0	0	2	0	0	2
6 道路・交通	3	1	2	0	0	0	0	0	0
7 河川・水辺空間	3	0	3	0	0	0	0	0	0
8 上下水道	4	2	2	0	0	0	0	0	0
計	29	6	21	0	2	3	1	0	2
割合 (%)	100	20.7	72.4	0.0	6.9	100	33.3	0.0	66.7

指標別

※着色した指標は、後期基本計画の指標として継続して掲げているものです。

施策	指標名	単位	方向性	現状値 (H22)	現状値 (H27)	目標値 (H27)	評価		
							目標値有	目標値なし	
1	防災・消防	安心メール登録者数	人	↗	10,029	16,581	13,200	◎	
		自主防災組織活動率	%	↗	81.5	77.2	100	×	
		119番受信から現場到着までの平均所要時間	分秒	↘	7:38	7:09	7:00	○	
		公共施設の耐震化率	%	↗	68.2	89.5	96	○	
		市民アンケートの「日ごろから災害に対する備えをしている」市民の割合	%	↗	25.7	36.7	-		○
2	防犯・交通安全	アトム防犯グループ数	グループ	↗	115	128	150	○	
		安心メール登録者数	人	↗	10,029	16,581	13,200	◎	
		1日あたりの犯罪発生件数	件	↘	7.3	4.8	6.0	◎	
		1日あたりの交通事故発生件数	件	↘	13.3	13.9	12.5	×	
3	土地利用	地区計画の決定地区数	地区	↗	33	38	46	○	
		地区計画の決定地区面積	ha	↗	517.4	547.1	600.0	○	
		地区まちづくりルールの認定地区数	地区	↗	2	8	9	○	
		地区まちづくりルールの認定地区面積	ha	↗	66.5	134.8	180.0	○	
4	北部整備・市街地・中街地	玉瀬地区ほ場整備事業の進捗率	%	↗	1.6	52.5	54.7	○	
		中筋JR北土地区画整理事業の進捗率	%	↗	85	99	100	○	
5	住宅・住環境	住宅の耐震化率	%	↗	77.4	85.3	97	○	
		市民アンケートの「宝塚市内に住み続けたい」市民の割合	%	↗	80.3	79.8	-		×
		市民アンケートの宝塚市内に住み続けたい理由が「住環境が良いから」の市民の割合	%	↗	40.0	39.3	-		×
		地区計画の決定地区数	地区	↗	33	38	46	○	
		地区計画の決定地区面積	ha	↗	517.4	547.1	600.0	○	
		地区まちづくりルールの認定地区数	地区	↗	2	8	9	○	
6	道路・交通	ノンステップバスの導入率	%	↗	56.9	63.7	65.5	○	
		都市計画道路整備率	%	↗	70.71	76.96	79.18	○	
		歩道段差改良箇所整備率	%	↗	72	100	100	◎	
		道路改良率（幅員4m以上の道路の改良率）	%	↗	56.0	-	59.0	-	
7	河川・水辺空間	荒神川都市基盤河川改修事業整備率	%	↗	38.9	57.2	86.9	○	
		下水道（雨水）施設整備延長比率	%	↗	78.6	79.1	82.0	○	
		河川・水辺空間アドプト活動団体数	団体	↗	6	8	12	○	
8	上下水道	水道基幹管路の耐震化率	%	↗	8.2	10.5	13.2	○	
		水道事業の経常収支比率	%	↗	99.4	105.4	101.5	◎	
		重要な汚水管路の耐震化率	%	↗	11.5	20.5	23.0	○	
		下水道（汚水）人口普及率	%	↗	98.5	98.7	98.7	◎	

3 健康・福祉

施策別

施策	目標値の設定あり					目標値の設定なし			
	項目数	◎	○	△	×	項目数	○	△	×
1 地域福祉	1	0	1	0	0	1	0	0	1
2 健康	6	0	3	0	3	1	0	0	1
3 保健・医療	4	1	2	0	1	0	0	0	0
4 高齢者福祉	3	2	0	0	1	1	0	0	1
5 障がい者福祉	4	3	1	0	0	0	0	0	0
6 社会保障	1	0	1	0	0	3	0	0	3
計	19	6	8	0	5	6	0	0	6
割合 (%)	100	31.6	42.1	0.0	26.3	100	0.0	0.0	100.0

指標別

※着色した指標は、後期基本計画の指標として継続して掲げているものです。

施策	指標名	単位	方向性	現状値 (H22)	現状値 (H27)	目標値 (H27)	評価	
							目標値有	目標値なし
1 地域福祉	市民アンケートの「福祉に関する地域のボランティア活動に参加している」市民の割合	%	↗	10.4	8.3	-		×
	週1回以上開催する「ふれあいいきいきサロン」の箇所数	箇所	↗	42	49	50	○	
2 健康	市民アンケートの「意識的に健康づくりに取り組んでいる」市民の割合	%	↗	61.2	54.0	-		×
	三大死因（悪性新生物）における死亡率（千人当たり）	—	↘	2.46	2.48	2.23	×	
	三大死因（心疾患）における死亡率（千人当たり）	—	↘	1.24	1.15	1.00	○	
	三大死因（脳血管障害）における死亡率（千人当たり）	—	↘	0.58	0.71	0.49	×	
	乳幼児健康診査受診率（4か月児）	%	↗	96.3	97.4	100	○	
	乳幼児健康診査受診率（1歳6か月児）	%	↗	95.7	95.2	100	×	
3 保健・医療	乳幼児健康診査受診率（3歳児）	%	↗	93.7	94.7	100	○	
	予防接種（麻疹・風しん第2期）接種率	%	↗	94.2	92.7	100	×	
	市立病院における地域医療機関からの紹介患者率	%	↗	39	55	50	◎	
	市立病院の病床稼働率（稼働病床数に対する）	%	↗	74.3	85.5	95.1	○	
4 高齢者福祉	市立病院の経常収支比率	%	↗	92.3	96.8	100.8	○	
	介護を要しない高齢者の割合	%	↗	83.5	82.0	82.5	×	
	平均介護度	—	→	1.83	1.80	1.83	◎	
	介護予防に関する健康教育実施回数	回	↗	657	2,021	1,000	◎	
5 障がい者福祉	市民アンケートの「余暇活動が充実していると感じている」高齢者の割合	%	↗	60.3	57.6	-		×
	共同生活援助（グループホーム）の利用実人数	人	↗	65	110	104	◎	
	生活介護の利用延べ人数	人日	↗	5,643	8,724	6,300	◎	
	障害者就業・生活支援センターの支援による就職人数	人	↗	27	28	30	○	
6 社会保障	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障がい者など包括支援の延べ時間数	時間/月	↗	13,576	21,597	16,900	◎	
	生活保護率	‰	↘	9.4	11.8	-		×
	被保護世帯数	世帯	↘	1,397	1,840	-		×
	国民健康保険被保険者1人当たりの医療費	円	↘	296,176	340,159	-		×
国民健康保険税の収納率（現年度分）	%	↗	87.7	90.5	90.9	○		

4 教育・子ども・人権

施策別

施策	目標値の設定あり					目標値の設定なし			
	項目数	◎	○	△	×	項目数	○	△	×
1 人権・同和	3	3	0	0	0	1	1	0	0
2 男女共同参画	2	0	1	0	1	2	2	0	0
3 児童福祉	4	0	3	0	1	1	0	0	1
4 青少年育成	3	0	2	0	1	1	0	0	1
5 学校教育	7	3	3	0	1	0	0	0	0
6 社会教育	3	1	0	0	2	0	0	0	0
7 スポーツ	2	0	2	0	0	0	0	0	0
計	24	7	11	0	6	5	3	0	2
割合(%)	100	29.2	45.8	0.0	25.0	100	60.0	0.0	40.0

指標別

※着色した指標は、後期基本計画の指標として継続して掲げているものです。

施策	指標名	単位	方向性	現状値(H22)	現状値(H27)	目標値(H27)	評価	
							目標値有	目標値なし
1 人権・同和	市民アンケートの「人権が尊重されていると思う」市民の割合	%	↗	59.4	60.1	-		○
	市民アンケートの「市の施策は人権尊重の視点に立っていると思う」市民の割合	%	↗	-	35.4	-		-
	人権教育推進事業における学習会や研修会の受講者数	人	↗	3,336	4,197	3,670	◎	
	非核平和都市推進事業参加者数	人	↗	771	1,967	848	◎	
	人権文化センター利用者数	人	↗	105,374	127,316	121,000	◎	
2 男女共同参画	市民アンケートの「男女の役割分担について固定的な観念を持たない」市民の割合	%	↗	38.9	50.1	-		○
	市民アンケートの「社会における男女の機会均等が図られていると思う」市民の割合	%	↗	18.8	44.1	-		○
	男女共同参画に関する講座の参加者数	人	↗	1,881	1,532	2,445	×	
	審議会など委員に占める女性の割合	%	↗	33.9	35.6	40.0	○	
	市民アンケートの「市の施策は男女共同参画の視点に立っていると思う」市民の割合	%	↗	-	37.3	-		-
3 児童福祉	市民アンケートの「宝塚市は子育てがしやすい環境だと思う」市民の割合	%	↗	52.3	48.5	-		×
	認可保育所待機児童数	人	↘	48	7	0	○	
	ファミリーサポート事業延べ利用回数	回	↗	4,027	2,118	4,200	×	
	地域児童育成会待機児童数	人	↘	55	-	0	-	
	放課後子ども教室実施箇所数	箇所	↗	20	21	24	○	
	放課後子ども教室延べ利用者数	人	↗	48,629	70,360	76,800	○	
4 青少年育成	市民アンケートの「地域での青少年の健全育成に関する活動に参加している」市民の割合	%	↗	6.3	4.4	-		×
	放課後子ども教室延べ利用者数	人	↗	48,629	70,360	76,800	○	
	ミニたからづか事業参加者数	人	→	1,740	1,284	1,700	×	
	放課後子ども教室実施箇所数	箇所	↗	20	21	24	○	
5 学校教育	学校図書館における児童生徒1人当たりの年間貸出冊数	冊	↗	34.8	48.8	48.0	◎	
	不登校生徒率(中学校)	%	↘	2.87	2.85	2.00	○	
	スクールサポーター配置充足率	%	↗	47.2	58.3	100	○	
	子ども支援サポーターの充足率	%	↗	70.0	66.1	100	×	
	不登校児童率(小学校)	%	↘	0.23	0.21	0.15	○	
	授業や校務でICTが活用できている教職員の割合	%	↗	63.6	100	100	◎	
	学校施設の耐震化率	%	↗	59.9	100	100	◎	
6 社会教育	図書館での市民1人当たり貸出冊数	冊	↗	7.5	8.4	8.0	◎	
	公民館利用者数	人	↗	409,891	359,986	446,000	×	
	サマースクール参加グループ数	グループ	↗	24	19	30	×	
7 スポーツ	スポーツクラブ21会員数	人	↗	5,251	5,347	7,000	○	
	市立スポーツ施設利用者数	人	↗	764,211	787,498	1,000,000	○	
	希望する運動・スポーツの実施率	%	↗	-	-	50	-	

5 環境

施策別

施策	目標値の設定あり					目標値の設定なし			
	項目数	◎	○	△	×	項目数	○	△	×
1 都市景観	4	0	2	0	2	0	0	0	0
2 緑化・公園	2	1	1	0	0	1	0	0	1
3 環境保全	3	2	1	0	0	3	1	0	2
4 循環型社会	4	0	1	0	3	1	0	0	1
5 都市美化・環境衛生	2	1	1	0	0	0	0	0	0
計	15	4	6	0	5	5	1	0	4
割合 (%)	100	26.7	40.0	0.0	33.3	100	20.0	0.0	80.0

指標別

※着色した指標は、後期基本計画の指標として継続して掲げているものです。

施策	指標名	単位	方向性	現状値 (H22)	現状値 (H27)	目標値 (H27)	評価	
							目標値有	目標値なし
1 都市景観	景観計画特定地区指定数（都市景観形成地域を含む）	地域	↗	12	18	20	○	
	景観計画特定地区指定面積（都市景観形成地域を含む）	ha	↗	213.7	274.5	310.9	○	
	違反広告物除去市民ボランティア団体数	団体	↗	16	8	22	×	
	違反広告物除去市民ボランティア人数	人	↗	185	98	305	×	
2 緑化・公園	公園アドプト制度により市民団体などが管理する公園数	箇所	↗	28	43	46	○	
	地域緑化モデル地区指定団体数	団体	↗	108	110	110	◎	
	市民アンケートの「自宅や身近な場所での緑化（花）活動に取り組んでいる」市民の割合	%	↗	49.3	40.3	-		×
3 環境保全	市民アンケートの「豊かな自然環境が保全されていると思う」市民の割合	%	↗	50.8	55.2	-		○
	市民アンケートの「自然環境保全の活動に参加している」市民の割合	%	↗	9.7	6.9	-		×
	温室効果ガス（CO ₂ 換算）の削減率	%	↗	1.2	-16.9	-		×
	緑地（施設緑地、地域性緑地）の面積	ha	↗	5,863	6,022	5,866	◎	
	環境リーダー養成講座の受講者数	人	↗	149	196	330	○	
	環境展など啓発事業への参加者数	人	↗	200	402	300	◎	
4 循環型社会	燃やすごみ量	t	↘	54,672	55,052	38,134	×	
	資源化率	%	↗	29.7	31.1	40.0	○	
	市民アンケートの「リサイクルやごみの減量化のために、何か取り組んでいる」市民の割合	%	↗	32.9	27.7	-		×
	市民1人1日あたりのごみ平均排出量（家庭系ごみ）	g	↘	571	586	551	×	
	1事業所1日あたりのごみ平均排出量（事業系ごみ）	g	↘	268	285	241	×	
5 都市美化・環境衛生	「宝塚を美しくする市民運動」参加者数	人	↗	64,300	68,291	65,000	◎	
	環境衛生	団体	↗	451	483	500	○	

6 観光・文化・産業

施策別

施策	目標値の設定あり					目標値の設定なし			
	項目数	◎	○	△	×	項目数	○	△	×
1 観光	3	1	1	0	1	0	0	0	0
2 商業・サービス業・工業	3	1	0	1	1	0	0	0	0
3 農業	2	0	0	0	2	0	0	0	0
4 雇用・勤労者福祉	3	0	0	1	2	0	0	0	0
5 消費生活	0	0	0	0	0	1	0	0	1
6 文化・国際交流	3	1	1	0	1	1	1	0	0
計	14	3	2	2	7	2	1	0	1
割合 (%)	100	21.4	14.3	14.3	50.0	100	50.0	0.0	50.0

指標別

※着色した指標は、後期基本計画の指標として継続して掲げているものです。

施策	指標名	単位	方向性	現状値 (H22)	現状値 (H27)	目標値 (H27)	評価	
							目標値有	目標値なし
1 観光	観光入り込み客数	千人	↗	8,995	8,572	9,650	×	
	外国人観光客数	人	↗	1,982	13,591	4,320	◎	
	ボランティアガイド登録者数	人	↗	166	170	250	○	
2 サービス業・工業	起業相談・指導を受けた人のうち起業した事業者数	人	↗	3	19	5	◎	
	市内の主な市場、商業施設における空き店舗割合	%	↘	17.0	20.5	10.6	×	
	地域資源活用による新たな商品数	個	↗	3	3	10	△	
3 農業	認定農業者数	人	↗	23	21	25	×	
	新規就農者数	人	↗	2	1	3	×	
4 雇用・勤労者福祉	若者就労支援事業参加者の就業数	人	↗	7	7	10	△	
	シルバー人材センターの民間受注額	百万円	↗	179	168	200	×	
	ワークサポート宝塚の相談者の就業率	%	→	26	15.9	26	×	
5 消費生活	宝塚生活大学、講演会への参加者数	人	↗	103	-	170	-	
	消費生活に関するあっせん解決件数	件	↗	231	134	-		×
6 文化・国際交流	文化施設（ベガ・ホール、ソリオホール、宝塚文化創造館）の利用率	%	↗	60.9	70.7	61.8	◎	
	市民アンケートの「日ごろから芸術・文化活動に親しんでいる」市民の割合	%	↗	20.6	23.0	-		○
	国際交流事業参加者数	人	↗	6,090	3,456	6,400	×	
	手塚治虫記念館の入館者数	千人	↗	85	109	120	○	

(2) 全体の達成・進捗状況

基本目標	目標値の設定あり					目標値の設定なし			
	項目数	◎	○	△	×	項目数	○	△	×
1 これからの都市経営	10	6	4	0	0	8	4	0	4
2 安全・都市基盤	29	6	21	0	2	3	1	0	2
3 健康・福祉	19	6	8	0	5	6	0	0	6
4 教育・子ども・人権	24	7	11	0	6	5	3	0	2
5 環境	15	4	6	0	5	5	1	0	4
6 観光・文化・産業	14	3	2	2	7	2	1	0	1
計	111	32	52	2	25	29	10	0	19
割合 (%)	100	28.8	46.9	1.8	22.5	100	34.5	0.0	65.5

5 計画策定の経過

平成 25 年	11 月	総合計画後期基本計画策定に向けた基礎調査、分析など (社会経済情勢、本市の現状、将来人口の推計、都市間の比較、地区カルテ)
平成 26 年	1 月	市民アンケート調査 市民活動団体アンケート調査 市内各種団体アンケート調査
	2 月	市ホームページによるインターネットアンケート調査
	4 月 25 日	総合計画検討市民会議を設置 (開催 / 平成 26 年 7 月～平成 27 年 1 月)
	7 月 3 日	総合計画庁内検討会を設置
平成 27 年	1 月 1 日	総合計画審議会を設置 (開催 / 平成 27 年 3 月～9 月)
	1 月 27 日	総合計画後期基本計画原案を作成
	2 月 3 日	総合計画後期基本計画原案への意見を募集 (～3 月 20 日)
	3 月 13 日	総合計画審議会へ諮問
	8 月 3 日	パブリック・コメントを実施 (～9 月 1 日)
	9 月 16 日	総合計画審議会から答申
	9 月 25 日	総合計画後期基本計画案を決定 (都市経営会議)
	10 月 7 日	総合計画後期基本計画に係る議案を市議会に提出 (第 5 次宝塚市総合計画後期基本計画に関する調査特別委員会へ付託される)
	10 月 8 日	第 5 次宝塚市総合計画後期基本計画に関する調査特別委員会 (分科会第 1 グループ) において審査
	10 月 9 日	第 5 次宝塚市総合計画後期基本計画に関する調査特別委員会 (分科会第 1 グループ) において審査
	10 月 13 日	第 5 次宝塚市総合計画後期基本計画に関する調査特別委員会 (分科会第 1 グループ) において審査
	11 月 2 日	第 5 次宝塚市総合計画後期基本計画に関する調査特別委員会 (分科会第 2 グループ) において審査
	11 月 4 日	第 5 次宝塚市総合計画後期基本計画に関する調査特別委員会 (分科会第 2 グループ) において審査
	11 月 27 日	第 5 次宝塚市総合計画後期基本計画に関する調査特別委員会において審査
	12 月 14 日	第 5 次宝塚市総合計画後期基本計画に関する調査特別委員会において修正可決
	12 月 17 日	総合計画後期基本計画が市議会において修正可決

6 執行機関の附属機関設置に関する条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関 の属する 執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
市長				
	宝塚市総合 計画審議会	総合計画の策定に ついての調査、審 議に関する事務	41人以内	知識経験者又は市長が適当と認 める者 17人以内 市内の公共的団体等の代表者 24人以内

(委任)

第2条 附属機関の運営について必要な事項は、当該執行機関が定める。

7 宝塚市総合計画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関設置に関する条例（昭和41年条例第1号。以下「設置条例」という。）第2条の規定に基づき、宝塚市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画後期基本計画の策定について、調査、審議し、答申するものとする。

(組織及び任期)

第3条 審議会の委員は、設置条例第1条に規定する者のうちから市長が委嘱する。

2 市長は、委員が欠けたときは、その都度補欠委員を委嘱しなければならない。

3 委員の任期は、委嘱した日から平成27年11月30日までとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見又は説明の聴取)

第6条 審議会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、政策推進課で行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、平成27年11月30日限り、その効力を失う。

8 諮問書

宝塚市諮問第1号

宝塚市総合計画審議会

第5次宝塚市総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

第5次宝塚市総合計画後期基本計画の策定に当たり、貴審議会の意見を求めます。

平成27年（2015年）3月13日

宝塚市長 中川 智子

諮 問 趣 旨

本市においては、地方自治法に基づき、中長期的な視点から、総合的かつ計画的にまちづくりを推進する計画として2011年3月に第5次宝塚市総合計画基本構想、前期基本計画を策定しました。

このうち、基本構想については、2020年度までの10年間の計画期間ですが、前期基本計画は2015年度を以て計画期間が終了することから、2016年度から2020年度までを期間とする後期基本計画を策定する必要があります。

この後期基本計画の作成については、昨年7月から総合計画検討市民会議を設置し、委員の皆様から意見を聞いて、案の作成に取り組み、本年1月末に取りまとめることができました。さらに、その案に対して、庁内照会により、修正を加えたものを諮問案としています。

この案については、検討市民会議の委員の皆様に加えて、公共団体などからご推薦いただいた20人の委員を加えて、多くの視点からご意見をいただき、より深い議論を行って、精査し、計画をよりよいものになりたいと考えています。よって、後期基本計画の策定について諮問するものです。

9 答申書

平成 27 年（2015 年）9 月 16 日

宝塚市長 中川 智子 様

宝塚市総合計画審議会
会 長 久 隆 浩

第5次宝塚市総合計画後期基本計画の策定について（答申）

平成 27 年（2015 年）3 月 13 日付け、宝塚市諮問第 1 号で諮問のあった標記のことについて、当審議会において慎重に審議した結果、別添のとおり答申します。

なお、計画の推進等にあたっては、下記の点に留意し、その実現に万全を期するよう要望します。

記

- 1 本計画は、地方自治法による基本構想の策定義務が廃止され、まちづくり基本条例に基づいて策定されたはじめての基本計画である。また、議会の議決すべき事件を定める条例によって、基本計画としてははじめて議会の議決を得て策定する計画となっている。市民参加条例に基づき、市民と行政の協働により策定を進めてきたことも含めて考えると、本計画は、行政、市民、議会が、それぞれの責任と役割を持って、策定する計画と言える。市は、このことを深く認識し、市民、議会とともに、市を挙げてその推進にあたること。
- 2 本計画は、策定の段階から総合計画検討市民会議、総合計画審議会など、市民参加を得て協働で策定を進めてきたものである。そのことを踏まえ、今後、評価、改善においても、市民が参加する仕組みを検討の上、取り組むこと。
- 3 市を挙げて本計画を推進するため、市職員はもちろん、市民、市議会議員へ十分な周知を図ること。周知にあたっては、市ホームページや市広報誌への掲載など従来からの手法だけでなく、新たな手法による積極的な情報発信に取り組み、計画の内容だけでなく、その進捗や課題についても情報を共有し、計画の推進を図ること。
- 4 次期総合計画の策定を実りあるものにするためには、速やかに策定準備にとりかかること。本計画の策定プロセスの評価を踏まえ、計画の策定方法や期間、体制、市民参加のあり方などについて議論を始め、十分な策定期間を確保して次期計画を策定されたい。

10 宝塚市総合計画審議会の経過

年月		諮問、 全体会、答申 など	部会				その他
			第1部会	第2部会	第3部会	第4部会	
			安全・都市基盤、 環境	健康・福祉、 教育・子ども・ 人権	観光・文化・ 産業	これからの 都市経営	
平成 27 年	3月	諮問 第1回 (13日) 第2回 (30日)	第1回 (30日)	第1回 (30日)	第1回 (30日)	第1回 (30日)	
	4月		第2回 (10日) 第3回 (22日)	第2回 (21日) 第3回 (28日)	第2回 (14日) 第3回 (28日)	第2回 (8日) 第3回 (13日) 第4回 (21日)	
	5月		第4回 (7日) 第5回 (28日)	第4回 (26日) 第5回 (28日)	第4回 (19日)	第5回 (20日)	
	6月		第6回 (9日) 第7回 (25日)	第6回 (3日) 第7回 (16日) 第8回 (24日)	第5回 (9日) 第6回 (16日)	第6回 (3日) 第7回 (17日)	
	7月	第3回 (13日)					
	8月						
	9月	第4回 (7日) 答申 (16日)					パブリック・ コメント (8月3日～9月1日)

11 宝塚市総合計画審議会委員名簿

(50音順・敬称略)

	委員氏名	所属・役職名など	部会名	
1	足立 勲	環境都市宝塚推進市民会議 会長	第1部会	
2	飯室 裕文	宝塚市協働のまちづくり促進委員会	第4部会	
3	加藤 啓子	(特)宝塚市国際交流協会 理事長	第3部会	
4	加藤 富三	宝塚市未成小学校地域まちづくり協議会 会長	第2部会	
5	河内 厚郎	(公財)宝塚市文化財団 理事	第3部会	
6	喜多 康夫	市民公募委員	第1部会	
7	熊澤 良彦	宝塚市長尾台小学校区まちづくり協議会 会長	第4部会	
8	古泉 義太郎	光ガ丘自治会 会長	第4部会	
9	合田 潔	(一社)宝塚市医師会 理事	第2部会	
10	定藤 繁樹	関西学院大学専門職大学院 経営戦略研究科 教授	第3部会	部会長
11	佐藤 寿一	(福)宝塚市社会福祉協議会 事務局長	第4部会	
12	志方 龍	宝塚市身体障害者福祉団体連合会 理事	第2部会	
13	嶋田 圭吾	(一社)宝塚青年会議所 拡大まちひとづくり委員会 委員長	第1部会	
14	千秋 良雄	宝塚市老人クラブ連合会 副会長	第2部会	
15	大門 美智子	市民公募委員	第2部会	
16	田中 章子	市民公募委員	第1部会	
17	田中 優	大阪国際大学 現代社会学部 准教授	第4部会	
18	田辺 真人	園田学園女子大学 名誉教授	第3部会	
19	恒田 貴美	宝塚市民生委員・児童委員連合会 副会長	第2部会	
20	中村 英文	連合兵庫北阪神地域協議会 宝塚地区連絡会	第3部会	
21	西井 和夫	流通科学大学 総合政策学部 教授	第1部会	部会長
22	西垣 嘉夫	宝塚・防災リーダーの会 監事	第1部会	
23	西田 田鶴子	(特)消費者協会宝塚 理事長	第3部会	
24	西山 良孝	(特)スマイルウェイ 理事長	第4部会	
25	波多野 靖明	宝塚市保育所保護者会連絡会	第2部会	
26	比嘉 実	宝塚市自治会連合会 理事 美幸町自治会 会長	第1部会	
27	東 邦恵	宝塚市PTA協議会 会長	第2部会	
28	久 隆浩	近畿大学 総合社会学部 教授	第4部会	会長・部会長
29	日渡 円	兵庫教育大学大学院 学校教育研究科 教授 大津市教育委員	第2部会	
30	福井 稔	市民公募委員	第4部会	
31	藤本 真里	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 講師 兵庫県立人と自然の博物館 主任研究員	第1部会	
32	牧里 毎治	関西学院大学 人間福祉学部 教授 (特)宝塚NPOセンター 理事長	第2部会	部会長
33	松井 永司	宝塚市体育協会 副理事長	第2部会	
34	三木 基史	市民公募委員	第3部会	
35	南 豊	宝塚市農会連合会 監事	第3部会	
36	三原 伸也	市民公募委員	第3部会	
37	宮上 佳江	市民公募委員	第2部会	
38	宮本 博司	宝塚商工会議所 会頭	第3部会	
39	矢野 浩臣	宝塚市国際観光協会 専務理事	第3部会	
40	山口 巖	市民公募委員	第3部会	

所属・役職名などは平成27年(2015年)3月現在

第 5 次宝塚市総合計画 後期基本計画

発行日 平成 28 年（2016 年）3 月

発 行 宝塚市

〒665-8665

兵庫県宝塚市東洋町 1 番 1 号

TEL 0797-71-1141(代表)

URL <http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/>

編 集 企画経営部政策推進課

